



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1930-1940年代中国華南地域における商人組織の研究
Author(s)	張, 集歆
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12067号
Issue Date	2016-03-24
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k12067
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61554
Type	doctoral thesis
File Information	Chapfun_Cheong.pdf



北海道大学大学院文学研究科

平成 27 年度 博士論文

1930-40 年代中国華南地域における商人組織の研究

北海道大学文学研究科博士後期課程

歴史地域文化学専攻 日本史学講座

張 集歆 (ChapFun, Cheong)

論文目次

- ・ 凡例 (iv)
- ・ 序章 (P.1～P.7)
- ・ 第1章 西南政権の歴史的意義—胡漢民の思想と行動を中心に (P.8～P.32)
 - 第1節 「反蔣」における西南派の基本的姿勢
 - 1. 対立関係の形成及びその実態
 - 2. 西南派の「敵」に対する認識及びその対日姿勢
 - 第2節 福建事変への対応と新たな「軍・政合作」体制への模索
 - 第3節 中央・西南の接近及び西南政権の終焉
 - 小結
- ・ 第2章 1930年代の広東商人及び広州市商会 (P.33～P.65)
 - 第1節 商整会の設立過程及び組織変遷
 - 1. 初期の市商会から商整会へ
 - 2. 商整会期間の組織構成再編及びその意義
 - 第2節 商整会期における広州市商会の諸活動及びその影響
 - 2-1. 香港商人の減税請願運動に対する反対運動
 - 2-2. 太古倉事件
 - 2-3. 商庫証の発行
 - 第3節 広州市商会の1934年総選挙及び「乙種選挙」の存在
 - 小結
- ・ 第3章 日中戦争期の全国商業統制總會広東分会の特質 (P.66～P.83)
 - 第1節 陥落以降広州市が辿った商業統制の経路
 - 第2節 広東分会の組織構成及びその親日性
 - 第3節 広東物審分会の設立及び広東分会との関係
 - 小結
- ・ 第4章 香港占領期における広東香港間帆船貿易 (P.84～P.101)
 - 第1節 「政治謀略基地」としての香港の誕生
 - 第2節 「帆船貿易」の登場

第 3 節 広東内河運営組合による物資輸送の独占経営及びその後の帆船貿易

第 4 節 帆船貿易における統制権限の所在の論争

小結

・ 終章 商人組織の近代化を規定する要因 (P.102～P.104)

・ 参考文献目録 (P.105～P.109)

・ 謝辞 (P.110)

凡例

- ・本稿で使用する年号は、煩雑を避けるため、史料の原文の「民国」「昭和」はすべて西暦に換算し表記した。
- ・本稿の中で、語句の説明や筆者による補足説明は、() を以って表した。
- ・引用史料の中国語のものは、一部の必要性が少ないものや、原文のままのほうが本来の意味が伝わると判断したもの以外、原則として日本語の逐語訳ないし大意訳を行った。なお、人名・地名以外、翻訳文は基本的には常用漢字を用いた。
- ・本文以外に出てきた中国語の文献と史料の標題、あるいは必要と判断される史料などは、訳さないで原文のまま表記した。
- ・引用史料は基本的に原文のままを、筆者が訳したものを用いた。筆者による省略は、(中略) …のような形で示した。
- ・引用文献は各章において初出の場合は全表記した。再出のものは、部分的に省略した。

序章

1. 中国近代史の先行研究に見る商人像

1-1 1920年代

中国における近代の商人組織の研究は、政治史の視角からスタートしたと言われている。それはつまり政治的人物や政治的事件を論述の中心とする研究の手法であり、またその最大の関心も歴史の過程における政治変革やその政治変革がもたらす社会の変動、商人組織の変容にあるという¹⁾。これを逆説的に解釈すれば、商人組織の研究における政治史的なアプローチとは、動的には、政治の改革や社会変動の流れの中に商人組織をどのように位置付けるべきか、あるいは静的には、商人組織と統治者（政治）との間に保たれていた関係はいかなるものだったか、ということが研究の中心であるということになる。

確かに、中国近代史において、商人の実態を政治的な要素に触れずに解明することは難しい。このことを華南地域そのものに置き換えてみたい。国民党の革命の発祥の地とも言われる広東省の場合、孫文の活動とその活動を支えてきた商人階層の属性に早い時期から研究者の関心が集まり、その中でも特に「商団事件」²⁾に関する研究は蓄積が多い。「商民運動」を商人の近代史の中では一つの分水嶺と見ることができる。そのため、運動前後の商人像の連続性・断絶性を考察することは、近代史の中の商人を位置付けるのに必要なステップとなると考える。「商団事件」自体が重要視されてきた原因の一つに、事件の発生によって国民党も共産党も商人階層に対して新たな認識を持つに至り、そして「買弁階級」や「大資本主義」のような用語もそこで初めて革命に関する諸概念の中に盛り込まれ、闘争あるいは動員の対象としてそれぞれの政策の中に組み込まれていった³⁾と、馮筱才氏は言う。つまり、事件は当時自らを革命党の正統であるとアピールする国民党・共産党両党の革命史において非常に重要な意義を持つということである。同様に「商民運動」の解明を通じて国民党と商人階層の関係を試みた朱英氏は、「商団事件」の発生は、革命の発祥の地である広東地方においても、国民党の「党治」は政治レベルに留まるに過ぎず、社会の深層まで浸透していなかったことの証左であり、国民党が商人の組織においてある程度の成果を挙げるようになったのは、その後の中小商人中心のメンバーとした「商民運動」を実

¹⁾ 馬敏「商会史研究與新史学的範式轉換」、楊念群・黄興濤・毛丹主編『新史学』（上）、中国人民大学出版社、2003、PP.490-491

²⁾ 「商団事件」とは、1924年10月に起った、広州市の商人の自衛武装組織である広東商団による軍事クーデターである。香港上海銀行広州支店の買弁である陳廉伯及び広州市西側にある仏山市の地主陳恭がリーダーとなる広東商団は、当時の記録では広東商団は4000人余りの訓練を受けた兵士、それに予備軍も4000人余りの編成で、それぞれ銃器は配布されているという。そして近郊の町の商団と合わせると総計27000人余りの軍力になるという準軍隊的な存在であった。1924年8月に広東商団がイギリスから大量の武器を購入すると、広東軍政府（孫文が大元帥兼内務部長）によって反乱の疑いで差し押さえられ、10月10日になると衝突が起った。同月14日に孫文の命を受けた蒋介石によって鎮圧された。クーデターの背景として、国民党の財政の緊迫とそのしわ寄せとしての広東商人に対する一連の財政強硬政策があるという。邱捷『晚清民国初年広東の士紳與商人』、広西師範大学出版社、2012、PP.273-298

³⁾ 馮筱才『北伐前後の商民運動（1924-1930）』、台湾商務印書館、2004、P.17

施した後である⁴⁾と指摘している。

このように、「商団事件」から「商民運動」へと進む中、商人像も変貌する。国民党の民衆動員政策によって、従来軽視されてきた存在の中小商人は脚光を浴びるようになったのである。国民党の支持をバックに彼らは急進的な一面を持ちながらも、「商民協会」の下で、營利主義を放棄して国民革命を支持し、愛国運動へも積極的に参加した。つまり国民革命と愛国運動の力へと変身した⁵⁾という。そして一方の旧総商会系の商人はこの新生の商人組織によって活躍の場を追われ、弱勢になったと描かれていた。両氏の研究は1920年代半ばから後半までの商人像の一つの典型として提示したことに意義は大きい。しかしながら、このような商人像は、商民運動の最盛期に限定されているように思われる。商民運動期に入ってから、国民党は旧総商会系の商人組織を徹底的に整理しなかったことから、財政面の顧慮があったことの裏づけとなる。表舞台から引いても、旧総商会系の商人たちが握っていた巨大な金融面、貿易面の資源は、簡単に取って代られるものではないことは、1930年代の再登場という事実が物語っている。

1-2 1930年代より以降

1929年を境にするのは、中国における近代的な商人組織の法律である「商会法」の登場が大きく関わる。それ以前も商人に関する法律は1905年に北洋政府によって公布されていたが、1920年代の諸外国の法律を倣って作成された1929年の新しい「商会法」は、組織趣旨から、組織構成、選挙方法など、あらゆる面において本当の意味の近代的なものであることは間違いない。これによって商人組織の存在、活動、責任、権限などが初めて法律によって系統的に保障されるようになったのである。では、法規の整備が一步進んだ1930年代の商人像はいかなるものだったか。ここでは商人像の中のそれ以前のものと連続性、あるいは断絶性に注目しながら、代表的な先行研究を考察しながら確かめたい。

1930年代の上海市商会と工商同業公会、特にその中の中小・零細業者にスポットライトを当てたのは、金子肇氏である。氏は国共内戦後の人民共和国期の商人の研究も行っており、その一貫した論点としての伝統的な商人組織（工商同業公会）の「非閉鎖的・非固定的」、そして「ルーズ」なイメージはここで描かれていた。弱体な組織から来る無力さ（同業者間や新規参入の悪質競争に対する規制力のなさ）が原因で、経済環境に対応しきれない時は、常に行政権力に助け舟を求める⁶⁾という、国家権力依存が強い商人像がここで見られる。そして弱体ながらも、それまた社会に対する統合力が弱い国家権力を補完する一面があること⁷⁾も指摘されている。興味深いのは氏が指摘した1936年以降の、この受身的なイメージ（旧体制が機能しきれなくなったから動いた）を持つ商人の比較的に能動

⁴⁾ 朱英『商民運動研究（1924-1930）』、北京大学出版社、2011、PP.413-418

⁵⁾ 前掲朱英『商民運動研究（1924-1930）』、P.416

⁶⁾ 金子肇「1930年代の中国における同業団体と同業規制—上海の工商同業公会を素材として」、『社会経済史学』、Vol.63-1、1997年

⁷⁾ 金子肇「抗米援朝運動と同業秩序の政治化—上海の愛国業務公約を素材に」、『歴史学研究』、No.923、2014年10月、PP.18-19

的な一面の存在⁸⁾である。これは 1930 年代後期からの商人が近代化の効率性や優位性に目覚めたと解してもよからう。

金子肇氏によって描かれた伝統的なものとの連続性を強調する商人像に対して、陳来幸氏は 1930 年代の広州市商会と旧広州総商会との間の継続性（主に指導者層とネットワークなどの機能面）を指摘しながらも、新生の広州市商会は国民党の統合によって、近代的な、複数の階層の商人を包括する、民主的な組織へと変貌したと指摘する。これは従来の有力商人によって構成された商人組織（広州総商会）の封建的な性質によって参与が閉ざされていた中小商人の変化を重視した結論とも言える。そして新生の商人組織は政府の公共的役割を部分的に負担する主体となり、政府のサポーターとなり得た組織にまで成長したという⁹⁾。つまり、陳氏は新旧商人組織間の断絶を強調する研究とも言える。商人団体の「商民道德」と「商業技能の向上」を図ること、「劣悪な商習慣を一掃」すること¹⁰⁾によって近代的な商人像はそこで形成されていた。ただし、氏の結論は改組後の広州市商会のごく限られた活動の事例及び法規に依拠しており、掘り下げて検討する必要があることは否めない。

そして、本稿の検討の対象である 1930 年代の広東の商人について、西南政権下の請負制度や他省の商人との「洋米」・「国米」論争などの詳しい事例を通じて検討したのは、姜珍亜氏の研究¹¹⁾である。氏は、国家による請負制度に対する改組と系列化、そしてその撤廃を前提とする直接徴税の試行が繰り返されるも、請負制度の生命力に負けたことを事例に、従来の体制を支持する自己防衛的な性格の商人像を作り上げた。そして、この新しい体制が従来の体制を逐除できない原因を、商人によって支持されていた封建的な制度である請負制度は、実は最小資本による最大の効果を得るという近代的な側面も持っていたことと、財政面において統制力の弱体な政府から請負商人への財政的な依存性（「攤派」や「預餉」の徴収など）があることに求めた。そして、全国的にナショナリズムの気運が高い中、広東商人も含め、各地の商人は集団利益（地方利益）追求のための理論作りに苦心した（「洋米」・「国米」論争）という民族主義（国家利益）を建前とした地域主義者のイメージがそこで浮き彫りにされた。この点は本稿第 2 章で触れる広東商人による香港商人の減税請願運動に対する反対運動の姿勢と共通する部分が多いことを特筆したい。なお、姜珍亜氏によって描かれた広東商人像には、中央・地方政府間の軋轢を利用した積極的な政治参与、政策決定の過程に影響力を行使しようとする一面もある。

ここまで概観してきたように、中国近代史の中、とりわけ 1930 年代の商人像に関しては、近代的な商人組織の形成の過程から、常にその従来のものとの連続性、あるいは断絶性、あるいは連続性と断絶性を併せ持ったものとして議論されており、その輪郭は明らかにさ

⁸⁾ 前掲「1930 年代の中国における同業団体と同業規制—上海の工商同業公会を素材として」、P.110

⁹⁾ 陳来幸「広東における商人団体の再編について—広州市商会を中心として」、『東洋史研究』、第六十二巻第二号、2002 年 9 月

¹⁰⁾ 前掲陳来幸「広東における商人団体の再編について—広州市商会を中心として」、PP.130-131

¹¹⁾ 姜珍亜「1930 年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に」、東京大学文学部・大学院人文社会系研究科博士論文データベース 2000 年度

れつつあると言えよう。

では、1940年代の日中戦争期の日本占領地における商人像はいかなるものか。日中戦争の期間、日本によって攻略される前から、国民党の指導の下で各地方の工場、工場の施設や経営者、商人は省政府や市政府と共に大後方（重慶市や四川省、雲南省、貴州省などの主要都市のことである。広東省の場合は臨時省会の韶関市を指す）に移され、そこで新たな行政、経済、商業の中心地が形成されることとなったが、占領地に取り残された商人も大勢いた。このように、同じ地域の商人は、それぞれ大後方の国民政府の経済統制下、または日本占領地の経済統制下に置かれたため、日中戦争期の商人組織の研究は二つのテーマに分かれていく。しかし、現段階においては、そのいずれのテーマの研究もまだ緒についたばかりと言わざるを得ない。

張瑞徳氏の重慶の工商業者の心理に関する研究¹²⁾では、大後方の工商業者は初めから「愛国的」で「抗日的」な存在とされていた。しかし物資不足と国民政府の厳しい経済統制に加え、国民政府によって戦争によって失った税収の肩代わり（各種の重税雑税）を求められた時、彼らはあらゆる政治的な手段、違法の手法を以ってそれに対抗し、利益の擁護を謀った。ここで描かれたのは、愛国心が強く、しっかりした信念を持ちながら、同時に強靱な生命力を持つ積極的な商人像であった。一方、反対側の立場に置かれた占領地の商人たちは、研究史の中において、常に原罪（漢奸であること）のようなものが付きまとう。商人がいかなる利益関心を持ち、いかに汪兆銘政権と合作するかを理論の中心とする「生存利益論」が研究の主流となったのはその裏づけとなる。王春英氏の、そこから派生した理論としての「服従式生存」・「合作式生存」¹³⁾理論も、従来より一歩踏み込んではいるものの、その枠組みからは抜け出せないでいる。氏の蛋業同業公会（玉子業同業公会）の事例では、占領当局の統制政策に対する擁護や服従は見せ掛けに過ぎず、競争と不況の中で生き残り正常な経営を保つために、統制権限を積極的に利用する占領地の商人の側面を見せている。

最後に、本稿が取り上げる時期の一つである西南政権期（1931-1936年）に広東省政府主席兼財政庁庁長を務めた林雲陔の目には、当時の商人はどのように写っていたか、確認したい。林は1934年9月27日の広東省地方自治工作人員訓練所での講演において、「広東の目前の最も緊切な問題」として、次のように商人を取り上げた。

彼らの目的は、すべて自らの利益を謀るためにある。彼らはある地方あるいはある種の事業の利益を独占するため、共謀者と結託して、他の力のあるものとせめぎ合う。そのため本来純粋な群衆も彼らの扇動によって派閥が作られ、（中略）…もともと融和な社会も彼らによって崩壊し、分裂する。この派閥の結成、自己利益中心の考えを彼らから

¹²⁾ 張瑞徳「抗戦時期大後方工商業者の心態與行動」、『歴史学報』第27期、国立台湾師範大学歴史研究所歴史学系、1999

¹³⁾ 「消極合作」と「積極合作」とも言う。前者は日常の経営を営むために占領当局の統制に対して服従の姿勢を見せるのに対して、後者は獲得した統制の特権を利用して競争を行い最大限の利益の獲得を謀るものを言う。王春英「服従與合作：抗戦時期日占区統制経済下的同業公会」、『近代史研究』、2013/6、総第198期、2013

根本的に除去しなければ、人民の正当な団体を組織できるはずもない¹⁴⁾
そして、商人の悪影響の問題は広東のみのものではないが、広東は特に深刻であると強調した。1934年のこの時点、林の口から広東の商人は「散砂のようなもの」と表現されていた。これは1920年代の孫文の民衆へ対する批判の言葉を借用したものであった。

2. 本稿の課題と方法、構成

上述の代表的な先行研究の他、中国近代史の中の商人組織をテーマとして取り上げ、優れた研究成果を残した研究者は数多くある。それぞれは、本稿の各章において順次に提示したい。本稿は、主に商人像の形成に関わる諸要因、なかんずく統治者の要因、体制の要因及び香港の要因を念頭に、次の課題及び方法論を用いて論を進めたい。

まずは、中央対地方、官対民の文脈の中で、1930年代から1940年代を通じて、中国における国民国家の建設の流れの中で、近代化はどのような主体によって、どのように推進されていくか。また、従来の体制が依然として根強く息づいていた時代に、近代化の限界はどこにあるか、を考察する。商人組織の近代化（自立性と民主制）の推進は、政府にとっては現実的にも、また理論的にも必要なものである。自らの正当性をアピールするためにも、地域社会の統合にも、民衆の支持を形のあるものにすることはいかに重要で、いかに有効であるかということを、国民党は知っている。このような権力の正当性の獲得、権力と民衆との対抗と相互依存は1930年代～1940年代の官・民関係にどのように現れるか、確認する。

そして、商人像の形成は地域要素によっていかに規定されていくか、を検討する。従来の研究においては、広東の地域的な特殊性及び独自の伝統からくる複雑性は言及されることはあるものの、軽視される傾向にある。1930年代と1940年代では、重要な地域要素である香港の変容は論述のためのいい材料になると筆者は考える。広東商人を自由主義体制及び強力な統制体制下に置き変えることによって浮上するものは何か、連続性はあるか、解明を試みる。

本稿は、①1930年代の広東地域の歴史的背景、政治的背景としての西南政権の実態、②同時期の商人組織である広州市商会の変遷及びその活動、③1940年代汪兆銘政権期の物資統制が敷かれた広東省商人の対応、の三つのテーマに分け、章立てを行う。構成の基準は、1930年代の第1章、第2章、そして1940年以降の第3章と第4章と、過程的なアプローチをとる。以下、本稿の構成を順を追って簡単に紹介しながら、各章の論点を明確にした

い。

第1章は華南地域の政治的な背景を扱う。この章のテーマである西南政権及び政権を理論面から支える存在である国民党元老派の胡漢民に関する先行研究の蓄積は多い。第1章では、先行研究を踏まえながら、下野後の胡漢民ら西南派の政治姿勢の転換を、①対抗、

¹⁴⁾ 「広東之最近将来」、『広東省政府公報』第273期、広東档案館所蔵 1934-273-97~114, PP.99-101

②交渉の模索、③和解への模索の三つの時期に分け、時系列的に追う。そして国民国家建設という新体制と割拠による派閥闘争の旧体制の対立の文脈の中で、政治人物によって政治主張はいかに利用され、政治の理論はいかに党内の派閥闘争を正当化されていくかを、検討する。1930年代の国民党政権における政権維持のロジックの一つとして、軍事・政治理論の合作体制があることを提示する。本稿におけるこの第1章の意義は、胡漢民に代表される西南派の思想と行動の変化の側面から、西南政権の歴史的意義を見出し、1930年代の西南政権の特質及び広東地域の特殊性を垣間見ることにあると考える。

第2章は、1930年代の国民党と地域商人の関係を考察する。広州市商会1933年の総選挙から1934年の総選挙までの過程を追いながら、その中に現れる商人—政府(広州市党部)の関係を明らかにする。新「商会法」の下で改組された広州市商会は内部の派閥闘争によって弱体化したため、広州市党部はその再建のために介入する事例を取り上げる。そして広州市党部による監督員の組織内派遣、恣意的な選挙結果の操作などを通じて、広州市商会はいかなる組織に変容するかを、組織の編成及び当時生まれ変わりつつある広州市商会の代表的な三つの活動、すなわち①香港商人の減税請願運動に対する反対運動、②太古倉事件、③商庫証の発行、の分析を通じて、示す。それと同時に、広東商人の地域主義者の側面、行政権力に対する依存性の強い側面を検討する。一方、法規の規定によって「近代的」な組織とされる広州市商会に対して、国民党の介入は従来のように政治的な暴力を振うのではなく、「乙種選挙」による浸透であることも、第2章で明らかにしていく。

第3章及び第4章は、いずれも占領期の商人団体である全国商業統制総会広東分会(以下「広東分会」と略す)について検討する。まずは第3章において広東陥落後から太平洋戦争末期までの、広東省内の物資統制、商業統制の動向を追う。そして厳しい統制体制下の商人の活動を探ってみる。広東陥落時に蒋介石政権の広東省政府と共に臨時省政府所在地の韶関市への避難を選択しなかった残留商人たちは、初期は占領当局の密貿易に加担し、その後は当局の物資統制に暴利を獲得する隙を見出し、積極的に参与していくが、そこで働くのは利益第一主義の理論であり、彼らは「悪徳商人」へと化していった。当局に数度にわたる物資統制体制の整理を迫ったのは、このような闇で活躍する商人が存在していたことに求めたい。そして1944年になると、市内商人は新しく設立された全国商統総会広東分会によって吸収された。ここでは広東分会の設立過程及びその歴然たる「日華経済合作」の組織構成について確かめ、華中の商統総会の「中国経済人の創意と責任に基づく自治統制」の構成と華南との差異の原因を、日本の新占領地である香港の存在に求める。そして、広東分会と、広東物産分会と、汪兆銘政権広東省政府の三者関係によって構成された「日華経済合作」の実態はいかなるものか、広東分会の統制権限の移譲要請の事例を通じて明らかにしていく。

第4章は、広東の特色である、香港との接壤地という問題を考察する。そして同時に、広東香港貿易協定(帆船貿易)の実態及びそこにおける広東分会の存在を、検討する。1941年12月末の香港陥落以降の、香港総督部(前身は香港軍政庁)によって行ってきた人口疎

散政策と、広東省の商人帰還政策は相互補完の関係にあることを人口の変動及び広州市内の工場操業数の変化に求める。香港の従来の中継地貿易港の経済的性格は戦争によって変容を迫られたため、香港の対広東の依存性の強い特質は暴露した。第 4 章では、厳しい物資統制の下における広東・香港両地の物資交流である帆船貿易の実態の解明を試みると同時に、約束されていた統制の権限は不信感を抱く当局から移譲されることなく、抜け殻の状態が続いた広東分会の対応を追究しながら、統制下における広東商人の積極的な地域主義の傾向を垣間見る。

第1章 西南政権の歴史的意義—胡漢民の思想と行動を中心に

本章は、1931年の終わりから1936年9月まで存在していた西南政権の歴史的意義を、国民党元老胡漢民の思想と行動の側面から解明するものである。西南政権とは、1931年12月、広東省の主要都市である広州市に設置された「国民党中央執行委員会西南執行部」及び「国民政府西南政務委員会」の二機関のことを言う。これは国民党の党内派閥対立の妥協の産物である。孫文死後の国民党の最大の元老であり、また同時に孫文遺教の権化とも言える胡漢民の政治的影響力及び広東地方軍閥の陳濟棠の軍事力をバックに樹立されたこの政権の下には、当時胡漢民の政治理念に共感を覚えた国民党の元老たち（元老派）、広東を拠点に活動していた一部の国民党広東派、広西省の地方軍閥が加わり、胡漢民を理論面のリーダーとする「西南派」を形成していた。彼らは西南地域において、「抗日」、「反蔣」、「剿共」の政治主張の下に集結し、緩やかな連盟関係を結んでいた。西南政権の存続期間には、時期的には、ちょうど近代国民国家の形成を目指す蒋介石の南京中央政府と、蒋介石の独裁と中央集権に対抗して、地方軍閥による自存のための地域割拠が中国国内各地において盛んに行われていた時期でもあった。また時期的にはほぼ満州事変後の日本の本格的な対華膨張の開始期とも重なり、中国の国内外政治構造は複雑に絡み合う様相を呈していた。当該時期の中央・地方間対立関係の中において、西南政権対南京中央政府、胡漢民対蒋介石の対立は長期にわたり、また西南政権によって進められていた一連の反蔣活動の規模も、政治、経済、軍事などあらゆる面にわたり、最大規模のものであった。

「胡学」¹⁾の存在が示すように、本章のテーマを扱う先行研究の蓄積は豊富である。それにもかかわらず、本章においてあえてこのテーマを取り上げるのは、1930年代の広東省の地域史を理解するためには、本テーマは非常に重要であると考えたからである。一見胡漢民と蒋介石との間の個人闘争に見える一連の事例から、1930年代の広東という地域の独自性を垣間見ることができる。本章は、史料として主に『胡漢民往来函電稿』²⁾（以下『函電稿』と略す）及び彼が1933年に広州で創刊し自らが責任編集を務めた『三民主義月報』を使用する。胡漢民は蒋介石同様、自らの政治生涯の記録を重視する人物で、自らが執筆した投稿文章はもちろん、党内外の要人に宛てた書簡や通電も必ず秘書に筆写させ、他人から受け取ったものは原本のまま、厳密に保管していた。『函電稿』はまさに本章のテーマにあたる1931年から1936年までの、胡漢民の政治生命の晩年期の書簡や通電を網羅したものであり、当該時期の胡漢民の思想と行動を確認するのに欠かせない史料と言える。一方

1) 「胡学」は台湾の国民党党史の研究者である蒋永敬氏（著書に『民国胡展堂先生漢民年譜』、1981、『蒋介石與国共和戦—1945-1949』、2013、いずれも台湾商務印書館、などがある）によって名付けられたもので、主に胡漢民のマルクス主義に関する政治思想や訓政の理論を扱う学問が中心となっている。

2) 全15冊に編集、翻刻された『胡漢民往来函電稿』は、中国大陆の胡漢民研究の第一人者である陳紅民によるものである。胡漢民死後、その往来の書函や寄稿の原稿などは生前から氏の秘書役を務めたその娘の胡木蘭によって保管され、のちにハーバード大学イェンチン図書館に寄贈された。陳紅民氏によって整理、翻刻されたのは2004年のことである。陳紅民輯注『胡漢民往来函電稿』、第1冊—第15冊、広西師範大学出版社、2005

の『三民主義月刊』は1933年から西南政権が取消された1937年までの間、孫文の政治思想に対する解釈、宣伝を目的に胡漢民によって刊行されたものである。胡漢民の存命中毎月必ず1本、多い時は2本の自らの時局に対する論評やその最高権威者としての孫文思想に対する解釈の文章を寄稿していた。政治家であり、また文人（23才の時に挙人）でもある胡漢民の文章の内容はいずれも論拠が明確で内容も濃く、また表現力も大変優れている。彼の政治思想や政治主張を検討する上で最適な史料である。

それでは、胡漢民も含め、西南政権に関する研究は、どのように進められてきたのか。1970年代から台湾の研究者の間で、胡漢民の早期の政治思想を中心とした研究は盛んであった。その中で蒋永敬氏によって編纂された『民国胡展堂先生漢民年譜』は1980年代の胡漢民研究の一つ総決算とも言えるものである。しかし、1931年の蒋介石と胡漢民の間の「約法の争い」³⁾より以前の豊富さ、詳細さに比較して、史料の欠乏のためか、西南政権期の胡漢民の活動や政治主張に関する解析は相対的に物足りない感がある。そして中国大陆側は台湾より少し遅れて、1980年代頃から研究が始められたようであった。管見の限り、周聿峨及び陳紅民両氏の修士論文⁴⁾はこのテーマの研究論文の草分けとなる。周聿峨論文は胡漢民の早期の政治思想を対象としたのに対して、陳紅民論文は満州事変以降の胡漢民の反共反蒋姿勢を描くものである。そして1990年代に入って、台北国史館所蔵の『蒋中正總統檔案』（『事略稿本』）及び『函電稿』の原本の両方を利用した楊天石氏のもの⁵⁾が登場するが、使用史料の偏りのためか、ここでは胡漢民はやや否定的に描かれていた⁶⁾。

晩年の胡漢民と密接な関係にある西南政権に焦点を当てた研究は少なくないが、全体的な傾向としては南京中央政権の形成過程に重きを置くものが多く、西南政権はそれに付随して論じられていた⁷⁾。その中で、2000年以降に登場した陳紅民氏及び羅敏氏の研究は西南政権について新しい視点を提示した。陳紅民氏は『函電稿』を用いながら、詳細に胡漢民を取り巻く人間関係や朝野各アクター間の人間関係を解析した上で、当該期の国民党内の派閥闘争の図式を明らかにした⁸⁾。一方の羅敏氏は2007年のものと2009年のものがあり、そのいずれも論旨の基調は西南政権の急速な衰退の原因を、国民党内各派閥間の

³⁾ 「約法の争い」とは中原大戦後「訓政約法」を制定し一気に自らの個人独裁の地位を合法化しようとした蒋介石に対する胡漢民の反対を発端に形成された蒋介石と胡漢民の対立である。「約法の争い」については横山宏章『中華民国史 専制と民主の相剋』、三一書房、1996、PP.114-117を参照。

⁴⁾ それぞれ周聿峨「論辛亥革命時期的胡漢民」、広州暨南大学修士論文、1981、及び陳紅民「論九一八事変後の胡漢民」、南京大学修士論文、1985

⁵⁾ 楊天石『尋找歷史的謎底—近代中国的政治與人物』、首都師範大学出版社、1993

⁶⁾ 楊天石『蒋氏秘档与蒋介石真相』、遼寧教育出版社、2002

⁷⁾ 例えばLloyd E. Eastman（易勞逸）氏の著書（中国語訳）の『1927-1937年国民党統治下的中国—流産的革命』は、経済面・金融面の統制強化によって増強された中央政府の支配力に対する西南政権の抵抗という両者間の経済的要素を重視したものであった。その中で、中心に取り上げられたのは蒋介石の南京中央政権の統治及び対日政策などの政治手段に対する検討であり、西南政権が言及されたのは幣制改革について検討する時のみであった。Lloyd E. Eastman（易勞逸）『1927-1937年国民党統治下的中国—流産的革命』、中国青年出版社、1992、P.309。また、陳紅民氏も同じ問題点を指摘していた。陳紅民（小川唯訳）『大陸中国の民国史研究』、飯島涉他編『現代中国と歴史学—4』、2009、東京大学出版会

⁸⁾ 陳紅民『函電里的人際關係與政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』、三聯書店、2003

闘争、謀略の駆使及び中央政府による武力の威嚇によるものとした⁹⁾。なお、国民党内の地域意識の視点から蒋介石と胡漢民など元老派、広東の実力者との間の闘争及び武力衝突の要素を分析した研究¹⁰⁾も上述の二つの研究とほぼ同時期に現れた。このように胡漢民と西南政権に関する研究は主に台湾と中国大陸の研究者が中心となって進められており、日本側では現段階まだ専門的な研究は見られない。その中で、汎アジア主義ネットワークの中に西南政権の位置づけを探ろうとする試みである松浦正孝氏の研究は、新しい視角の可能性を示唆したものと言える¹¹⁾。

このように、胡漢民や西南政権に関する研究は1990年以降から急速に進み、その実態は様々な側面から明らかにされてきた。研究史の流れを概観すると、ハーバード大学イェンチン図書館所蔵の胡漢民の『函電稿』が利用され始めた1990年頃が、新しい視点の提示という意味では、分水嶺となったと考えられる。そしてその後は『函電稿』は陳紅民氏によって翻刻・整理され、胡漢民研究に必要な基本史料となった。本章では、翻刻版の『函電稿』の分析を通じて、西南政権のから瓦解までの各時期の胡漢民の時局に対する対応と政治姿勢を明らかにすることを目的とする。

第1節 「反蔣」における西南派の基本的姿勢

1. 対立関係の形成及びその実態

従来の研究において指摘されているように、地方の実力者たちは、北伐直後の南京国民政府の財政的な基盤の弱体に乗じて、任せられた財政上の義務を請け負う見返りに、中央からある程度の自主権を獲得するという半放任主義の「請負的な関係」を歓迎していた¹²⁾。むしろ「請負的な関係」の形成は、財政面の問題に限らず、国民政府の統合力の不足や、政権正当性の付与の問題などにも由来する。そこには常に統一・中央化に対する遠心力としての地方の独立・分離の力が働く。筆者はこのような近代国家建設の過程における独立・分離の力、あるいは旧来の慣習に依存し、復古主義的な傾向の強い体制のことを「旧体制」と名付け、そして建前上であるにせよ、南京国民政府が目指す方向として掲げていたものを「近代国家の建設」¹³⁾を「新体制」と名付けることにする。1930年代の国民党一党独裁の政治構造においては、新体制だけでは対応しきれず、批判の対象であるはずのこの種の旧体制も頻繁に引っ張り出され、それぞれの都合で活用されていた。殊にイデオロギーの

9) 羅敏（光田剛訳）「福建事変前後の西南と中央—対立から交渉へ」、松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」』、ミネルヴァ書房、2007及び羅敏「走向団結—国民党五中全会前後の蒋介石と西南」、中国社会科学院近代史研究所編『民国人物与民国政治』、社会科学文献出版社2009

10) 金以林「地域觀念と派閥衝突—以二〇、三〇年代国民党粵籍領袖為中心的考察」、『歴史研究』2005

11) 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』、名古屋大学出版会、2010、PP.286-303

12) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』、京都大学学術出版会、2004、PP.509-512

13) 国民党政権が全国政権となった後に打ち出された諸政策、例えば経済建設政策、教育政策、外交政策などいし民族関係問題は、いずれもこの「近代的国家の建設」への姿勢を見せている。齊藤道彦「民国後期中国における国民党政権の鳥瞰図」、中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』、中央大学出版部、2005、PP.27-31

対立や権力闘争のシーンでは常に新体制、旧体制双方のベクトルが働いていた。

北伐によって達成された国民党の初期の全国統一は形式的なものに過ぎなかったことは周知の通りである。そのため、政権を中央政府に集中させるべく、直ちに一連の制度改革による中央集権強化策を打ち出したのである。軍事面においてまず推し進められたのは、1929 年 1 月の全国軍事軍編遣会議における軍縮、地方軍事勢力の再編成や、「国民革命軍編遣進程序大綱」が規定するような軍権の中央集権化であった¹⁴⁾。そして翌年の 1930 年 12 月 31 日になると、全国の厘金の撤廃の宣布を皮切りに、「裁厘加税」と「国地財政劃分制度」の導入を行い、財政面の改革を推し進めたのである。「裁厘加税」は中国における近代国家建設の側面として、その後も高く評価されてきたものであるが、当時の事情からみると、地方実力派によって握られていた国税の奪還、更にそれによる財政統制権の浸透の側面も看過できない。姜埏丞氏は広東省の事例について、「裁厘」によって広東省は最も重要な税源を失い、それに代わって「加税」の名目で与えられたのは税収として期待しがたい営業税（実施予定に過ぎなかった）と税源の比重の低い田賦であり、これらが広東省の財政を危うくさせたと論じている¹⁵⁾。つまり、このような中央政府の地方に対する統制力の浸透を意図した制度改革は、地方政権から見れば、それは従来の独立体制の喪失を意味するものであることは明確であり、彼らは自らの統治者としての地位の維持に不安を抱くようになったのである。南京国民政府のこの近代化政策の当然の結果として、従来両者間に保たれていた緩やかな旧体制は転換を迫られ、これに対して地方政権は粘り強く抵抗に出た¹⁶⁾のである。

広東省政府が南京中央政府に対して一つの半独立政権として定着したのは、1932 年 3 月頃の蔣汪合作体制が発足したのとほぼ同時期であった。これは中国国内において「共赴国難」（「共に国難に立ち向かう」）の気運が盛んな時期でもあった。陳済棠が蒋介石によって軟禁されていた胡漢民を広東に迎え入れた後、1931 年 5 月に反蔣の目的で樹立された「広州国民政府」及び広東中央党部の撤廃と引き換えに、設立したのが「国民党中央執行委員会西南執行部」（以下「国民党西南執行部」と略す）及び「国民政府西南政務委員会」（以下「西南政務委員会」と略す）の西南二機関であった。国民党西南執行部の設立によって、建前上では西南地域（広東、広西、雲南、貴州、福建の 5 省のことを指す）の党権は中央党部に属するが、実質的には完全に独立した権限を持つ体制が形成された。また同じように、「西南政務委員会」も独自に、西南地域の内政、軍政、財政、実業、交通、教育、司法と、外交以外のあらゆる行政権限を持つ。この西南二機関のそれぞれの主要人物の、胡漢民、陳済棠、白崇禧、劉紀文、陳策、李敬揚（以上国民党西南執行部）、及び唐紹儀、蕭仏

14) 龔書鐸主編/方敏・馬克鋒・耿向東編著『中国近代史 1919-1949』, 中華書局, 2010, P.131

15) 姜埏丞「1930 年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に」, 東京大学文学部・大学院人文社会系研究科博士論文データベース 2000 年度, 第 1 章

16) 広東省は南京国民政府の「裁厘加税」政策に対抗するため、独自の路線による税源整理を行っていく。それは中央政府の政策方向である税金の統一化及び工商税の拡大との基調を同じくしながら、同時に南京中央政府と財源競争的な性格を持つ「専税」を創設し、従来の税源を確保したという。前掲姜埏丞氏の論文, 第 1 章を参照。

成、李宗仁、鄧澤如、伍朝枢（以上西南政務委員会）らは、いずれも広東が独自に選出した者で、メンバーの出身も広東・広西二省（広西省の出身は白崇禧と李宗仁の二名）のみに限られたという西南一色のものであった¹⁷⁾。

同時代の観察でも、この両機関は「名は政府に非ざるも実は独立的存在」¹⁸⁾と評されていた。一方の南京においては、対立していた蒋介石、汪兆銘と胡漢民の三者の相互牽制の役割が期待されていた孫科・林森政権は、「中央政治会議は汪、蔣、胡の三常務委員来らざる為最高政治機関は成立せず、外交方針を確定することは事実上不可能」¹⁹⁾な状態になっていた。実際の権力者（当時は軍事＝蒋介石、政治理論＝胡漢民あるいは汪兆銘）のいない同政権は「合作政府と呼ばれていたが、実際は合して作らず」²⁰⁾、日本軍の対中国侵略という緊急事態に直面して、結局 1 ヶ月足らずで軍事指導、財政、外交の運営に行き詰まり崩壊したのである。そしてこれを機に、1932 年 3 月に蒋介石と汪兆銘の蔣汪合作政権が誕生し、蒋介石は軍事委員会委員長兼軍事参謀部参謀長に任命され、再び軍権の最高統治者の座に戻ったのである²¹⁾。このように浮上した南京中央政府における政治面の指導者である汪兆銘と軍事面の指導者の蒋介石の合作体制は、訓政期国民党の目指す、より制度化された「集団指導体制」であった²²⁾。しかし、一見民主化が進められているように見えたこの合作体制は、ほんの数年前の歴史を降り返ってみれば、それは単純に「約法の争い」以前の蒋介石・胡漢民の合作体制から、胡漢民から汪兆銘を入れ替えたものに過ぎないことがわかる。

それゆえ、蔣汪合作体制に移行した南京中央政府と胡漢民ら西南政権との対立関係は継続した。この対立構図が定着した 1930 年代前半は、南京中央政府による国民国家の建設と同時に中央集権の強化は推し進められ、それに反発する地方勢力の抵抗や衝突、更に対外的には日本による華北地域への積極的な進出及びそれに誘発されたナショナリズムの高揚という激動の時期であった。

視線を西南政権の内部に向ければ、胡漢民・陳済棠合作体制は、1930 年代前半に限って言えば、胡漢民・陳済棠二人の地域意識や、当面の政治目標は基本的にはほぼ同様で、相互依存の可能性を有していた。しかし、「中央型の政治的人物」である胡漢民と一地方実力者の陳済棠との政治的抱負の相違はあまりにも大きく、その相違によって生じた矛盾も大きかった。ゆえにこの合作体制を陳紅民氏は「矛盾の連合体」と名付けたのである²³⁾。それを端的に表したのは、時期的に程度の差は見られるものの、胡漢民の現状打破志向と、独

17) 前掲『函電稿』、第 15 冊、PP.251-252

18) 風間阜『近世中華民国史』、叢文閣、1938、P.338

19) 前掲風間阜『近世中華民国史』、P.338

20) 陳銘枢「“寧粵合作” 親歴記」、『文史資料選輯』第九輯、合訂本第三冊、P.70。横山宏章『中華民国史—専制と民主の相克』、三一書房、1996、P.123 より引用。

21) 家近亮子『蒋介石と南京国民政府』、慶応義塾大学出版会、2002、P.147 の図 3「蒋介石による巻き返し制度化」を参照。

22) 前掲家近亮子『蒋介石と南京国民政府』、P.147

23) 陳紅民（光田剛訳）「矛盾の連合体—胡漢民・西南政権と広東実力派（1932-1936）」、松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」』、ミネルヴァ書房、2007、PP.78-96

立王国に満足していた陳済棠の現状維持姿勢との齟齬であった。これは 1935 年頃以降の、胡漢民の蒋介石への傾斜の要因の一つとも考える。

従来の研究において解明されてきた西南政権と南京中央政府との対立関係の変遷を、時期的に概観すれば、大きく次の三つに分けることができる。それぞれが、①西南政権の、対立開始後まもない南京中央政府の宥和的な対日政策に対する攻撃期（1931 年末～1933 年末）、②福建事変期に代表されるような交渉・模索期（1933 年末～1934 年 3 月頃）、それに③西南政権による離間策の汪兆銘弾劾議案を機に、南京国民政府内の汪兆銘排斥気運が高まる後期の和解への模索期（1934 年 3 月頃以降）、の三つである。そしてこの三つの時期の中で、特に注目すべきものは初期の、つまり中央政権から在野へ追放された直後の胡漢民の政治主張の方向転換である。中央にいた 3 年弱の間、胡漢民によって提起された政治主張はその絶頂期の「訓政綱領」に集約されるような、国民党による一党独裁・民衆軽視をも意味する強力な中央集権体制の建設と、国民党及び国民政府に対する民衆の忠誠心の強要であった²⁴⁾。彼は、「辛亥革命の失敗に鑑みて、訓政期におけるあらゆる反革命の勢力、それは帝国主義、悪化勢力、腐敗勢力の存在を一切除去するべき」²⁵⁾とし、人民に孫文主義に対する絶対的な信奉と服従を求めた。そして、「訓政綱領」の政治目標を実現させるために、胡漢民は中原大戦における蒋介石の軍事力による地方勢力鎮圧への支持も惜しまなかった²⁶⁾。「訓政大綱提案説明書」の中で彼が説いてきた、「以党治国」の前の段階としての「以党建国」、すなわち国民党の軍事独裁による革命の達成と反革命の粉碎という理論²⁷⁾は、まさに蒋介石の地方軍閥に対する軍事行為に正当性を付与するものであった。「国民革命後、反革命の勢力を完全に除去し、その存在を許すべきではない」²⁸⁾と、胡漢民は「革命的武力」を承認したのである。胡漢民の言う「悪化勢力」や「反革命勢力」とは、共産党のことであり、また当時自分が政権を握っていた南京中央政府に反旗を掲げ、「民主自治」「約法（憲法的性質のある基本法）の制定」を求めてきた汪兆銘や馮玉祥、閻錫山、李宗仁ら地方軍閥のことでもあった。いわゆる旧体制の代表的な存在であると、彼は考えたのである。そして、「以党建国」後の国民党による一党独裁の「治国」の合理性と正当性について彼は、訓政の下における中央集権制度を提唱した²⁹⁾のである。

しかし、西南政権の設立後、下野して地方軍事勢力と新たな軍政合作体制を作り上げた胡漢民は南京中央政府に対して、1933 年 12 月 15 日に「八項の主張」を発表したのである。それは、「地方自治を実行し、人民に政治参加の権限と能力を持たせ」、「中央と地方間は均

24) 「訓政綱領」第 1 条、第 5 条、第 6 条及び「確立訓政期党政府人民行使政權治權之分際及方略案」第 6 条を参照。蔡鴻源主編『民国法規集成 第 33 卷』、黄山書社出版、1999、PP.33-34

25) 王炯華『胡漢民評伝』、湖北人民出版社、2008、PP.197-198

26) 蔣永敬編著『民国胡展堂先生漢民年譜』、台湾商務印書局、1981、PP.477-478

27) 胡漢民「訓政大綱提案説明書」、『革命文献』第 22-24 輯合訂本、出版年不明、PP.4341-4346。周聿峨・陳紅民『胡漢民評伝』、広東人民出版社、1989、PP.205-206

28) 前掲王炯華『胡漢民評伝』、P.197

29) 前掲胡漢民「訓政大綱提案説明書」、『革命文献』第 22-24 輯合訂本、出版年不明、PP.4341-4346。周聿峨・陳紅民『胡漢民評伝』、広東人民出版社、1989、PP.205-206

権制度を実行する。(中略) …地方の事情に適した対応が求められるものは地方に行政権を与える」³⁰⁾とあるように、「地方自治」と「均権制度」を強く主張するものであった。彼の政治主張は自身の政治的立場の変化によって転換したのである。「地方自治」と「均権制度」の二つの主張は孫文が北京政府に対抗する際に提起されたもので別段新しいものではない。ここで重要なのは、胡漢民のそれには「地方自治」を通して「地方連合」へと拡大する意図が組み込まれていたことである。「南北双方相互に推し進め合い」、「各地方においては、均権制度を実行するつもりで地方の政治中心を設立し、反動統治を孤立させるべき」³¹⁾と、彼は自らが発表した「時局に関する宣言」の中で憚ることなく明言した。「均権主義」はここでは「地方連合」のために用いられ、彼は広範囲において連合された倒蔣運動の実現を目標としていたのである。

それでは、実際の連合工作はどのように動いていたか。計画は1933年10月の時点にすでに詳細に考えられていた。胡漢民は華北の何子佩(人物の詳細は不明)に宛てた書函に、華北の当時の状況について、「華北の現状は改造しなければならず、理論、事実のいずれにおいても断然疑うべからずものである」³²⁾として、何子佩を華北軍事連絡専員として任命し、連合工作の任務を任せた。胡漢民の「地方連合」の構想が詳細に示される史料なので、少々長いがそのまま引用したい。その任務とは、

一、華北には有識の士は多い。彼らは党の経験もあり、特に軍事面に強い者が多い。状況を斟酌し、それぞれ挨拶を伝い、同時に華北を救うことはすなわち中国を救うことを意味することを説明する。彼らの団結を促し、三民主義に服従させ、共に革命のために戦わせる。

二、華北の軍の将領に対しては、可能な範囲内において革命の大義及び弟(胡漢民の自称)の内政外交の主張、並びに最近の全局に対する計画を理解させる。共に努力して華北を改造し、南北一致して革命の功をなす。

と、二点にまとめられた上、更に補足点として、

一、上述第二項の意に基づき、とにかく華北の革命将領を団結させ、討賊の通電を打たせる。そして、同時に北平に盤拠している反動勢力を肅清し、華北を中心とする救国組織を樹立する。

二、華北中心の救国組織は、内政外交の現状を考慮すれば、単独に対内対外の重責を負うことを回避させるため、政務委員会や軍事委員会と同等の組織が相応しい。華北の将領からの通電、組織の設立が実現すれば、西南は直ちに党政の中枢を樹立し、売国政府(南京中央政府)との関係を断絶することを宣言し、華北及び長江の革命勢力を指導して、独夫(蒋介石)を討伐し、抗日に従事する。

三、外交面のことを考慮して、華北の組織はとりあえず華北の安定を主張とし、抗日は標榜しない。但し、華北の将領による通電は独夫(蒋介石)の罪状を問責し、売

³⁰⁾ 前掲蔣永敬編著『民国胡展堂先生漢民年譜』, PP.531-532

³¹⁾ 「胡漢民致程潜陳嘉祐等函稿」, 1934年2月23日, 『函電稿』第24巻79件, 第8冊, P.507

³²⁾ 「胡漢民致何子佩函稿」, 1933年10月19日, 『函電稿』第6巻17件, 第4冊, PP.255-256

国政府と絶縁する意向を示さなければならない。妥協の余地がないものがよい。

四．華北将領からの通電，組織の設立が実現後，西南は要員を華北に派遣し，一切を企画する。その際，財政，外交の責任は西南革命政府が負うものとする。但し，華北将領は必ず救国の目標の下にて（革命を）堅持し，同時に西南革命政府の指導を受け，討賊抗日の全功を完成させる³³⁾。

のように指示を下したのである。この何子佩の件は，彼は同時に華北の軍事巨頭の馮玉祥³⁴⁾にも書函で連絡し，馮玉祥からの協力を求めた³⁵⁾。しかし，肝心の軍権を一手に握っていた陳済棠の掣肘によって胡漢民の南北連合構想は実現することはなかった。陳済棠は，「天子を人質に諸侯に発令する」³⁶⁾手法を用いて，西南二機関の名義を借りて，自らの半独立王国を維持するための諸政策を決めていく一方，南京中央政府との正面の摩擦を極力に避けていたのである。

もう一つの胡漢民の政治主張における転換の実例は，1933年の彼の新しい国民党（党名は従来の「国民党」と重なるため，以下「新国民党」を用いる）の設立への関与の事実である。胡漢民はそれまで一貫して中国における国民党の「党外無党・党内無派」³⁷⁾の一方独裁体制を理論面において唱えてきた人物である。彼の新国民党設立の関与に関して，陳紅民氏は『函電稿』の関連書函，1932年11月頃の胡漢民が入党紹介人となった新国民党入党の記録及び上海における新国民党の活動の史料を用いて，検討してきた³⁸⁾。陳紅民氏の指摘によれば，胡漢民におけるこの新国民党設立は，新党の設立ではあるものの，それは極めて国民党内の秘密反蔣団体に近い存在であった。新国民党は小規模ながらも党本部の設置を含め，秘密の放送局の設置，華中地域の党勢拡大工作など，着々と進められており，党員数も2700人余りにも上っていた。しかし，水面下での工作はあっても軍事面の動きがなかったため，蒋介石は見てみぬ振りをしていたという³⁹⁾。これとほぼ同様の論点は，Lloyd E. Eastman氏も指摘している⁴⁰⁾。ここでは，胡漢民自身は新国民党への関与，そしてその存在をどのようにして正当化していたのか，確認したい。まず彼は新国民党の設立の必要

33) 「胡漢民致何子佩函稿」，1933年10月19日，『函電稿』第6卷17件，第4冊，PP.255-256

34) 馮玉祥は1930年の中原大戦の時でも李宗仁，閻錫山と並ぶ重要な反蔣軍事勢力の一員であり，北平国民政府期では中華民國陸海空軍副総司令も務めた人物である。1933年5月からチャハル民衆抗日同盟軍を組織し，同軍を指導し抗日を行った。彼はチャハル民衆抗日同盟軍の時に胡漢民ら西南派の支援を受けており，胡漢民との間に「反蔣」と「抗日」で繋がっていたように思う。

35) 「胡漢民致馮玉祥函稿」，1933年10月18日，『函電稿』第6卷14件，第4冊，P.254

36) 広東档案館『陳済棠研究史料（1928-1936）』，広東档案館内部発行史料集，1985，P.392

37) 北伐時の胡漢民の「党外無党・党内無派」の理念によって制約され，その後の国民党内の派閥闘争は，党における正統の地位に対する争奪か，陰で派閥闘争を行うか，のどちらかに分かれていく。「党外無党」の理論は他の政党を否定するのみでなく，党員による離党や新党の結成も合法性を失うものと見なされる。そのため，派閥闘争はすなわち自らの党内における正統性を獲得することにあるという。王奇生『党員，党権與党争—1924～1949年中国国民党的組織形態』，上海書店出版社，2009，P.213

38) 前掲陳紅民『函電里的人際關係與政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』，P.142，P.152-153及びPP.168-173

39) 前掲陳紅民『函電里的人際關係與政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』，PP.155-156，P.165及びPP.206-207

40) 前掲Lloyd E. Eastman（易勞逸）『1927-1937年国民党統治下的中国—流産的革命』，P.137

性を、表面化してきた党の指導部及び党員の腐敗問題が党の名誉を損なう恐れがあることに求めた⁴¹⁾ことに注目したい。そして、腐敗した党を救う方法として、「党の組織を建て直し、党を真の革命組織にする」⁴²⁾必要があると唱えた。つまり、新国民党の設立は、胡漢民からすれば、理屈の上では国民党と異なる新しい党の設立ではなく、かつ国民党内の派閥でもなかった。それはあくまで現在の国民党（南京中央政府の中央党部）を「建て直して」、改革することにあるということになる。新国民党は、党の綱領や党則などの文書関係の史料の欠乏に加え、それに党名も従来のものと重なるため、新党の設立であると断定しがたい部分もあるように思う。筆者が確認した胡漢民の「上海各同志」への書函の中からも、支部の設立方法、入党手続き、それに入党に際する注意点などの詳細は胡漢民によって指示されているが、そこから新党の設立と断言できるものではなかった⁴³⁾。しかし、胡漢民自身の党総裁への就任、そして西南政権においてその右腕として活躍していた鄒魯の書記長への任命⁴⁴⁾などは、胡漢民が関わった事実の何よりも決定的な証拠と言える。先行研究では新党は財政基盤の欠如が原因でそれほど影響力のあるものにはならなかったとされているが⁴⁵⁾、それでも叛党にあたる行為としての新党の結成、あるいは党の分裂の汚名は免れない。そのため、これらの罪名から逃れるためか、胡漢民とそれに関わったメンバーは一貫して新党の設立の事実を否定し、一連の動きは、「忠実なる同志と連絡を取り合い、党の基礎を固めるに過ぎない」と主張していた⁴⁶⁾。最後に新国民党の主要構成メンバーについて付言すると、胡漢民を中心とするそのメンバーには、鄒魯、蕭仏成、鄧澤如、劉蘆隱、林雲陔、陳濟棠、白崇禧、李宗仁などの名が連なり、それは西南二機関の指導部のメンバーや、前述『三民主義月刊』の積極的な寄稿者の名前と重なる部分が多った。このことから、胡漢民を中心に西南二機関の主要構成メンバーによって新国民党の中核が形成され、党勢の拡大も秘密裏に推し進められ、そして党の綱領である反「蒋介石独裁」、反「対日宥和」及び反「共產主義」の、「真の三民主義」の宣伝任務を担う『三民主義月刊』の存在があるという組織の運営面の実態がわかる。

このように、広東・南京の対立構図が定着した以降の胡漢民を理論面のリーダーとする西南派の一連の動きを観察すると、それはほんの数年前に存在していた北平拡大会議の騒動の中の、中央政府対地方軍閥の対立図式とほぼ変わらないことがわかる。すなわち軍事倒蔣の中原大戦と同時進行していた政治倒蔣運動のことである。1930年7月初めから国民党内各反蔣派の代表が北平に集まり、そこで「中国国民党中央党部拡大会議」を開き、そして蒋介石の南京国民政府に対抗するために、閻錫山を政府主席、唐紹儀、汪兆銘、馮玉祥、李宗仁、張学良、謝持を政府委員とした北平国民政府を樹立させたのである（同政権

41) 胡漢民「党権与軍権之消長及今後之補救」、『三民主義月刊』第1巻第6期、1933年6月

42) 胡漢民「党権与軍権之消長及今後之補救」、『三民主義月刊』第1巻第6期、1933年6月

43) 「胡漢民致上海各同志函稿」、前掲『函電稿』、第6巻第28件、第4冊、PP.362-363

44) 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—読哈仏・燕京図書館蔵「胡漢民往来函電稿」』、PP.142-196

45) 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—読哈仏・燕京図書館蔵「胡漢民往来函電稿」』、PP.142-196

46) 前掲蔣永敬編著『民国胡展堂先生漢民年譜』、PP.524-525

は 1930 年 11 月に軍事倒蔣の失敗によって崩壊)⁴⁷⁾。この二つの時期の反蔣運動を比較すると、例えば南京中央政府に対する攻撃の手法に関しては、北平拡大会議時代の反蔣連合は軍事倒蔣を企画したと同時に、「約法制定」、「公平内政・均善外交」及び「中央集権の打破」などを政治主張とした。それに対して、西南政権は蒋介石政権の外交政策の失策や対日宥和的な姿勢を、輿論を利用して攻撃した。そして軍事面においても、前述のように南北の反蔣大連合を結成すべく、華北地域の軍事実力者を自らの反蔣陣営に引き込む作戦に出たのである。胡漢民が頻繁に用いた「党政の中樞の樹立」⁴⁸⁾の表現が表すように、胡漢民ら西南派が目指すものは、理論面・軍事面の攻撃を同時に仕掛けることにより、蒋介石政権を崩壊に追い詰め、そして最終的には自らが中央政権に返り咲くことであった。

では、何故このような露骨で強硬な姿勢を取り続けていた抵抗勢力の存在が許されたのか。軍事面において絶対的な優勢を持つ蒋介石の武力行使を阻止する要素を考える時、いささか誇張の感もあるが、当時胡漢民の秘書を務めていた王養衡の説明はかなり説得力がある。彼は「胡先生（胡漢民）の存在は十万の精兵にも匹敵する。彼の影響力は絶大」⁴⁹⁾と回想して述べた。これは当時の中国国内や国民党党内における胡漢民の政治的地位の高さを示した表現であった。西南政権の存続にとって、地方実力者の陳済棠より、孫文遺教の権化の胡漢民の存在のほうが遥かに重要であった。そして、蒋介石側の事情も触れておく必要がある。蔣汪合作体制が確立され、そして日中間関係も小康状態⁵⁰⁾に入った 1933 年半ば以降、南京中央政府の全国における統治体制は相対的な安定期に入った。この時期の蒋介石は初期と異なり、反対派への対応は以前の武力行使傾向から策略中心へと移行し、また反対派の声に対しても一時的な譲歩ないし受容が多かったと、その政治的成熟度が指摘されている⁵¹⁾。蒋介石は自分の政権に対して自信を抱くようになり、余裕も出てきたのである。蒋介石のこの姿勢は、1936 年半ばの胡漢民の死によって政治面の支柱を失った後の西南政権に対しても変わることはなかった⁵²⁾。

2. 西南派の「敵」に対する認識及び対日姿勢

1930 年代の西南派が公に掲げていた政治主張は「反日」、「倒蔣」、「剿共」の三つであった。この政治主張が反映するように、西南派は日本、蒋介石と共産党の三方面を同時に「敵」として捉えていた。しかし、同じ「敵」でもそれぞれに対する認識は大きく異なっていた。

まず共産党勢力への対応に関しては、胡漢民は蒋介石の次のような見解を厳しく批判し

47) 前掲龔書鐸主編/方敏・馬克鋒・耿向東編著『中国近代史 1919-1949』, P.133

48) 「胡漢民致何子佩函稿」, 1933 年 10 月 19 日, 『函電稿』第 6 卷 17 件, 第 4 冊, PP.255-256

49) 「秘書眼中的胡漢民—王養衡教授訪談録」, 『档案与史学』, 第 6 期, 2004, PP.28-34

50) 河北省塘沽において結ばれた「塘沽協定」(1933 年 5 月 31 日)によって、柳条湖事件に始まった日本・中国間の軍事衝突は一旦停止した。それ以降は両国間において 1930 年代の中でも珍しい小康状態がしばらく保たれたという。臧運*(ネ偏に古)『七七事変前の日本対華政策』, 社会科学文献出版社, 2000, P.82

51) 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往來函電稿」』, P.109

52) 対立後期の 1935 年に入って、蒋介石が数度に亘り政治手段による問題の解決法を模索していたことがわかる。周美華編輯『蔣中正總統檔案 事略稿本』第 36 卷, 台湾国史館, 2012, P.213, P.264, P.447 及び P.601 を参照。

た。蒋介石は、1931年7月23日に公「告全国同胞一致安内攘外」の一文を公布し、「抗日必先剿匪，攘外必先安内，安内以攘外，剿匪以抗日」（抗日には先ず剿共しなければならぬ、外敵を払うには先ず国内を安定させなければならない。国内を安定させるのは外敵を払うためであり、剿共の目的は抗日である）に要約された南京中央政府の見解を発表した。胡漢民は南京中央政府のこの基本国策を自殺政策と位置付け、その反対の「攘外才能安内」⁵³⁾（外敵を払ってからこそ国内を安定させることができる）こそが救国の政策であると唱えた。この見解の対立は、西南派と蒋介石とが受けていた共産党の脅威の強弱に原因を求めることができよう。政権の正当性が脅かされる蒋介石南京中央政府と異なり、共産党の実際の脅威に関して、1933年当時の広東は、厳しいものとは言えなかった。蒋介石の統率する国民革命軍による大小数度にもわたる包囲掃討戦を受けて、共産党はすでに弱体化していたのである。そして1934年10月に入ると、共産党は中華ソビエト共和国の中心地である江西省瑞金（広東省北東部に密接する地）の根拠地を放棄し西遷を始めたが、西進通路に当たったのは広東省の北部のみで、影響がもたらすほどの事態ではなかった⁵⁴⁾。また、1933年より以前の広東周辺における共産党勢力は、表示すれば次となる。

表 広東・広西省における共産党勢力の推移（人数）

時期	全国範囲	広東省	時期	全国範囲	広東省
1921年	57	--	1927年12月	--	30000
1922年	195	32	1928年8月	--	64229
1925年	3164	928	1929年	69319	13000
1926年	8000	3700	1930年	122318	--
1926年	18526	5039	1931年	--	10000
1927年	57967	9027	1931年	124617	7222（広西含）
1927年11月	17650	--	1933年	--	2000（広西含）

* 中国中央中共組織部編集『中国共産党組織史資料』，中共党史出版社，2000，第1巻と第2巻の上と中，及び北京中央档案馆・広東省档案馆編印『広東革命歴史文件』，1984，から整理・製表したもの。--はデータ欠落部分を示す。

このように、1920年代の後半の2年余りを除き、共産党は従来広東省にとってさほど問題のある存在ではなかったことがわかる。そして1933年の時点では、西南政権の地盤である広東・広西両省内の共産党勢力はそれぞれの西北部の辺境地域でほんのわずかしき確認されず、脅威になるほどのものではなかった。

では、二つ目の「敵」とされる日本に対して、西南派はどのように認識していたか。胡漢民は、日本の全面的な対中侵略について、1930年代当時の日本国内の財政と経済の情勢を詳細なデータを使って分析しながら、

⁵³⁾ 胡漢民「什麼是我們的出路」、『三民主義月刊』第1巻第3期，1933年3月15日出版，P.1

⁵⁴⁾ 前掲広東档案馆『陳濟棠研究史料（1928-1936）』，P.394

日本の対中国侵略の急進は、まさにその自身の国内における財政の崩壊を反映するものである。彼らは一種の期待を持っている。それはつまり中国に対する侵略戦争は、国民の対外排斥意識の強化、国民の団結の強化、動揺する政治への歯止め、労働者及び農民を孤立させることがもたらす国難の減輕などの効果に対する期待である⁵⁵⁾と、その全面的な侵略の必然性を前提に、国レベルとしては最大の「敵」と位置付けた⁵⁶⁾。そして同時に、彼は自らの「蚕食侵略」の見解を次のように説明した。

なぜ日本の侵略は蚕食であり、鯨吞ではないと私は言うか。それは日本は時に緊張、時に弛緩の侵略方式を用いているからである。言い換えれば、それは時作時息（時には動く時には休む）の方式である。（中略）…この方式が最も汚いところは、懦弱無能な政府が最もその催眠効果を受けやすいところにある⁵⁷⁾

つまり、日本の「急性的な併呑」ではなく、「慢性的な侵略」⁵⁸⁾こそ、最も危険な侵略だと彼は分析したのである。この日本に対する認識は後述する日本の西南派に対して接近した時の彼の対応に決定的なものを与えることになるが、理論上の批判は厳しくても、実際の脅威は現実味を伴わないのも事実である。西南政権と日本軍の主な活動地域である華北との距離関係、更に松井石根や和知鷹二ら日本大亜細亜協会のメンバーの推進によって進められた西南派工作が与えた「聯日の幻想」⁵⁹⁾も加わり、第二の「敵」である日本が西南派に与える脅威は当面それほど緊迫したものではなかった。

そのような中で、蔣汪合作体制設立後、南京中央政府の中央集権あるいは蒋介石個人への権力集中の動きは絶えず西南二機関を圧迫した。財政金融面においては幣制改革や「裁厘加税」に代表されるような浙江財閥をバックにした広東への主導権の浸透⁶⁰⁾、また軍事面においては共産党の掃討を口実に実現した軍隊の省境への接近及び駐軍、更に西南内部に対する切崩しの謀略⁶¹⁾も進められた。急進的な集権対分権、強化する統合対独立、という新旧体制対立の文脈の中で、蒋介石の南京中央政府こそが、西南派にとって当面の最大の敵であり、またその対応策は焦眉の課題であった。

55) 胡漢民「従日本現勢說到対日抗戦」、『三民主義月刊』第1巻第4期、1933年4月15日出版、P.9-14

56) 胡漢民のイギリス、アメリカ、ソ連に対して道義援助を呼び掛けるための寄稿文で彼の対日認識を確認することができる。胡漢民「英美俄協調與遠東問題」、『三民主義月刊』、第2巻第1期、1933年7月15日出版

57) 胡漢民「什麼是我們的出路」、『三民主義月刊』第1巻第3期、1933年3月15日出版、P.1

58) 胡漢民「什麼是我們的出路」、『三民主義月刊』第1巻第3期、1933年3月15日出版、P.1

59) 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』、名古屋大学出版会、2010、PP.286-299

60) 姜埏亜氏は西南にかかっていた南京中央政府による強大な政治面・軍事面の圧力の背景に浙江財閥の影響力が存在していたと指摘している。前掲姜埏亜「1930年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に」

61) 1934年2月国民革命軍の蔣鼎文は五省東路剿匪軍総司令に任命され、広東へ派遣された。派遣の目的は蔣鼎文の軍人の身分を利用し、軍・政合作体制である広東実力者と元老派との間に、更に軍事面で競争意識を互いに持つ広東派と広西派との間に疑いを生じさせ分裂させようとする意図があるという。交渉の内実と効果は史料の制約で現段階では不明のままである。羅敏氏の論文を参照。羅敏（光田剛訳）「福建事変前後の西南と中央—対立から交渉へ」、松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・南洋・「南支那」』、ミネルヴァ書房、PP.100-125

このような状況から理解できるように、南京中央政府から半独立政権を獲得した後の胡漢民ら西南派が対立期の間一貫して掲げていた「対日宥和政策反対」と「徹底抗日」の二つの政治主張には、表面のスローガン以外に別の政治的な意味合いを持たせている可能性は十分に考えられる。1933年3月に胡漢民は当時の南京中央政府の対日政策の基調である「一面交渉一面抵抗」による「長期抵抗」について、「長期抵抗のためには短期抵抗と立刻抵抗（直ちに抵抗する）の決心が必要」と撥ね返しながら、中央政府の対日姿勢について、次のように論じた。

（日本の侵略に対して）南京国民政府が選んだのは無抵抗・無責任・無弁法（方法がない）の三無主義である。だから国際連盟に頼る。南京政府は降日の決心はあっても抗日の決心はない。そしてその無抵抗・無責任・無弁法の三無主義の南京国民政府が選んだ道は四不主義である。それはすなわち不抗・不和・不守・不走（抵抗しない、講和しない、守らない、下野しない）である。（中略）…（三無主義から）四不主義への移行が南京政府の日本に対する唯一の主義である。この主義の支配の下、東北は断じて回収できないし、中国も決して希望はない。国家の独立、民族の生存を求めるためには、我々は南京政府の抗日を促す。南京政府が抗日しないならば、我々は南京政府を放っておき（原文は「撇開」）、抗日の同志、抗日の国民を連合して、共に対日抗戦の責任を負う⁶²⁾そしてその約一ヵ月後に、ほぼ同じ論旨の文章を同機関誌に寄稿する時、彼はより厳しい表現を選び、

もしも政府が抗戦しなければ、我々は抗戦しない政府を覆して（原文は「推翻」）対日抗戦を行う⁶³⁾

とした。つまり、ここでは、胡漢民ら西南派は「抗日」と「反蔣」の二つの政治主張を通じて通底させていたのである。そして「撇開」から「推翻」へと表現を変更したのは、抗日にあたっては、南京中央政府及び蒋介石の存在は、もはや「撇開」の対応では対処できないほどの障害物と認識し直したからに違いない。中央政権を独占し、「不走」（下野しない）を決め込む蒋介石に対しては、「推翻」しか方法がなかったと考えたのである。これによって「抗日」と「倒蔣」は表裏一体の関係となったのである。

では、このような政治主張を持った西南派は、実際はどのように「反蔣」と「抗日」の行動に出たのか。西南派がこの二つの政治主張を用いて他地域の反蔣派との連絡の時に手口として頻繁に使われていたこと、そして「抗日」の実際の行動として、西南派は上海事変時南京中央政府に見捨てられた国民革命軍十九路軍（以下「十九路軍」と略す）を物資面から援助していたことは、いずれも陳紅民氏によって明らかにされている⁶⁴⁾。また、その後の東北地域の抗日義勇軍と1933年の馮玉祥主導のチャハル民衆抗日同盟軍に対しても、同様に資金の援助を行っていた⁶⁵⁾という。では、抗日に対する援助は声援や資金援助の

⁶²⁾ 胡漢民「什麼是我們的出路」、『三民主義月刊』第1巻第3期、1933年3月15日出版、P.16

⁶³⁾ 胡漢民「從日本現勢說到對日抗戰」、『三民主義月刊』第1巻第4期、1933年4月15日出版、P.19

⁶⁴⁾ 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往來函電稿」』、P.274

⁶⁵⁾ 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往來函電稿」』、P.269

レベルに止まっていたのか。『函電稿』では、「第一集団（軍）内から 1000 名余り選抜し、派遣する。いずれも訓練を受けた者である」⁶⁶⁾とのように、物資面の援助のみではなく、広東からの派兵の記述も残されていることを指摘しておきたい。

このように、西南政権の「抗日」と「反蔣」の二つの政治主張の間に、初めから矛盾が存在していたわけではない。矛盾が生じ始めたのは、「抗日」の影に「聯日」の構想が徐々に形成されてきた時であった。西南政権の日本との係わりについては、陳紅民氏は満州事変以降接触してきた日本に対して、胡漢民ら西南派は確かに秘密裏に彼らと接触し、日本側の経済面及び軍事面の援助を獲得するため、ある程度の妥協及び譲歩は見られたと指摘している⁶⁷⁾。そして、「聯日倒蔣」（日本と組んで蒋介石を倒す）を実現するため、例えば 1934 年半ばに日本側から持ちかけてきた「両広華僑銀行」案のように、両者の間においていくつかの経済提携の構想はなされてきたが、そのいずれも日本側の西南政権側に対する不信で実行へ移らずに終わったという。つまり、陳紅民氏の解釈では、胡漢民らの日本との接触は、実際に日本から援助を獲得するより、蒋介石に対する牽制に利用する策略の意味合いがより強い⁶⁸⁾ということである。

「両広華僑銀行」案の研究は松浦正孝氏の著書に詳しい。この「両広華僑銀行」案とは、1934 年 6 月に満鉄理事の十河信二が広東省を訪れる際に、広州で西南派要人らに対して提起した構想である。もともと銀行名を「西南合弁銀行」と考えられていたこの案は、いわば南洋華僑の本国送金を扱う銀行を広東に設立する案である。当時華僑の年額三億ドルにも上る送金は、イギリス系の香港上海銀行（所在地香港）を通じて行われていた。このため、華僑銀行の設立は、イギリス系銀行の役割に取って代わると同時に、南洋華僑の資本を運用しての資源の開発や貿易の振興など、金融面・財政面のメリットは数え知れぬほどあったという⁶⁹⁾。注目すべきことは、この案の背景である。この銀行設立案が提案された 1934 年の初めの時期は広東省政府にとって一つの非常時であった。広東省政府が財政難に苦しみ、狼狽の様相を呈していた時期であった。一つの前の年に起った福建事変の影響で広東省銀行及び広州市銀行が発行した省幣の信用が暴落して、全市規模の取付け騒動を引き起こした。この省幣危機は半年ほど継続した後、広東省政府が腰を低くして市内の有力商人から巨額の借金を借り、それを省銀行準備金に当てたことによってようやく騒動が収まった⁷⁰⁾のである。この出来事は、西南政権の要人らには記憶はまだ鮮烈であったはずである。この当時の広東省政府の財政危機を考えれば、「両広華僑銀行」の設立は財政基盤が弱体の広東省政府にとって喉から手が出るほどほしがっていたものであったに違いない。「聯日」は広東省政府の財政難を一気に解決する救い舟にもなり得たのである。

66) 「胡漢民致蔣光鼐蔡廷鍇電稿」、『函電稿』第 21 卷 84 件，第 7 冊，P.446

67) 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』，P.299

68) 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』，P.303

69) 前掲松浦正孝『「大東亞戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』，PP.292-293

70) 1933 年 11 月下旬から半年ほど継続されたこの省幣危機は、本稿第 2 章でも触れるので、そちらのほうをご参照願いたい。

では、胡漢民ら西南派は、自らの政治主張と相反する「聯日」の行為をどのように捉えていたか。胡漢民の側近である蕭仏成は胡漢民に送った書函の中で、西南政権が進めていた「聯日」の構想について、

今日の西南において、区々たる二省の兵力を以って全国の兵力に対抗しようとする、しかも外交面もまったく頼るところがない。眼前の援助を得るためには日本に対してその善意を受入れるという態度を示さないわけにはいかない。たとえそれができなくても（援助を獲得できなくても）、一時の緩和にはなる。自ら敵を作る必要もない。ただ心配なのは、関係が一旦結ばれたら、問題が多発して、災いはより大きくなること⁷¹⁾

と、リスクがあるとしながらも、「聯日」は南京の圧力下においては他に選択肢はないと、弁解にも似た語り口で淡々と語った。つまりこの時期の胡漢民ら西南派の中の一部のメンバーは、直面する最大の脅威である南京中央政府と対抗するために、少なくとも気持ちはすでに「抗日倒蔣」から「聯日倒蔣」へと傾斜しつつあったのである。その後、日本側との交渉はいずれも構想の段階に止まり、実行へ移ることがなかったという事実から、確かに「聯日」は牽制の側面がより強いようにも思われるが、それでも西南派の本心はすでに南京中央からの圧力と日本からの誘惑に負けていたと言える。そして、一連の「聯日」の構想を構想の段階にとどめた歯止めの役割を果たしたのは、理論家である胡漢民の三民主義に対する忠誠心と、前述の彼の時局をより長い目で解析する洞察力であろう。

なによりもこのことを証明してくれているのは、接近してきた日本に、同じく西南政権に属していた広西省の指導者の李宗仁と白崇禧がとった対応の事実である。李宗仁と白崇禧はすでに1932年の終わり頃から広州の黄埔港を経由して日本からの武器支援を受けていた。そしてその翌年からは日本・広西省両者間の人的交流も行われ始めた。日本からは主に軍事顧問及び指導教官の派遣で、そして広西省からは日本の空軍学校への広西航空学校の学員の派遣であった⁷²⁾。この一連の「聯日」は、南京中央政府の編遣会議によって無理やり決議された地方軍の大幅な軍縮規定への対応と、予想された抗日に備えるための、広西省独自の近代化政策の一環であったと、李宗仁は説明していた⁷³⁾が、苦しい感は否めない。このように、西南派内でも一枚岩ではなく、胡漢民の「聯日の幻想」と時局に対する冷静な判断による決断に対して、実際に日本の接近と「善意」を受入れていたメンバーも存在しており、行動にも移っていたのである。しかし、「聯日」を実行するか否か関係なく、西南派の「抗日」の政治主張は、圧力を前にして激しくぶれていたことは事実であろう。

第2節 福建事変への対応と新たな「軍・政合作」体制への模索

胡漢民ら西南派の、「抗日」・「反蔣」・「剿共」と三つの主張を基軸にした政治手段のメリットはなんと言ってもその柔軟性にある。南京中央政府との対抗において、彼らは時期と

⁷¹⁾ 「蕭仏成致胡漢民函 1933年10月19日」、『函電稿』第34巻13件、第11冊、PP.453-454

⁷²⁾ 前掲広東档案館『陳濟棠研究史料（1928-1936）』、P.413

⁷³⁾ 李宗仁口述/唐德剛撰『李宗仁回憶錄』下巻、広西師範大学出版社、2005、P.486

時局に応じて、それぞれの主張のウェイトを上手にシフトすることによって、柔軟に対応してきた。1933 年末から翌年初頭に起きた福建事変への対処においても、西南派のこのような側面が見られた。福建事変とは福建における国民革命軍第十九路軍（以下「十九路軍」と略す）の指導者らが共産党寄りの中国農工民主党（国民党と共産党のどちらからも独立していたため、「第三党」の別称を持つ）と連携して、「生産人民党」を設立し、「反日反蔣」の新政府である「中華共和国人民革命政府」を樹立した事件⁷⁴⁾である。十九路軍の将領たちの「聯共」に反発して、西南派の政治主張の関心は「反蔣」をも意味する「抗日」から共産党排斥へと大きく傾いた。そのため、西南派の対中央政府に対する攻撃も幾分かは和らぎ、そしてそれを契機に蒋介石は西南派に対して接近してきたのである。更に中央政府内の広東派の主導による「排汪迎胡」（汪兆銘を排斥して胡漢民を迎え入れる）の動きも加わり、国内の政治情勢は大きく揺らいだ。その意味では福建事変は西南政権と南京中央政府間の関係を再構築する可能性を与えた事件とも言える。

福建事変期の西南政権と南京中央政府との間の関係の変化については、羅敏氏は詳細に論じてきた。羅敏氏は、西南政権と南京中央政府間、あるいは胡漢民と蒋介石間の対立は、この時期になると、それまで騒いできた制度問題の対立はすでに形式的なものにされており、西南政権が掲げ続けてきた「反蔣」は、すでに「人事問題」の汪兆銘の去就問題へと変わりつつあると指摘した。そして胡漢民と蒋介石のその後の再接近の理屈を、対立する双方が、最後の死闘へ向かう途中で策略的な妥協や一時的な合作を拒まない旧来の中国政治のロジックに求めた⁷⁵⁾。ここでは、この一連の時局の変動に対して、胡漢民はどのように対応していったか、また事件は胡漢民の政治主張にどのような変化を与えたかを中心に、経過を追ってみたい。

まずは、第一次上海事変後、南京中央政府によって共産党の討伐を命じられた十九路軍が福建省に進駐してきた頃の西南派の態度を確かめたい。一つ確認しておく必要があるのは、十九路軍の将領たちと兵士と、西南政権及び南京中央政府の三者関係である。正式名称からもわかるように、十九路軍はいうまでもなく南京中央政府の正規軍であるが、それを構成するのは北伐当時の広東軍であった。また、十九路軍総司令の蔣光鼐、副司令兼軍長の蔡廷鍇、そしてその後事変に加わった鄂豫皖三省（湖北省、河南省と安徽省）剿匪軍副総司令の李濟深⁷⁶⁾などはいずれも広東や西南地域の出身であったことから考えられるように、十九路軍ははじめてから人脈的には西南派寄りの性格を持っていたのである。それに加えて、自分たちの軍隊が上海戦において日本軍の攻撃から上海を死守したにもかかわらず、結果として抗日活動の取締りをも含む対日譲歩的な停戦協定（「上海停戦及日方撤軍協定」、1932 年 5 月）が締結されたことに失望し、十九路軍の将領、兵士ともに蒋介石南京中央政府に対して強く不満を持つに至ったのである。

⁷⁴⁾ 前掲『函電稿』、第 15 冊、P.232

⁷⁵⁾ 前掲羅敏論文「福建事変前後の西南と中央—対立から交渉へ」、P.100 及び PP.118-119

⁷⁶⁾ 李濟深は胡漢民と師弟関係にあり、また 1929 年に蒋介石によって湯山で軟禁された経験を持つ、いわば胡漢民と同じ運命を辿ってきた人である。前掲『函電稿』、第 15 冊、P.85

このように、十九路軍の福建進駐は西南派から見れば、それまで計画段階に止まっていた反蔣連合をより現実的なものにするビッグチャンスであった。では、この転機の到来に対して、胡漢民ら西南派はどのように対応したのか。福建との間に反蔣連合を結成することに関して西南派の動きは極めて積極的なものであった。十九路軍が福建省に進駐して早々、胡漢民は蔣光鼐と蔡廷鍇に、「十九路軍が福建に入り、剿共を行いこの地方の人民を救うと聞き、安堵の至りである。(中略)…軍事の進行においても適宜に助け合うことが可能である」旨の書簡を送った⁷⁷⁾。その後の1933年1月に西南・福建の間で締結された「粵桂閩三省連盟約章」はまさにこの意向を反映したものであった。「三省中のいずれかが攻撃を受けた時、他の両省は全力を尽くして援助し、抗日・反蔣・三民主義建設の実現の達成を目標とする」⁷⁸⁾ことを骨子としたこの連盟約章は、まさに南京中央政府の武力行使を想定した上で結ばれた軍事同盟であった。更にその後、福建省、広東省、広西省三省の軍事指導者の間において、「西南国防委員会組織原則」を取りまとめるための会議が開かれ、そこで三省間軍事同盟の結成の原則及び相互の軍事力提携、物資の援助などの諸用件が議決された⁷⁹⁾。地政学的に見れば、中国の南部沿海部において横一列に並ぶ福建省、広東省、広西省三省の軍事連合がもしも実現することができれば、西南地域には横一列の防衛ラインが形成され、更に「聯日」がもたらすであろう外部からの支援も加え、それこそそれまでになかった真に南京中央政府と太刀打ちできる反蔣陣営となりうる。つまり、この時の三省の軍事力に、前述のような軍隊の中の地域意識とそれに由来する結束力、更に胡漢民の存在と日本の援助も加わり、1933年頃には、西南地域において反蔣連合としての理想的な諸要素がすべて備わっていたのである。そこには当時国内情勢において考え得る最大の反蔣連盟の締結の可能性が潜められていたのである。

この福建の十九路軍と西南派の接近を嗅ぎ取り、南京中央政府はこの三地の連合の形成を危惧して、切り崩し工作に出た。南京中央政府はまず香港や広東に要人を派遣し、胡漢民ら西南派の態度を模索した上、胡漢民の南京帰還を勧誘したのである。そして、事件の終結に決定的な影響を与えた出来事として、1933年末に福建省において中華共和国人民革命政府が樹立されたことがあった。「聯共」を強く掲げたこの新政府が樹立されて約1ヶ月後の1933年12月22日に、胡漢民ら西南派と懇談を行った南京中央政府政府委員の張継、馬超俊、陳肇英、王陸一の4名によって南京中央常務委員会において報告書が提出された。報告書の中での西南政権側の意向に関する内容をまとめると、

一. 福建の変に対して、西南はすでに強く反対する旨の宣告をした。粵(広東)・桂(広西)地方において現在反中央の形跡がないことから、粵桂の局面は民国20年(1930年初頭)の時と情勢は完全に異なり、以前より実に良くなった。

二. 福建の反乱に関しては、彼らははっきりした認識と主義を持っている。反乱(の

77) 「胡漢民致蔣光鼐、蔡廷鍇函稿」, 1931年10月15日～1932年8月, 『函電稿』第2巻36件, 第3冊, P.440

78) 肖傑『蒋介石与胡漢民一筆桿子闖不過槍桿子』, 團結出版社, 2009, P.192

79) 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』, P.241

指導者)は共匪(共産党)と結託し、国家を收拾のつかない危機に陥れたため、そのことに対して彼らは断固反対と決めている。中央が行ういかなる厳正な制裁にも、西南はすべて賛同する⁸⁰⁾。

とあった。つまり、西南政権の姿勢は、西南反対・南京支持というのである。興味深いのは、この張継らの説明と、胡漢民が同時期の往復書簡や通電に書かれていたものとの間に相当な食い違いがあることである。確かに胡漢民ら西南派は福建側に対して批判的な言説を公表し、自らは「中立的な立場」を堅持すると明確に表明したことは事実である。これは福建省の「聯共」と大きく関係する。同年11月27日の胡漢民の青海西区屯壘督弁である孫殿英に宛てた書簡の中で、彼は西南・西北連結の重要性を強調しながら、「抗日」・「剿共」・「討賊(蒋介石)」の三主張を共通認識として確認した上、自分は「寧(南京)に対しても閩(福建)に対しても同意できない」⁸¹⁾と福建省と南京中央の両者に対する西南の立場を伝えた。そして、「福建の離反は実は南京政府の売国政策によってもたらしたもの」⁸²⁾として、福建事変の責任を南京中央政府に求めた。胡漢民の福建に対する批判、特に福建側指導者の叛党と共産党との提携に対して強く否定していたことは確かなことであつた。しかし、南京中央政府に対する「賛同姿勢」の点においては、張継らの報告書のものとは相当かけ離れている。少なくとも建前上、胡漢民が後に提起した明快な福建事変の解決案であつた「蒋汪下野、福建回頭(蒋介石と汪兆銘の下野、福建の反省と改心)」⁸³⁾のように、彼は依然として南京中央政府に対して強硬な姿勢をとっていたのである。

一方、胡漢民は福建事変に関してはこのような中立の立場をとる傍ら、福建側に対して相当同情的な姿勢を見せることがあつたことも確かである。彼はこのことについて、「唇齒輔車の関係」にある「閩と両粵(広東省と広西省)の義」であると説明している⁸⁴⁾。胡漢民と福建事変の指導者の一人である李済深が師弟関係にあつたことや上海事変勃発後の西南派と十九路軍の関係などを考えると叛党・聯共に対しては批判的であっても、その同情もまた事実であろう⁸⁵⁾。彼はその時にすでに蒋介石の中央軍に敗れ、福建の奥地の漳州に追い詰められた福建人民革命政府の指導者らに十九路軍の保全と事変後の再編成等の詳しい善後策を提案した⁸⁶⁾。そして福建側の意思を確認した後、広東派のメンバーで当時中央立法院院長の孫科に通電し、十九路軍に対する軍事的な攻撃の中止を要請した⁸⁷⁾。しかし、

80) 前掲蔣永敬編著『民国胡展堂先生漢民年譜』, PP.528-529

81) 「胡漢民致孫殿英函稿」, 1933年11月27日, 『函電稿』第6巻37件, 第4冊, P.368

82) 「胡漢民致楊虎城函稿」, 1933年11月27日, 『函電稿』第6巻36件, 第4冊, P.367

83) 「胡漢民覆袁冠新巫啓聖涂克超鄒德高張廷休函稿」, 1933年12月28日, 『函電稿』第6巻61件, 第4冊, P.380

84) 「胡漢民致張学良函稿」, 1934年1月12日, 『函電稿』第7巻15件, 第4冊, P.390

85) 書簡では、「十九路軍全体將校兵士に対しては、国家の武力を大事にする観点から何とかして維持し、保全する。現在福建の党政政府はすでに取消した。善後策を各方面に施行し、売国賊を討伐する勢力を数人の過ちで壊滅にならないように」とあつた。「胡漢民致楊愛源函稿」, 1934年1月24日, 『函電稿』第7巻34件, 第4冊, P.402

86) 「胡漢民致李済深陳銘樞蔣光鼐蔡廷鍔電」, 1934年1月18日, 『函電稿』第28巻66件, 第9冊, P.482

87) 「鄒魯致胡漢民函」, 年不明7月21日(引用者推定1933年), 『函電稿』第35巻17件, 第11冊, P.485

その時はすでに中央軍によって福建人民革命政府の拠点である福州は陥落し、大勢が決した後であった。

しかしながら、胡漢民と地方指導者の往来書簡を検討すれば、福建事変を避けられない悲劇にしてしまった原因の一つに福建事変指導者と胡漢民ら西南派の間に「反蔣」と「叛党」の認識の相違が存在していたことが指摘できる。効率主義の福建が「反蔣」の達成への最も近い道を「叛党」に求めたことは、胡漢民ら西南派には許せるものではなかった。福建事変の時、西南政権が「叛党」と「聯共」を理由に一方的に当初の同盟関係を破り、中立の姿勢を見せたことが、蒋介石の武力行使に一役を買ったことは確かである。そして、西南派はこのことによって、反蔣の重要なパートナーを失うことになったのである。

第3節 中央・西南の接近及び西南政権の終焉

南京中央の対西南接近、あるいは両者の接近と交渉の起点は、西南派内部において反蔣活動が行き詰まった時期と重なる。そして前述の南京による切崩し工作でもわかるように、福建事変とも同じ時期であった。この時期になると、初期の強い反蔣感情及び相互利用の必要性によって結ばれたこの地方の政軍合作体制に生じた矛盾は、徐々に表面化してきたのである。地方実力者と国民党元老との間の政権に対する構想や政治的抱負の相違が決定的なものとなり、西南政権内部において一種の対峙状況が続いていた⁸⁸⁾。軍事権、財政権のいずれも掌握していた陳済棠の現状維持姿勢に対して、絶えず中央政権奪還のための実際の行動（他の地方軍閥との軍事同盟の締結も含む）を促して、現状打破を求めてきた胡漢民らは施す術もなく、絶望したのである。このような時期の南京からの接近は、彼らは直ちにそれを状況打破の一つの糸口として捉えたのである。

前述のように、蒋介石の指示による最初の胡漢民に対する勧誘工作は福建事変の真っ最中に進められていた。蒋介石は張継らに勧誘の任務を与え、香港での胡漢民との会談を実現した⁸⁹⁾。この時張継らが持ちかけたのは、蒋介石が提案した、蒋介石・胡漢民・汪兆銘の「三者連合」案であった。西南政権の福建への加担を危惧した蒋介石は大きく譲歩の姿勢を見せたのである。この譲歩に対して西南派は表面上依然「蔣汪下野、福建回頭」を福建事変解決の前提条件としていた⁹⁰⁾が、内面においてはすでに変化が見られた。和解の交渉に応じて、胡漢民ら西南派が提起したのは、「八項の主張」であった。西南派は胡漢民によって起草された「八項の主張」を翌年南京で行なわれる予定の国民党第4期4中全会（以下「4中全会」と略す）において議案として提起することと引き換えに、「広東は新たに政府を樹立しない」ことと、「福建事変に対して西南は保境安民の姿勢を堅持する」という合

⁸⁸⁾ 陳済棠と胡漢民ら元老派の内部対峙については、1930年代の寧粵対立期に国民党中央、汪兆銘の側近で活動していた陳公博も、1936年に著した回想録の中でも言及していた。陳公博（松本重治監修/岡田西次訳）『苦笑録』（『中国国民党秘史』に収録）、講談社、1980、PP.254-255

⁸⁹⁾ 「胡張会谈記」、『誠報』、1933年11月13日

⁹⁰⁾ 「胡張会谈記」、『誠報』、1933年11月13日

意案⁹¹⁾を受入れ、そして「三者連合」の可能性を見せたのである。この胡漢民の「八項の主張」⁹²⁾とは、

一．本党は総理孫先生（孫文）の遺教に従い、三民主義の治を行い、民族独立、民権普遍及び民生発展に務める。

二．上述の目標を実現するため、独裁売国の南京軍閥統治及び叛党聯共の福建乱党統治のいずれも、真に国家人民の利益を代表する政府を組織するため、直ちに取消すこと。

三．新政府の樹立は、その目的は国権の擁護、民権の解放にある。そのため対外は帝国主義の侵略を抵抗し国家の独立を擁護する、対内はまず人民の言論・出版・集会・結社の一切の自由を保障し、同時に建国大綱に基づき、地方自治を実施し、人民に政事に参与する機会及び能力を与える。

四．軍閥統治の復活を防ぐため、兵を持つものは絶対に政事に関与してはならない。軍隊を有能にするため、軍需・軍令は軍隊から分離し独立させる。軍隊を指揮する権限は政府がこれを持つ。

五．前項の目的を達成させるため、全国の軍隊は統一の編制にする。区域を画定し、性質と適正を区別して、それぞれ抗日・剿共・国境の保護の責務を与える。軍事委員会を撤廃し、全国の軍隊は軍政部の指揮及び監督を受けるものとし、軍需の支給はすべて財政部に統一する。

六．中央と地方間は均権制度を実施する。全国一致の性質のある事務は中央へ、地方の事情に適した対応が求められるものは地方へ、それぞれ行政権限を与える。中央集権や地方分権のいずれにも偏らない。

七．民生の発展のため、農村の扶植、交通の開発、工商業の拡大発展及び関税自主の政策を厳密に施行する。財政の絶対公開、苛捐雑税の廃止を実施する。南京統治（当局）の公債政策は、「病国害民」なため、それを徹底的に糾す。

八．政府の組織は党に依拠する。総理孫先生の遺教に基づき、政府の職員の登用は賢能を選ぶことを原則とする。同時に本党の主義に仕えることができることを基準とする。であった。

そして1934年1月20日に南京で開催された4中全会において、「八項の主張」に基づいて作成された同じく8項からなる「改革政治案」が議論され、そして次のように議決された⁹³⁾。

一．総理の遺教に従い、三民主義の治を行い、民族の独立、民権の普遍、民生の発展に務める。

二．上述の目標を達成させるため、東北四省の領土が長い時間が経ったにも関わらず未だ回収できないことに対して本党は自責をすると同時に、精誠団結して、国力を集中し、

91) 「張継談話：尊重胡先生意見，責備的話完全接納」、『誠報』，1933年12月14日

92) 胡漢民の「八項の主張」は、「胡展堂先生対時局宣言」に収録されている。「胡展堂先生対時局宣言」、『三民主義月刊』，第2巻第6期，1933年12月15日出版，PP.7-8

93) 前掲蔣永敬編著『民国胡展堂先生漢民年譜』，PP.531-532

中央を充実させ、共に亡国の危機を救う。

三．政府の目的は国権の擁護と民族の解放にある。ゆえに対外は帝国主義の侵略を抵抗して国家の独立を擁護し、対内は人民の言論、出版、集会、結社の自由を保障する。同時に建国大綱に基づき、地方自治を実施し、人民に政治に参与する権利・機会と能力を与える。

四．中央と地方は「均権制度」を実施する。全国一致の性質のある事務は中央へ、地方の事情に適した対応が求められるものは地方へ、それぞれ行政権限を与える。中央集権や地方分権のいずれにも偏らない。

五．民生の発展のため、農村の扶植、交通の開発、工商業の拡大発展及び関税自主の政策を厳密に施行する。財政の絶対公開、苛捐雑税の廃止を実施する。

六．政府の組織は党に依拠する。総理孫先生の遺教に基づき、政府の職員の登用は賢能を選ぶことを原則とする。同時に本党の主義に仕えることができることを基準とする。

原案の「改革政治案」と4中全会の議決案と比較することでわかることは、まずは胡漢民の南京中央政府に対する批判の文言の「独裁」、「売国」、「軍閥統治」、「南京統治」は、いずれも表現を変えられたことである。例えば「八項の主張」の第2項と第3項の「南京軍閥統治及び叛党聯共の福建乱党統治」の撤廃と「新政府の樹立」のように、南京中央政府に対する批判的なものはすべてポジティブなものに書き換えられていた。更に「改革政治案」の中で当時の時局から見て西南派が最も重要視するであろう軍権に関する「八項の主張」の第4項、第5項はいずれもことごとく省かれた。削除された理由は、例えば第4項の「軍需の独立、軍政指揮権を政府はこれを掌握する」案は「対処中」という不明確な理由で、そして第5項の「国防軍区の劃分、軍事委員会制度の撤廃案」案は、「内憂外患の国難に対応するため、現段階は変更不可能」とされていた。つまり、「改革政治案」の中で認められたのは、実際の制度改革に関わるものではなく、いずれも理論的で、抽象的なものであった。蒋介石の縄張りである南京において、露骨な批判と南京中央政府から見たら無理な要求は、到底受入れられるものではないことは、当の胡漢民ら西南派も初めから想定していたに違いない。それでもあえて福建事変における中立の約束の引換えとして「改革政治案」の提案を選択したのは、そこを自らの政治主張の宣伝の場として期待していたのかもしれない。そして、初回のこの一連の交渉がその後の南京中央政府と西南派の接近に拍車をかけたことは意義が大きい。その後も、蒋介石は譲歩の姿勢を見せながら、胡漢民らに対する勧誘工作を続けていた⁹⁴⁾のである。

結果から言えばこの時期の蒋介石による勧誘工作はいずれも実際の成果を挙げずに終わった。しかし、勧誘工作を通じて胡漢民ら西南派と南京中央政府は相当接近していたことは事実であろう。これらの初期の勧誘工作が布石となり、1935年6月になると、すでに蒋介石に傾斜していた鄒魯は西南派と南京中央政府との局面を打開するための斡旋役を買って出て、胡漢民と蒋介石両者の和解工作が一段落するまで胡漢民にしばらく国から出るよ

⁹⁴⁾ 前掲陳紅民『函電里的人際關係与政治—讀哈仏・燕京圖書館藏「胡漢民往来函電稿」』, PP.111-113

う提議したのである。鄒魯は自分の『回顧録』の中で、胡漢民を説得する時の経過を詳細に記載していた⁹⁵⁾。

私は胡先生（胡漢民）に、我々の「抗日」、「剿共」、「討蔣」の標語は、訂正する必要がある。「抗日」は問題はない。「剿共」も正しい。しかし、「討蔣」は以前彼（蒋介石）の抗日の態度がはっきりしていなかったためであった。今、彼には「抗日」の気持ちがあると知った上では、我々は彼に反対するべきでない、むしろ彼を助けるべきである。（中略）…このこと（胡漢民と蒋介石の和解）はすべて私が責任を持ってやる。功にしる罪にしる、すべて私が責任を負う。どうかしばらく国を出てください。すべて用意ができた時にお戻りになっていただく、と言った。（中略）…私たちはしばらく討論して、そして最後に胡先生は私の意見を受入れた⁹⁶⁾。

孫文の日本亡命や、一度目の下野を迫られた蒋介石の訪日、そして1925年胡漢民のソビエト連邦視察などのことからわかるように、当時の中国の政治世界では国外という場所は失脚した政治家の一時の逃げ場であった。しかし、この時の胡漢民にはそれは待機の間であった。胡漢民がこの待機の間として選んだのはヨーロッパで、1935年の6月9日に香港から発った。そして、早くもその半年後に胡漢民の南京中央への帰還のきっかけを作り出した出来事が起こった。1935年11月の国民党第4期6中全会の会期中に汪兆銘は抗日分子によって狙撃されたのである。彼は死からは免れたものの、療養のため党内のすべての職務を辞せざるを得なかった⁹⁷⁾のである。この汪兆銘の狙撃事件は一つの偶発事件にすぎなかったが、それでも蒋介石と胡漢民の接近の動きの中で加勢の役割を果たし、両者の合作の可能性をより現実的なものにした。しかし、両者の接近はこの事件よりもかなり前からすでに進められていたことにも注目したい。胡漢民のヨーロッパ滞在中に、蒋介石は広東国民政府時代に広東省財政庁長を勤めた経歴を持つ孔祥熙を通じて、胡漢民宛てに安否等の挨拶の電報を送り、そしてその返事として胡漢民からも直接に健康状態の説明の電報が送られた。

孔祥熙を介して胡漢民に送られた蒋介石の電報：

「密。胡先生へ。お体の具合はいかがですか。とても心配。随時に近況をお知らせください。中正（蒋介石）拝。」

胡漢民の蒋介石への返信：

「心配してくださり感謝。ヨーロッパに来てから香港の時よりはまし。ただ血圧は普通より四、五十高い。昨日検査受けた。先生は専門家。報告待ち。弟漢民⁹⁸⁾。

電報の内容はごく簡単な挨拶の言葉に過ぎなかったが、両者のそれまでの対立関係から考えれば、それは和解へ向かう非常に大きな一歩であったと言わざるを得ない。また、6中

95) 鄒魯『回顧録』、岳麓書社出版、2000、P.455

96) 前掲鄒魯『回顧録』、P.360

97) 張憲文・方慶秋等主編『中華民国史大辞典』、江蘇古籍出版社、2002

98) 「孔祥熙代發蒋介石致胡漢民電」、「孔祥熙代發蒋介石致王寵惠電」、「胡漢民復蒋介石電稿」、「胡漢民致鄒魯電稿」、何れも日付不明、『函電稿』第26巻9件～11件、第8冊、PP.588-590

全会の出席代表の招集に際しても、蒋介石は孔祥熙を通して、

（出席代表の席数は）談合で解決できないことはない。（中略）…前期西南中央委員全員の（代表としての）出席を希望する。（中略）…情理・公私両方とも全うことが望ましい⁹⁹⁾

旨の電報を胡漢民に打ったように、政治面においても相当譲歩的であった。一方の胡漢民のほうでは、鄒魯は確実に連絡役としての役割を果たし、胡漢民のヨーロッパ滞在期間中に常に中国国内から物事の進捗について報告していた。その内容は南京政府内の広東派の動きに留まらず、蒋介石・汪兆銘・日本側の三者間の関係にも言及し、その結論として南京の各方面は「兄（胡漢民）の帰還を待っている」¹⁰⁰⁾状況であると分析している。そして、

全局が動けば、兄（胡漢民）が責任を持つことになるが、現在の過渡期では、南京の人々に任せると良い¹⁰¹⁾

と、書簡の中で「過渡期」と表現されているように、汪兆銘狙撃事件後は、当時の情勢は胡漢民と蒋介石の二度目の合作に向かって動いていたのである。

これに応じて、胡漢民の態度にも大きな変化が見られた。彼がまだヨーロッパ滞在中に南京で開催された 6 中全会では、彼は中央常務委員会主席（副主席は蒋介石）に選出され¹⁰²⁾、党内の政治指導の最高の地位が与えられた。彼は同時期に、

門（蒋介石）が抗日を支持する場合に、無闇に騒がして反対するのは宜しくない。（中略）…（このことを）秘密裏に諸同志に伝えておくこと¹⁰³⁾

のように、広東の西南派のメンバーに指示を出していた。つまり、すでに蒋介石を「助けるべき人」と捉えた鄒魯ほどではないにしろ、彼はすでに「反蔣」から「反蔣」を抑える態度へと転向しつつあったのである。

6 中全会終了後、党の指導者を南京へ迎えるべく、国民党中央から胡漢民宛てに帰国催促の電報が発せられた。そして同時に蒋介石の名義で、財政部長孔祥熙を経て、胡漢民宛てに 4 万円の旅費が送付された¹⁰⁴⁾。彼はこの経済面の援助に対しては初めは「好意には感謝する、旅費は送り返す」¹⁰⁵⁾と断っていたが、結果的には「旅費の件は介公（蒋介石）に謝意を述べて頂き、兄（孔祥熙）のところで一旦保管して頂き、不時の需要に備えることにする」¹⁰⁶⁾と、孔祥熙宛ての電稿内容のように、断ることはできなかった。

1936 年 1 月に胡漢民がヨーロッパから帰国した際、中国国内では「胡漢民争奪戦」で

99) 「孔祥熙転蒋介石致胡漢民電」, 1935 年 10 月 28 日, 『函電稿』第 26 卷 30 件, 第 8 冊, P.598

100) 「鄒魯致胡漢民電」, 日付不明, 『函電稿』第 26 卷 26 件, 第 8 冊, P.595

101) 「鄒魯致胡漢民電」, 日付不明, 『函電稿』第 26 卷 4 件, 第 8 冊, P.586。

102) 「某人致胡漢民電」, 日付不明, 『函電稿』第 26 卷 72 件, 第 8 冊, P.620。「議決は次の通り。主席（国民党中央政務委員常務委員会主席）は公（胡漢民）が正で門（蒋介石）が副, 中央政治会議は水（汪兆銘）が正で門（蒋介石）が副。行政院院長は門（蒋介石）」との報告があった。

103) 「胡漢民擬電稿」, 日付不明, 『函電稿』第 26 卷 73 件, 第 8 冊, P.621

104) 「孔祥熙致胡漢民電」, 日付不明, 『函電稿』第 26 卷 54 件, 第 8 冊, P.614

105) 「孔祥熙致胡漢民電」, 「胡漢民復孔祥熙」, いずれも日付不明, 『函電稿』第 26 卷 83 件, 84 件及び 87 件, 第 8 冊, P.624

106) 「胡漢民致孔祥熙函稿」, 日付不明, 『函電稿』第 26 卷 87 件, 第 8 冊, P.625

った返していた。南京中央政府は胡漢民が帰途につく前からすでに西南二機関のメンバーと頻繁に接触し、胡漢民の北上の工作を着々と進めていた。それに対抗して半独立政権を維持する上でどうしても必要となる政治理論面の存在を確保するため、陳濟棠も動き出した¹⁰⁷⁾のである。しかし、この時点で重要なのは胡漢民の帰趨より、むしろ彼の政治主張の転換である。陳濟棠から一種のお守りの存在として求められていた胡漢民の気持ちは、すでに「反蔣」から「援蔣」へと傾きつつあり、地方実力者にとっては以前のようなお守りの役割は果たせなくなったのである。胡漢民のこの時期の南京に対する攻撃の言論を観察すると、例えば「責任のない政府を責任と能力のある政府に改造する」のように、穏健なものに変えていた¹⁰⁸⁾のである。そして自らの北上については、彼はヨーロッパから香港に戻った次の日に、汪兆銘、林森、蒋介石、于右任、戴季陶、孫科、孔祥熙ら南京中央政府の要人宛てに電報を打ち、「体調回復次第北上する」¹⁰⁹⁾と、南京入りの決意を公表した。後になって健康問題で北上が日延べとなり、再び広東（香港）に留まることとなったが、胡漢民のこの時の姿勢と言動からその後のことを予測することが許されるならば、彼と蒋介石間の新たな軍政合作体制はすでに形作られていたとも言えよう。

1936年5月13日に胡漢民が急死すると、半独立政権の正当性を失った陳濟棠は南京中央政府の接近を危惧して、「北上抗日」を口実に部署の第一集團軍から編制した「抗日救国軍」を率いて北上した。南京中央政府に対する先制攻撃を計画したのである。しかし、軍権を握っていた部下の相次ぎの寝返りによって、計画は早々に失敗に終わり、西南二機関も1936年7月に、国民党第5期2中全会において正式に撤廃された¹¹⁰⁾。

小結

ここまで、1930年代の半ば頃に、華南地域の広東を拠点に活動していた胡漢民ら西南派に代表される西南政権の本質を、政治人物の政治主張及びその姿勢を中心に、初期の南京中央政府に対する攻撃期、福建事変の交渉・模索期、そして和解が現実的なものとなった後期の接近期と、三つの異なる対立関係に照合しながら検討してきた。検討を通じて以下の三点に要約することができる。

1930年代の中国において、革命党である国民党の主導によって全国的に近代化が押し進められた。しかし、国民党という政治の世界の内部でも、近代化を象徴する新体制は必ずしも実現していなかった。真正面からの新旧体制の対立は「共に国難に向かう」気運の下で影を潜めていたが、政治闘争の世界では、未だ新体制では対応できず、批判の対象であるはずの旧体制は政治手段として利用され、そして理論を以って正当化されていく。胡漢民が下野した後の一連の政治主張に見られた転換は、例えば南京中央政府の権力強化の中

107) 「胡漢民徑行北上訊」,「胡漢民帰国與党前途關係」,「蒋介石電胡促駕並派艦迎接」,『越華報』,1936年1月19日,1936年1月28日及び1936年1月30日

108) 「胡漢民致蕭仏成鄒魯函稿」,日付不明,『函電稿』第26巻89件,第8冊,P.626

109) 「胡漢民致汪兆銘林森蒋介石等函稿」,1935年1月21日,『函電稿』第26巻118件,第8冊,P.636

110) 前掲広東档案館『陳濟棠研究史料(1928-1936)』,PP.414-420

央集権から地方分権へ、国民政府の行政権力を意味する中央化から地方自治、更に「地方連合」へ、そして「党外無党」から新党の結成など、そのいずれも彼得意の理論によって正当化され、権力闘争の中で活用されていく。

その中でも、在野の政治家たちは、中央に対応するため、そして自らが再び中央政権の座に返り咲くため、彼らは自らが掲げてきた複数の政治主張を、時局に対応しながら、それぞれの主張に対する解釈やウェイトなどを、柔軟に変更させていた。西南派は「抗日」を直線的に「反蔣」に結び付きながら、同時に「聯日」も「反蔣」が最終の目的ならば許せるものとして手段として、あるいは策略として取り入れていた。福建事変の時、「聯共」と「叛党」を強く批判しながら、新党の設立は着々と進められていた。フレキシブルに政治主張を活用せずには生き残れないことは、1930年代の中国の激しい権力闘争の中に置かれた在野政治家の運命とも言える。政治主張に対する解釈は、すなわち自らの存在の正当性に繋がっていたのである。

軍政合作体制のルールも看過できない。西南政権が崩壊した後、蒋介石の個人としての軍事独裁体制が確立し、国民党党内において政治理論面のリーダーは再び現れることはなかった。しかし、本章が扱う時代では、国民党のトップの権力構成を概観すれば、蒋介石—胡漢民（1929年3月～1931年2月）、蒋介石—汪兆銘（1931年12月～1935年半ば）、そして実現には至らなかった1935年以降の二度目の蔣胡合作（6中全会で合作体制は決定されていた）のように、いずれも軍事面の指導者＋政治理論面の指導者という組み合わせであった。更に地方の実力者に即して言えば、近代化の気運が盛んなこの時期では、軍事力だけ持つものは軍閥と見なされ、広範の支持は得られないだけでなく、独立体制を維持するための正当性も失う。この理論を事実を以って証左したのは、胡漢民死後の陳済棠の迅速な崩壊であった。このように、本章で検討してきた南京中央政府と西南派の対立や、交渉・接近、ないし和解のプロセスは、換言すれば、政治主張の同異とは別に、軍事面の指導者と政治理論面の指導者が相互に探し求めていることの表象とも言える。

第2章 1930年代の広東商人及び広州市商会

官と民の関係は、1930年代初期の中国における近代化過程を検討する際、非常に重要なテーマの一つである。本章で取り上げる広州市商会は、国民党の商人組織整理案議決を機に、1929年に年発布された新商会法（以下「29年商会法」と略す）に基づいて、翌1930年に当時広州市内で活動していた六つの商人団体を一つに合併して作り上げた組織である¹⁾。これに先立ち、「商民運動」²⁾が展開していた。

「商民運動」とは、1924年半ばから1930年半ばまでの第1次国共合作体制下における国民党による工、農、商、学、婦の各社会階層に対する民衆運動の一環を指す。1926年1月に国民党第2次全国代表大会において商民運動決議案が議決された以降、広東を中心に国民党の地方党部が主導で従来の商人組織である広州総商会（1905年設立、前身は「広州商務總會」）に対抗するため、中小商人中心の商人団体である商民協会が本格的に組織されはじめた。それ以来、広州市内には既存の広州総商会、そして国民党寄りの広州市市商会と広州市商民協会と、二つの系列の商人団体が活躍していた。この新旧二つの系列の商人団体の共存について、当時広東省政府民政庁のトップを務めていた陳公博は、「商人の中に明らかに対立する二つの階層が存在していた」³⁾と述べていた。国民党による中小商人の動員の結果、広州総商会のメンバーを中心とした旧総商会系の商人と商民協会との間の対立が激化したのである。むろん新旧商人団体間の衝突は広東に限っての話ではない。そして北伐後の1929年3月になると、南京において開かれる予定の国民党第3次全国代表大会における「請解散各地各級商会以統一商民運動組織案」の動議が引き金となり、華中華南各地の総商会と商民協会間の衝突は白熱化して、とうとう暴力事件にまで発展していたのである。この事態を收拾すべく、上海市が率先して「統一上海特別市商人団体組織案」を公布し、暴力に走った上海市商民協会の撤廃を決定した。これに続いて、国民党中央委員会第97次常会においても「（広東、広西、江蘇、安徽、湖北、雲南、貴州、南京、漢口、青島等の省・市の）商民協会は本弁法公布後半月以内に終了させること」の一文が盛り込まれた商人団体改組弁法が決議され⁴⁾、商民協会の撤廃によって商民運動は終焉を迎えたのである。この自らが設立した商民協会を撤廃するという事実は、北伐により全国的な政權を掌握した国民党はより現実的・建設的、より経済利益重視の方向へと舵を切り替えたことを意味する。言い換えれば、国民党は民衆運動よりも、大資本家や有力商人が所属して

¹⁾ 陳公博編『中国經濟年鑑統編』第七冊，1932，復刻版，台湾宗青圖書公司印行，1980，第14章商業第二目商人団体 N61。なお、六つの商人団体とは、広東省全省商民協会、広州市商民協会、南郊商民協会、広州総商会、広州市商会聯合会、広州市市商会のことである。

²⁾ 陳公博編『中国經濟年鑑』正編第十冊，1932，復刻版，台湾宗青圖書公司，1980。商民運動に関する研究は、台湾も含め、中国において相当の蓄積がある。その代表的なものとして、馮筱才『北伐前後の商民運動（1924-1930）』，台湾商務印書館，2004及び朱英『商民運動研究（1924-1930）』，北京大学出版社，2011，邱捷「広州商団與商団事變—從商人団体角度的再検討」，邱捷『晚清民国初年広東の士紳與商人』，広西師範大学出版社，2012，などがある。

³⁾ 前掲陳公博編『中国經濟年鑑』正編第十冊，第13章，（M）七

⁴⁾ 前掲馮筱才『北伐前後の商民運動（1924-1930）』，PP.213-228

いた旧商人組織の総商会との関係を優先させたのである。朱英氏は、商民協会が撤廃された原因を、軍政期から訓政期へと移行した国民党の民衆運動の目標は、すでに従来の「革命の破壊」から「革命の建設」へと転換したのにも関わらず、各市市党部の支持をバックに商民協会の行動が過激に傾いたため、国民党の政策遂行の障害物と化していたことに求めた⁵⁾。これは、総商会が税徴収、財政基盤という面で緊密な繋がりを持つからである。

本章の課題は、広東において旧広州総商会のメンバーを中心に結成された広州市商会を対象として捉え、近代化の過程における政府・政党（公権力）と商人組織との関係を明らかにすることにある。ここでは時期を半独立体制を獲得した地方政権である西南政権の中期に絞り、そして具体的な事例としては、広州市商会設立後の最初の総選挙である広州市商会第3次会員大会における選挙の難航と、その選挙に対する国民党広州市党部の関与と介入に着目して、広州市商会から広州市商会改組委員会、広州市商会整理委員会（以下「商整会」と略す）、そして再び広州市商会へと回帰する過程を追う。

官民関係の研究に限って言えば、華南地域を対象とするものの蓄積は中国の他地域のものと比較すると少ないのが現状である。その中で代表的なものとして概観することとした。最もマクロ的な視点からの解析として姜珍亜氏のものがある。姜珍亜氏は官民関係を1930年代広東省政府が推し進めていた一連の税制・金融改革、請負制度の撤廃への動きという文脈の中に求め、財源に纏わる商人と政府の軋轢の解明を通じて、官による統制強化に対する対抗、あるいは支持という商人の積極的な一面を描いたものである。氏の研究によって、近代化を進めようとする国民政府と利益第一主義の地域商人間の葛藤はリアルに再現されていたが、この近代化の潮流が商人組織の内部に大きく変化をもたらし、結果として組織が結束強化に向かっていたことには触れていなかった⁶⁾。また商庫証発行の事例を、同じく広東省の汕頭市について明らかにした陳海忠氏の研究では、この問題を国民政府と商人との間の金融市場の主導権をめぐる争奪戦と解釈し、当該時期の官民関係には大きく対立要素が潜んでいたことを明らかにしたが、同様に商人組織内部の変化や官と商人組織の性質には言及されなかった⁷⁾。他にも商民運動以来の広州市商会の組織変遷と海外華人商人とのネットワークに焦点を当てた研究があるが⁸⁾、そのいずれも商人団体の組織構造や組織の性質の変遷は看過されている。

本章では、上述のような先行研究を踏まえながら、1930年代初期から中期にかけての、広州市商会の組織形態、組織性質の変遷を解明することを通じて、当該時期の官民関係について検討を試みるものである。検討に際して使用した主な史料は、広州市商会が週刊誌形式で発行していた機関紙の『商整会週刊』（後の『市商会週刊』）、当時広州市の主要新聞

⁵⁾ 前掲朱英『商民運動研究（1924-1930）』、PP.404-406

⁶⁾ 姜珍亜「1930年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に」、東京大学文学部・大学院人文社会系研究科博士論文データベース 2000年度、第2章。

⁷⁾ 陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』、広東人民出版社、2011

⁸⁾ 陳来幸「広東における商人団体の再編について—広州市商会を中心として」、『東洋史研究』第61巻第2号、2002年9月

紙の『越華報』、『公評報』⁹⁾及び『広東省政府公報』などである。

第1節 商整会の設立経過及び組織変遷

1. 初期の広州市商会から商整会へ

長い商民運動期の試練を経て設立された新しい広州市商会は、いわば国民党から組織設立の法的依拠となる新しい「商会法」というお墨付きを得た組織であった。新しい商会法は、従来の商人団体に関する法律¹⁰⁾と異なり、例えば第1条の設立趣旨の「工商業及び対外貿易の発展を図り、工商業の公共福利を推進」、第3条の職務の「工商業の改善発達への寄与、工商業情報の諮問及び通報、国際貿易の紹介及び指導、工商業統計の調査及び編纂」や、「商会法施行細則」第4条の会員大会の開催、第14条の執行委員及び監察委員の選出方法などのように、近代的な組織としての設立趣旨の他、施行細則においては指導層の選出方法など、民主的な性質の特徴も明確に打ち出していた¹¹⁾。法規定によって商人組織の設立依拠が明確なものとなっただけでなく、形式的なものとは言え、組織の民主化と自立性が強調されたものであった。その事業内容は、当時欧米諸国や日本において展開していた商業会議所（商工会議所）に類するものと評価できよう。このように、中国の全国的な近代化の流れの中において、商人組織もそれに見合うものとして期待されていたのである。

では、この法律の規定に沿って合併・改組を進められてきた、1930年代初期～前期の広州市の商人組織の実情はいかなるものか。広州市において「商会法」の規定に基づいて商人団体が合併・改組を完成させたのは、国民党中央委員会常務会議において「各地商人団体改組弁法」が議決された（1930年6月19日）直後のことであった。そして、早くも設立後三回目の会員大会における初回の市商会常務委員会執行委員・監察委員の総選挙の1933年9月ごろに、内部対立は組織再編の議論を通じて表面化した。

この広州市商会の組織再編が議論され始めたきっかけは、1933年9月の市商会第3次会員大会の開催直前における組織改組請願派（以下「改組請願派」）の登場であった。29年商会法は規定では、広州市商会の会員となるのは市内の同業者団体である同業公会であり、そして組織の最高権力機関は、各同業公会において選出された代表によって行われる年一度の会員大会であると明記されている。更に市商会常務委員会執行委員・監察委員も隔年の同大会において総選挙の形によって選出されると規定している¹²⁾。

⁹⁾ 『越華報』、『公評報』両紙は当時敵性国の日本側から見ても「党派関係なく中立」、「読者層は中流階級で発行部数は第一位」、「成績良好」（両報共通）と評されていたように、中立性・信憑性の割り合い強いものであった。「支那主要各地に於ける新聞及通信機関の現勢（一）」、満鉄調査部発行『東亜』第9巻第6号、1936年8月

¹⁰⁾ 近代に入って強力な外国資本に対抗するため、中国において政府側から商業政策の一環として公布された商人団体の設立に関する法律として、「商会簡明章程」（1903年、清朝政府）及び「商会法」（1914年、北洋政府工商部）がある。本文で言及するものは、国民政府によって1929年議決、1930年3月3日修正公布、同日施行の新しい「商会法」である。肖海軍『商会法律制度研究』、中国人民大学出版社、2010、PP.39-40

¹¹⁾ 「商会法」、「商会法施行細則」は前掲陳公博編『中国経済年鑑』正編第10冊を参照。

¹²⁾ 「商会法」の商会会員、会員大会、総選挙に関する諸規定。『商会法』第9条、11条、14条、18条及び施行細則第14条等。「商会法」、「商会法施行細則」は前掲陳公博編『中国経済年鑑』正編第10冊を参照。

しかし、この三度目の会員大会並びに組織設立後初回の委員総選挙に当たる会の一大イベントは改組派の登場によってたちまち難航した。当時予定していた 1933 年 9 月 11 日の会員大会の直前の 9 月 5 日に、全市 91 の同業公会のうちの 52 の同業公会によって、国民党広州市党部に対して市商会改組の指示を下すよう請願が提起された¹³⁾のである。この時、改組派の改組請願の提出先は、「商会法」において明確に規定された管轄官署にあたる「市政府または社会局」¹⁴⁾ではなく、市党部であったこと、更に後で触れるように、市商会の改組や整理において指導役として臨んでいたのも、すべて広州市党部であったことは注目に値する。国民党が南京において統一政権を樹立した後、「党政分離」¹⁵⁾の原則に基づき、中央政府の主要ポストは国民党中央委員会の委員による兼任制をとっても、地方党部の専横を危惧して、地方における党部の地方行政に対する干渉には強く反対してきた。その結果として、各地地方党部の委員は基本的に地方政府の職務を兼任することなく、党政の人事は分離されていたのである。

しかし、この党政分離の原則は、国民政府の統制力の脆弱な地域、例えばチャハルや貴州や広東、広西などでは、さほど浸透していなかった。そして広東省に即して言えば、例えば広東省政府主席（広東省省長）、広東省政府委員、広東省政府民政庁や同教育庁などのポストは、ほとんど地方党部の委員によって兼任されていたという¹⁶⁾。「中央と抵触のない命令及び独自の法規を発令する権限を持つ」¹⁷⁾とあるように、「国民党中央執行委員会西南執行部」及び「国民政府西南政務委員会」¹⁸⁾は地方の行政権限における独立性を南京中央政府から獲得していたのである。そして広州市党部は、本来ならば政府と民衆の間に位置して、民衆を指導し同時に政府の行政を監督するという中間的な役割しか与えられていない存在であったが、実際は両者に対する指導権限も掌握していたのである。広州市党部に設置された商民部は、1920 年代半ばからの商民運動の経験を依拠に、広東省政府に代わって市内商人に対する指導、監督の役目を一手に担っていた¹⁹⁾という。

表 1 は 1933 年 9 月 6 日の『越華報』「五十二行請改組商会」と題された記事から整理したものである。そこで改組請願派が提起した請願の理由は、指導層の会務怠慢と責任問題、太古倉事件の対処問題、組織の財政の不明瞭、指導層の愛国心の問題と不正行為の 4 点で

¹³⁾ 「五十二行請改組商会」、『越華報』, 1933 年 9 月 6 日

¹⁴⁾ 「商会法施行細則」第 2 条, 「商会法」, 「商会法施行細則」は前掲陳公博編『中国経済年鑑』正編第 10 冊を参照。

¹⁵⁾ 孫文の権能分離の遺教に従い、国民党はその後も党政分離を進めていたが、その目指すものは、国民党中央の指導者にのみ従う中央集権的な南京国民政府であり、地方党部は地方政府の行政においては、監視の役目しか与えられなかったという。味岡徹『中国国民党訓政下政治改革』, 汲古書院, 2008, PP.45-53

¹⁶⁾ 王奇生『党员, 党権與党争—1924-1949 年中国国民党的組織形態』, 上海書店出版社, 2010, PP.188-189

¹⁷⁾ 前掲『函電稿』第 15 冊, P.251 及び, 張憲文・方慶秋・黃美真編『中華民國史大辭典』, 江蘇古籍出版社, 2002, P.655

¹⁸⁾ 1932 年に登場した「国民党中央党部西南執行部」及び「国民政府西南政務委員会」の両機関は国民党中央委員会全体会議によって正当性が与えられたもので、それぞれ国民党内部の西南地域（主に広東・広西両省）の地方党部（＝国民党中央党部西南執行部）、地方政府（＝国民政府西南政務委員会）に対して独立した指導・監督権限を持っていた。最高責任者は胡漢民とされている。両機関を合せて「西南二機関」と称されることが多い。本稿第 1 章を参照されたい。

¹⁹⁾ 前掲朱英『商民運動研究(1924-1930)』, PP.94-97

あった。そのいずれも当時の市商会の指導層に矛先を向けた問責であったことから、改組請願派のメンバーの構成は主に組織の指導層以外のメンバーであったこと、彼らは指導層の現状に対して不満を持っていたこと、がわかる。また、広州市商会の指導層の主要構成メンバーについては、陳来幸氏は、第 1 期の執行・監察委員のリストには旧広州総商會を統率していたリーダーの名が連なっており、組織は事実上旧総商會を中心に運営されていた²⁰⁾ことを明らかにしている。そのリストをみると、主席も含む 5 名の常務委員の内、旧広州総商會のメンバーだった人は 4 名入っており、商民協會を代表するのは 1 名のみであった。それは今回の改組請願派のリーダーの一人でもある下河塩業の趙静山であった。このように、1933 年の第 2 期委員の総選挙の時点では、広州市商会の内部においては、商民運動期の旧商人組織間の対立はまだ引きずられていたこと、そして基層部の中小商人に対して指導部の有力商人という寡頭体制がまだ残っていたことがわかる²¹⁾。

表 1 改組請願の理由と請願派の業種構成

派閥	中心人物及び構成員（業種）	理由とそれに対する弁解
改組請願派	リーダー：趙静山、何湛泉ら 下河塩業、煤油類業、鹹魚業、炮竹業、帳聯業、石業、鎢鋁業、銀錢找換業、山貨竹器業、柴欄業、米業、洋服業、土碱疏打業、甫肉業、粉面茶点業、玻璃業、酒楼茶室業、報関業、鮮果咸貨業、印刷行、金属鋁業、影相業、海砂石牌業、牛皮鞋料業、鞋業、杉業、京菓海味業、土洋顔料業、蒲包業、紅磚瓦蓋業、陶品業、西菓業、化砂玻璃業、華洋雜貨業、汽車業、瓷器業、打包業、茶樓餅業、下級酒店業、毛筆業	(改組請願の理由) 1. 会指導層の会務怠慢と責任問題 2. 太古倉事件の処理問題 3. 会財政の不明瞭 4. 会の指導層に「仇貨」を扱う会員や不正行為を行う者が存在する問題
現状維持派	リーダー：黄詠琴、郭沢農ら 米糠發行業、花生芝麻雜糧業、銀業、花紗業、糖面業、豆業、京菓海味業、綢緞業、米機業、生魚欄業、出口洋庄絲業、綢緞布疋業	(請願理由に対する弁解) 1. 会員の結束力の欠如による指導能力の喪失 2. 特定の指導層のメンバーの職務怠慢 3. 市商会常務委員会主席の空白による責任者の不在

* 『越華報』1933 年 9 月 6 日の記事、「五十二行請改組商會」から整理・作表したもの。

²⁰⁾ 陳来幸論文は主に広州市商會が成立するまでの広東の商人団体を扱うものである。氏の研究によれば、初期（第 1 期）の広州市商會の主席も含む 5 名の常務委員の内、旧総商會のメンバーによって 4 席も占められていたという。前掲陳来幸「広東における商人団体の再編について—広州市商會を中心として」、PP.122-123

²¹⁾ 趙静山、何湛泉らをリーダーとする改組要請派の五十二同業公會は主に中小商人が中心であった。「五十二行請改組商會」、『越華報』，1933 年 9 月 6 日

この改組派の請願に対応すべく、広州市党部は翌日の国民党広州市党部第70回常務委員会会議において、商会法の構成員規定に従い、改組命令、改組委員会の任命、改組期間の規定及び市党部による指導員の派遣の4点を議決し、9月11日に広州市商会改組委員会を発足させた²²⁾。この最後の4点目に注目すると、国民党からの指導員の派遣に関しては、形式的でも自立性が強調される29年商会法の規定に反することだけでなく、広東地域の商人組織の歴史を顧みても、商民運動期に市党部によって動員・設立された「半党半民」の商民協会以外、市党部側による指導員の民間組織内の派遣という干渉事例は前例を見なかった。過渡期と考えられていたこの市商会改組委員会の予定活動期間は20日間のみで、その後にはやむを得ず中止にされた広州市商会執行・監察両委員会委員総選挙が再開されることになっていたのである²³⁾。

しかし、1933年10月10日の総選挙当日、一部の会員代表が投票を拒否し、衝突が激化していくと、広州市党部は再び介入し不正投票の調査などを命じて、問題の解決を計った。それにもかかわらず派閥対立は静まることなく、会場は膠着状態になっていた²⁴⁾。この状況に対処して広州市党部は三日後、10月13日、執行委員会第七十五回会議において、市商会の第3次会員大会において行われた総選挙は、「党の統一商運の趣旨に反した」²⁵⁾ものとし、「市商会委員総選挙の開票結果は無効である」との議決を行ったのである。そして臨時解決法として、広州市党部は選挙日に投票しなかった会員に強制的に投票をさせ、当日封印したものと一緒に開票した後、二度の投票にわたって選出された者を、市商会整理委員会（商整会）委員に任命し、更にその中から、改組請願派のリーダーの趙静山を主席委員に任命したのである。趙静山はその後商整会期において広州市商会の中で最も活躍していたメンバーの一人なので、その履歴を当時の記録から概観したい。彼は国民党党员で、孫文が広東にいた1920年代から広東財政庁秘書、両広（広東・広西の意）塩運使署秘書、運江口塩務稽查处総弁、広東義勇軍司令部軍需処長、国民党広東特派員駐港（香港）弁事処情報員などの政府の職務を経て、塩運業同業公会代表に至った²⁶⁾のである。その経歴からは、一般の商人からは大きくかけ離れ、むしろ政府から塩専売の事業を受け持ったような存在と言えよう。広州市党部はこのような国民党寄りの有力商人を商整会の主席に任命した上、更に改組命令時と同様に広州市党部の指導員の派遣の上、4ヶ月間を期限として市商会整理の任務を与え、商整会を発足させたのである²⁷⁾。

2. 商整会期間の組織構成再編及びその意義

²²⁾ 「党部議決実行派員改組市商会」、『越華報』、1933年9月7日

²³⁾ 「党部議決実行派員改組市商会」、『越華報』、1933年9月7日

²⁴⁾ 「市商代表会選挙情形」、『越華報』、1933年10月10日

²⁵⁾ 後述の商庫証発行のところで触れるように、ここの「党の統一商運の趣旨」とは、「全市商人が団結し共に対策を謀り、共に危機を挽回する」と解釈されていたものである。「撤銷商会選挙」、『越華報』、1933年10月14日

²⁶⁾ 中国文化服務社広東分社編『廣州工商領袖人物誌』、中国文化服務社、出版年月日不明（1930年代）、PP.4-5

²⁷⁾ 「市党部撤銷商会選挙」、『越華報』、1933年10月14日

商整会設立直後に刊行された『商整会週刊』²⁸⁾で最初に議論されたのは組織編成の見直しであった²⁹⁾。「市商会整理委員会第三次会議紀要」で公表された市商会の新たな組織構成について概観したい。設立初期の広州市商会の組織構成は、常務委員会から組織の最下層の科までの指揮命令系統の一貫性を重視した寡頭体制傾向のものであった。有力商人によって構成された常務委員会の上に組織の最高権力機関である会員大会を設けたことに旧総商会との相違点が見られるとは言え、主に旧総商会のメンバーの限られた一部の会員代表に組織の権限及び資源が集中するような体制に変わりはなかった。前述のように、合併前は階層の異なる複数の団体をこのような旧体制は包容しきることができず、利益関心の相違から相互に対して不満を持つようになった階層対立、派閥紛争が絶えることがなかった原因の一つとなった。

設立なもなく商整会が組織再編に取り組んだのもこのためであった。図 1 のように、再編の中心となったのは、従来の常務委員会の下に、執行委員会を経て、財務、商事調解、建設、対外貿易の四つの特別委員会の設立による組織内の分業化であった³⁰⁾。そして特別委員会の構成員は、「普通常務委員」と「当然常務委員」とに区別され、「当然常務委員」は執行委員・監察委員両者間のメンバーから相互選挙によって選出された者が担当するのに対し、「普通常務委員」は常務委員による指名の後、整理委員会会議において議決を通して決定されることになっており³¹⁾、従来の選出方式より民主的なものとなっていた。

この財務、商事調解、建設及び対外貿易の四つの専門分野の特別委員会は、それぞれの部門が独自の権限を持つものであった。1934 年に組織が元の広州市商会に回帰した後、常務委員会において再度組織の再編に関する議論がなされていたが、その時でもこの商整会期の組織再編が実に「会務の発展に大いに寄与し」、「成績は著しい」と肯定的に評価され、組織形態はほぼそのまま継続されたのである³²⁾。また市商会設立初期から掲げていた市商会の主要職務の一つとしての「国際貿易の紹介及び指導」（対外貿易特別委員会担当）と「工商業の改善発達への寄与」（建築特別委員会担当）が実働部門として登場し、機能し始めたのも、この時期であったことも触れておきたい。このように、従来のように組織の指導部にある程度の権限を保留したまま、且つ専門分野に関してはそれぞれの事業を統括・運営する権限と責任を多数のメンバーに委譲することによって、寡頭体制の統制力と専門事業の独立化の並立を図った、より近代的な組織構成に近づいたとも言える。

²⁸⁾ 『商整会週刊』は広州市商会の機関誌である『市商会週刊』の前身となるものである。広東省中山図書館で所蔵されていた民国期の刊行物の中で確認できた『商整会週刊』より以前のは、年一度発行の『広東商業年鑑』のみで、機関誌の類のものは刊行されていなかった。また、同誌は 1934 年 2 月になって、商整会から普通状態の広州市商会に復帰すると、『商整会週刊』は廃刊となり、代わりに正式の機関誌の『市商会週刊』が引き継ぐ形で第 1 期から刊行され始めた。

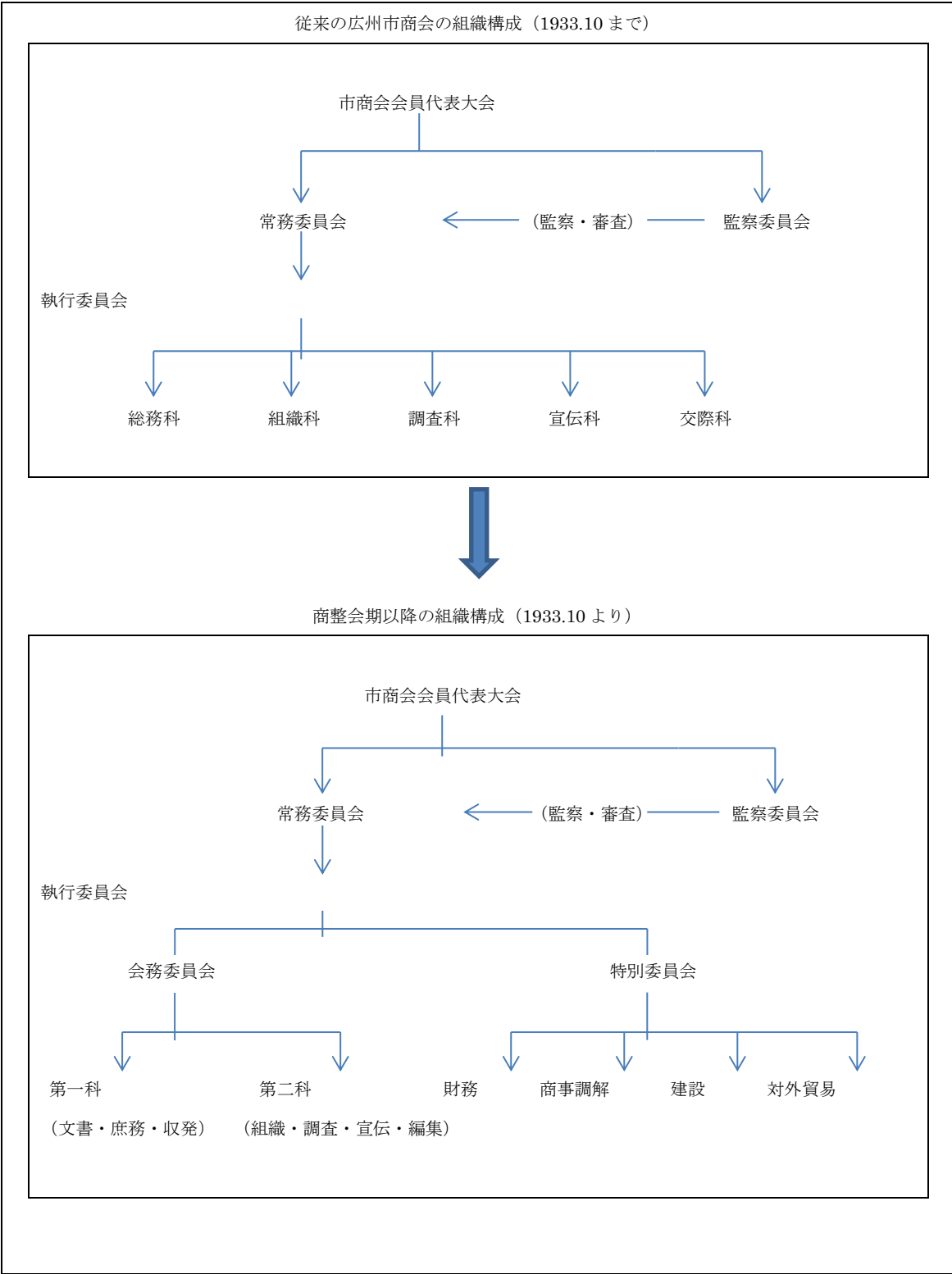
²⁹⁾ 「整理市商會進行計劃」、『越華報』, 1933 年 10 月 18 日

³⁰⁾ 「市商会整理委員会第三次会議紀要」、『越華報』, 1933 年 10 月 18 日

³¹⁾ 「商会成立対外貿易会」、『越華報』, 1933 年 11 月 17 日

³²⁾ 「設置各特項委員会弁法」、『市商会週刊』第 2 期, 1934 年 5 月 13 日

図 1 市商会組織構成の変遷



* 『越華報』1933年10月18日の記事、「整理市商会進行計画」及び『商整会週刊』から整理・作成したもの。

第2節 商整会期における広州市商会の諸活動及びその影響

商整会の活動期間の1933年から1934年ごろは、広東省商人にとっては一つの非常時であった。経済恐慌の余波という外的要因もさることながら、国内においては関税自主権の回復による輸入品税率の引き上げ、30年代の新生活運動、日貨ボイコットにも繋がる国貨提唱運動などのような、近代化をも象徴する出来事は広東省経済に大きな影響を与え、地域の商人もこの波から逃れることはできなかった。南京中央政府実業部編集・刊行の『中国経済年鑑続編』では、1935年の広州市内の各業界の景気動向と展望について詳細に分析している。それによれば、前年（1934年）広州市内全74の主要業種のうち、景気が改善基調を持続していたものは24.3%の18業種で、辛うじて横ばいの状況を維持していたもの、或いは下り坂に差掛かっていたものは28.3%の21業種、残りの全体の47.2%を占める35業種は経営悪化ないし倒産危機に晒されていたという³³⁾。言い換えれば、広州市内の75.5%を占める業種はこの時期は経営不振に嘆き、ひどいものになると倒産危機に瀕していたということになる。しかもこの75.5%の業種には、「當押業」（質業）、「銀業」、「銀行業」、「金業行」などといった地域の金融の要を担う重要業種や大資本も含まれており、この時期の広州市経済はいかに悲惨な様相を呈していたかを窺い知ることができる。1934年1月の「商事評述」では、過去1年の広州市内各業種の景気について次のように評していた。

過去一年の商業は一落千丈（一挙に千丈も落ちた、著しく急落の意）である。全市百余りの商業の統計結果では、現状維持可能の業者はわずか三分の一、崩壊直前は十分の二、僅かだが利益を上げているのは実に酒樓兼営茶室（喫茶店兼営の飲食店）一業者のみである³⁴⁾

このような特殊な状況下において、次に挙げられる同時期の商整会の活動の事例、それぞれが大きな意味を持つことになる。すなわち、外来の競争相手に対する排斥運動（香港商人の減税請願運動に対する反対運動）、香港の買弁資本との闘争事件の解決における仲裁の役割（太古倉事件）、及び地域商人の利益を代表する金融政策の推進（商庫証の発行）の三つの事例である。以下では、この三つの事例について順番に検討していくこととしたい。

2-1 香港商人の減税請願運動に対する反対運動

まずは先行研究及び史料の整理より広東と香港間の貿易経済に関わる人的、地理的なつながりを概観したい。広東商人与香港商人は、人的ネットワーク及び地理的關係上、従来相互依存しながらも対立關係にあった。アヘン戦争後に締結された南京条約は、中国の對外貿易体系に大きな轉換をもたらした。殊に華南地域においては、「一口通商」（單一開港地による貿易）の名が示すように、元来中国国内において對外貿易の利益を独占的に享受してきた廣州にとって、アモイ・福州・寧波・上海の四つの重要都市の開港に加え、新生の貿易港香港の誕生は何より打撃が大きかった。もともと辺境の田舎にすぎなかった香港

³³⁾ 前掲陳公博編著『中国経済年鑑 続編』第七冊、(N)436-444

³⁴⁾ 漫雲「商事評述」、『商整会週刊』第7期、1934年1月11日出版

はイギリスの自由貿易政策によって海外からはイギリス本土とインド、中国国内からは広東沿岸地域と福建から商人の移住を招来し、19世紀後半には中継貿易港として完全に広州の地位に取って代わった。その最盛期では「広州地域の輸入貨物はすべて香港からその需要を満たし、輸出もすべて香港を経由して外へと運んだ」³⁵⁾ほどであった。そして広東省の劣勢に追い風をかけたのは、1930年5月の関税自主権回復と同時期に南京政府によって公布された「裁厘加税」政策であった。裁厘加税の規定では、広州も含め、天津・上海・福州・漢口の五つの対外貿易港はいずれも外貨輸入税率の「逢百抽五」(5%)が適用されるが、イギリスの租借地である香港は特殊無税港のままになっていた。そのため、東南アジアからは洋米を中心とする農産品、そして諸外国の商品も既製品・半製品を問わず、続々と香港商人の手を経て、広州に搬入されていた。この税制改革を南京中央政府との税源争奪戦として読み取った広東省政府は市場挽回を理由に「専税」という名目の新税を設けて実施に踏み切り³⁶⁾、広州市商人からも支持を獲得したのである。

専税実施の効果はその直後の広東対香港貿易額に現れた。実施直後の1933年では、それまで入超が問題視されていた広東の香港からの輸入貨物総額は一気に広東省全省輸入貨物総額の13.3%まで下がり、反対に広東から香港への輸出貨物総額は一位の47.5%になった。その2年後の1935年になると情勢は更に広東に有利な方向へと進み、香港からの輸入貨物総額は6.7%まで減少し、香港への輸出は変わらず一位の54.1%へと大幅に増大したのである³⁷⁾。状況が完全に逆転したのである。それでも1935年広東省の貿易入超総額は7500万元余りとなっていたが、同年の香港に対する出超の2847万元は実に入超の30%の赤字を補うことにもなり、専税は広東省の巨額の貿易赤字を緩和する役割を果たしていたという³⁸⁾。

この両地の経済体質の相似及び地理的な要因から生じた競争関係に陥りやすい関係に加え、貿易を担う主体である商人に即して言えば、その人的な繋がりや強さも特徴の一つである。近代の香港の住民はほとんど香港がイギリスによって割譲された後から中国本土、主に広東沿海から移入した人々である³⁹⁾。その中には苦力などの肉体労働者の他、遊資を持って新たな発展を求めてくる商人も大勢含まれていた。香港が大量の広東商人を呼び寄せることができた最大の原因は、イギリス統治下の相対的に安定した政治環境、そして貿

³⁵⁾ 前掲邱捷『晚清民国初年広東の士紳與商人』、PP.165-180

³⁶⁾ 前掲姜珍亜論文「1930年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に」、第1章

³⁷⁾ 鄧開頌・陸曉敏主編『粵港澳近代關係史』、広東人民出版社、1996、P.246

³⁸⁾ 張曉輝『民国時期広東社会經濟史』、広東人民出版社、2005、P.495

³⁹⁾ 香港の移住民の歴史を概観すると、すでに明の時代から広東省東莞県（後の「東莞市」）より移住民が入っており、後に広東省東北部や潮汕地方からも入っていたが、数はそれほど多くなく、史料上では「1841年占領前（イギリスによる最初の割譲）：華人：2000人以下」となっていた。その後は、1842年の12,361人、1850年の31,987人、1865年の121,497人、1906年の307,388人、そして1931年の821,429人と華人人口の増加はうなぎ上りの勢いとなっていた。そのいずれの年の数字も華人は香港全人口の90%あるいはそれ以上を占めていた。香港占領地総督部報道部監修・東洋經濟新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核』昭和19年版、P.42及びPP.90-92、濱下武志・李培徳監修『香港都市案内集成』第10巻、ゆまに書房、2014

易にとって理想とも言える自由主義制度であった⁴⁰⁾。このように広東からの人と資産の移動が香港の経済発展の要因となっており、言い換えれば、清末から形成されてきた華南地域最大の中継港香港の経済・金融をバックから支えていたのは他ではなく広東商人であったと言える。

では当時の香港の広東商人は自分のアイデンティティについてどのように考えていたのか。この点は、次節で検討を試みる両地商人の衝突の本質を理解するのに、重要なポイントとなると考える。香港の華人商人の組織の名に「旅港」、「僑港」、「駐港」（「旅」、「僑」、「駐」はいずれも永久でない、「過渡期」の意味を持つ言葉である）がつくことが多いことから窺えるように、彼らは香港をあくまで暫定的な生業を営む場としか考えず⁴¹⁾、資産を香港に置きながらも、常に中国内地、殊に出身の地である広東に密接な関係を持ち続けた。例えば 19 世紀以来香港の最も実力のある業界の「南北行」（華僑の拠点である東南アジアとその出身地間の貿易・送金の仲介業者）のほとんどのメンバーは広州から移住した者で、彼らは香港に本店、広州に支店を置き、両地に跨って活躍していた。また他にも広東・香港両地の聯号業者（同一商号を用いる連携企業）も数少なく存在していたという⁴²⁾。更に南北行に代表されるように、その人的な繋がりには広東・香港間に留まることはなく、華人商人から華僑へと名が変わり、遠く東南アジアへと伸張り、香港を中心にネットワークが形成されていく。この地理的・人的関係の影響に言及した時、姜珍亜氏は、広東省全体の入超を相殺する役割を持つ莫大な華僑送金と華僑投資は殆ど香港を媒介にして行われていたため、香港ドルは広州市及び珠江デルタにおいて絶対的な支配力を持つほどのものとなっていたと指摘している⁴³⁾。

このように、1930 年代を通して広州商人と香港商人は一種のビジネス・パートナーであったと同時に、また両地の制度環境の相違から競合的な側面も度々強調されてきた。それを端的に表したのは、1933 年末から 1934 年初めに広州市において商整会によって「国貨提唱運動」に組み込まれ、盛大に進められた「香港華人商人の税率軽減請願運動に対する反対運動」（以下「減税請願反対運動」と略す）である。

香港の減税請願運動の火蓋を切ったのは、1933 年春の香港の中薬業（漢方薬）・鹹魚業（魚介類乾物）・織造業（紡績）の三業界が香港華商總會を通して広東省政府に提起した輸入税率軽減請願であった。詳細は不明だが、約 9 ヶ月後の同年 11 月になって減税請願運動が再び動き出したことから、初回の請願運動は成果を挙げないまま終わったと考えてよからう。そして、この二度目の請願運動の主体は、香港の「各国貨廠家」（国産製品製造業者）となった。彼らは自らの国貨商人（国産製品を扱う商人）の性格を明確にアピールしながら、香港にある僑港国貨商聯会と香港華商總會の両団体を通して広東省政府に対して請願を行

⁴⁰⁾ 前掲張曉輝『民国時期広東社会経済史』、PP.485-487

⁴¹⁾ 李培徳「二次大戦結束前香港の華人商会」、李培徳編『商会與近代中国政治変遷』、香港大学出版社、2009、P.95

⁴²⁾ また、香港の華人商業の大多数は、珠海デルタの広東商人によって経営されているという。前掲邱捷『晚清民国初年広東の士紳與商人』、P.173

⁴³⁾ 前掲姜珍亜論文「1930 年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者関係を中心に」、第 3 章

ったのである⁴⁴⁾。請願運動が動き出した直後、香港華商総会は事前に商整会に対して意向の打診を行い、応援を求めてきた⁴⁵⁾。だが、応援どころか、香港華人商人の請願運動は直ちに商整会の猛反対に遭ったのである。そして、請願運動が本格的に動き出す前から、商整会は広州市内各同業公会の代表を召集して対策を練るための会合を開いた。そしてそこで意見をまとめ、商整会対外貿易委員会の名義で政府に反対意見を上申した。それと同時に、「香港商人の誤解を招かぬよう」⁴⁶⁾、商整会名義で反対意見を市内の主要新聞紙に公開した。その論旨はすなわち、

一、（広州）市内商業は崩壊に瀕している状態にある。外貨の輸入と不当廉売を阻止することこそ内地工業に活路を与える唯一の救済法であるため、輸入税率の軽減は救済計画を完全なる失敗に至らしめる恐れがある

二、輸入原料にかかる厘費・台費・雑捐・関税、更に人件費等の面において、広州・香港両地は公平な競争条件に置かれていない、競争は不公平である

三、政府の財政面の視点から見れば、一方の減税は他方の増税に繋がる。減税の負担は最終的に内地工商業に押し掛かる

の三点であった⁴⁷⁾。

これに対し、香港華商総会は、自らの請願の目的は輸入税の完全免除にあるのではなく、「内地工業を傷付けないことを前提に、香港の華僑製品の危機を挽回する」ことにあると説明し、比較的穏和な姿勢を見せた。そして引き続き「香港の華人製造業者の製品を洋貨（外国製品）と同一視せず、優遇税率の制定を希望する」⁴⁸⁾と懇願した。

翌年 1934 年の 2 月に入り国民党西南政務委員会が香港華商総会の請願を正式に受理する通知を受けると、商整会は反対運動の規模を拡大していった。2 月 5 日に商整会は政府機関の広東財政特派員公署、広東省政府財政庁との共催で広東省内各工商業界の代表者を召集し協議会を開いた。そこで、香港華人商人の請願運動に対して、

その動機は単なる小我の見地であり、大我の精神を忘却している。単刀直入に言えば、營利主義を重んじ、民族生存を顧みず、これはまさしく中国商人が古くから持っている劣性（劣悪な性質）である⁴⁹⁾

と口を揃えて批判した。そして出席者の意見をまとめた上、請願運動に対する反対の原則を、

一、関税は一体的なものである。（香港側の）輸入税率の変更によって破壊され、国際関税の悪い先例を作るべきではない。

二、香港側の要求は局部的なものである。局部的なものに妥協することによって全体

44) 「港商再来省請願減税」、『越華報』、1933 年 11 月 7 日

45) 「港商再来省請願減税」、『越華報』、1933 年 11 月 7 日

46) 「反对港貨減税之解釈」、『越華報』、1933 年 11 月 11 日

47) 「反对港貨減税之解釈」、『越華報』、1933 年 11 月 11 日

48) 「香港国貨商請求優待」、『越華報』、1933 年 11 月 22 日。

49) 「一周商事評述」、『商整会週刊』第 5 期、1933 年 12 月 28 日出版及び「読了『官商発表港僑国貨入口減税案の意見』以後」、『商整会週刊』第 12/13 期合刊、1934 年 2 月 22 日出版、P.3

の利益を犠牲にするべきではない。

- 三．香港側の要求は、私的産業の発展を図るものであり、その意向に従うことによって国家の経済政策が踏み躪られることは許せるものではない。
- 四．仮に香港側の要求が実現すれば、政府の内地（広東省）を繁栄させる計画を阻害ものとなる。
- 五．仮に香港側の要求が実現すれば、今後華人商人による地域外（香港などの自由貿易港を指す）への工場移設を防ぐことができない。
- 六．香港側の要求通りの税率軽減が実現すれば、外国の資本主義は（わが国に対する）経済侵略の戦略を、（香港の）華人商人への資金投入へと変更し、（香港の）華人商人を利用して、間接的に洋貨の販路を広げる効果を獲得することになる。

の六つ⁵⁰⁾とした。そして広東商人の取るべき態度としては、「一致の態度」、「一体化した防御線」及び「(反対の) 理論を必ず実行に移行する我々革命商人の観念」⁵¹⁾としたのである。

つまり、政府側の税源確保の思惑と地域商人の外貨輸入阻止の意図はそこで合致するところを見出し、協議会は同様の利益関心を抱えていた両者の主張を宣伝する場となったのである。そして協議の結果、香港商人に対しては「民族利益を重んじる」よう要求し、「減税請願の姿勢を改め」、「新しい時代の理性ある商人」になるよう提議したのである⁵²⁾。また政策面においては、政府に対して、従来通りの輸入税の徴収の外に、舶来原料輸入税と国貨輸出税の撤廃、国外の市場における競争力強化のための国貨の品質と外観の科学機械化を主張し、更に外資を招致するための近郊工業地区化の構想を提案したのである⁵³⁾。

その後も減税反対運動はますます加速したが、運動が一気に白熱化したのは南京国民政府によって推し進められていた「国貨提唱運動」と時期的に重なったためであった。「国貨提唱運動」とは、1933年の終り頃から1935年を中心に中国国内の各主要都市において、南京では南京中央政府の実業部と鉄道部、各地方政府においては建設庁、市党部、地方国民党執行委員会などが中心となって動員した社会運動であるが、党部や政府機関、あるいは軍部などが主体となって行われたものが多い⁵⁴⁾中、広州市では1933年12月ごろから商整会が運動の中核となって動いていた。商整会のメンバーによって構成された「国貨宣伝週籌備委員会」がまず組織され、ラジオや新聞などの主要メディアを利用して大いに宣伝活動を行ったほか、1934年3月になると広州市内において国貨宣伝週運動や大規模の国貨宣伝デモを実現させたのである⁵⁵⁾。ここで注目すべきことは、広東商人の、国貨と対立の

⁵⁰⁾ 「読了『官商発表港僑国貨入口減税案的意見』以後」、『商整会週刊』第12/13期合刊，1934年2月22日出版，P.2

⁵¹⁾ 「読了『官商発表港僑国貨入口減税案的意見』以後」、『商整会週刊』第12/13期合刊，1934年2月22日出版，P.2

⁵²⁾ 「読了『官商発表港僑国貨入口減税案的意見』以後」、『商整会週刊』第12/13期合刊，1934年2月22日出版

⁵³⁾ 「読了『官商発表港僑国貨入口減税案的意見』以後」、『商整会週刊』第12/13期合刊，1934年2月22日出版

⁵⁴⁾ 「一季中提唱国貨之面面觀」、『市商会週刊』第4期，1934年5月31日出版

⁵⁵⁾ 「会務要聞」、『商整会週刊』第7期，1934年1月11日出版

立場にある仇貨（日本製品）、国貨のライバルとなる洋貨、及び香港華人商人の製品に対する認識である。国貨宣伝週及び国貨宣伝デモでは、まずは満州事変以来の仇貨のボイコットの継続、国貨の絶対使用を呼びかけるほか、実際の行動として、仇貨・洋貨との区別を広く認識させるため、「国貨商品陳列所」の設立や「国貨登記表冊」の作成などの計画が実行に移された。そして、政府に対してはより積極的な輸入代替産業の助成や地域民族資本に対する保護政策の制定などを要請した。「香港の輸入洋紙印刷物の課税に対する増税案」⁵⁶⁾のように、香港華人商人及びその製品に対する態度は、保護政策の対象から除外されただけでなく、仇貨ほど厳しくはないにしろ、洋貨とほぼ同一視され、増税要求の対象にされていたのである。この広東商人の行動が広東省政府の経済政策に影響を与えた証左の一つとして、3ヶ月後の広東省建設庁が広東省政府に提起した増税案のうち、電池類の関税を従来の20%から40%に引き上げる案の説明の際において、同運動が言及され、課税対象は香港華人商人によって生産された製品のみならず、香港から輸入する従来税率の低い半製品にまで拡大することが議決されたのである⁵⁷⁾。

では香港華商総会の減税請願運動の帰結はどのようなものだったか。前後約1年にわたる両者の対立は翌年1934年2月頃になって、西南政務委員会において、「軍需緊迫」時期の減税は適宜ではないことを理由に却下され、一件落着した⁵⁸⁾。更に1934年6月になると南京国民政府実業部によって広東商人側に極めて有利な「国貨之標準」（「国貨の基準」、以下原文のまま）が公布され⁵⁹⁾、減税反対運動はほぼ商整会側の全面的な勝利であることが確定されたのである。「国貨之標準」とは、国貨の基準として資本の国籍、企業経営権利の所有関係、経営者、従業員、原材料、加工地などによって明確に項目を設け、そしてすべての製品を七つのランクに分類し国貨を定義したものである。その中で国貨と呼ぶのに相応しい製品は政府機関の審査を経た後「国貨証明証」が付与され、更に南京国民政府実業部公の国貨一覧のリストに掲載されるとあった。

「国貨之標準」が公布される前でも、中国国内において仇貨、洋貨と対抗する意味合いで国貨という表現は頻繁に用いられていたが、用語の概念は決して明確なものではなかった。前述の事例の中でも明らかなように、香港の華人商人は、自らのことを「香港の国貨製造者」とであると自認し、またその減税請願についても「香港の国貨に対する税率の優遇」

⁵⁶⁾ 「一周商事評述」、『商整会週刊』第5期，1933年12月28日出版

⁵⁷⁾ 「査詢各行商對徵特稅意見」、『市商会週刊』第6期，1934年6月15日出版。香港華人商人の半製品に対する徴税については次のような文脈の中でも言及されている。例えば広東省政府によって行われた広東の産業を保護するための新税の「広東保護税」の徴収の可能性についての調査において、電鍍業（電気鍍金業）から次のような意見が提起されていた。それはつまり電鍍業を保護するため、広東省内に輸入する懐中電灯と電池関係の完全製品及び半製品に対し一律「広東保護税」を適用させるべきとの主張であった。その理由は、広東省内の市場にある懐中電灯及び電池は①舶来品、②上海の外資工場において製造されたもの、そして③重い関税を避けるため、香港から半製品を広州に輸入した後、広州において製品化したものの三種類によって占められている。そのため、特に懐中電灯の半製品は完全製品と同様の地方税を徴収しない限り、この種の産業を保護することができないという。「各行商均贊成對外貨加徵特稅」、『越華報』，1934年6月22日

⁵⁸⁾ 「港貨入口稅暫難低減」、『越華報』，1934年1月30日

⁵⁹⁾ 「実業部規定国貨標準」、『市商会週刊』第15期，1934年9月4日出版

60)と、自らの大義名分を主張した。その反対に、対立側の広東商人もまた同様に政府の国貨に対する保護政策を盾にしていた。この1933年から1934年にかけての減税反対運動期に限って言えば、香港華人商人の間では、企業の所在地に関係なく、民族資本と経営者の国籍を最重要視するいわゆる資本の血統主義的な国貨概念が形成されていたのに対して、広東商人側は一貫して地域産業によって生産された製品の「土貨」こそが国貨の唯一の指標という生産地主義を堅持していた。そのため、生産地以外の製品の性格を構成する他の要素、例えば原料の産地や企業資本金の所持者の国籍等に対する区別はそれほど拘りを持たず、国貨保護政策は直ちに原料輸入税の軽減・免除及び地域内商工業に対する援助へと直線的に繋がっていったのである。これに対し国民政府実業部の「国貨之標準」は、明らかにより明確な、より多角的な基準設定であった⁶¹⁾。この「国貨之標準」を基準として測ると、減税請願運動の香港華人商人が主張した自らの「国貨」は、企業形態及び原料の性格の関係で「三等国貨」（いちばん上から三番目）にさえ入ることができなかった。「国貨之標準」の登場によって、香港華人商人の減税請願運動の正当性は法規面からも否定されたのである。

2-2 太古倉事件

1933年から1934年間の広州市商会（商整会）は、対外的な要素としては世界的な経済不況がもたらす経済面の危機と、そして組織内部の派閥紛争がもたらした組織自体の存立危機に同時に直面しなければならない状況に置かれていた。そのため、組織の活動もこの二つの危機に対応する形で展開されていった。前者に対しては前節において検討してきたように広州市商会はいわゆる消極的、或いは地域利益主義を重視するような自己保護的な対応を打ち出して対応していた。この点に関しては広東省政府とは利益の共通性を持つ側面もあるため、結果的には政府から政策面のサポートを得て、競争相手の香港華人商人を敗退させた。

そこで次は視点を変え、市商会のもう一つの課題である組織内部の整合、及び組織結束力の強化という側面について、1933年6月中旬ごろに起きた太古倉事件の解明を通じて検討することにする。組織内の危機に対応した諸活動において、商人組織はしばしば政府の行政権力を借りることを余儀なくされるが、これは未熟な民間組織が暴露した自立性の限界と考える。

そもそも太古倉事件とは、上海で起った、香港に拠点を置いていたイギリス資本の太古洋行の買弁が中国人港湾労働者に暴行を加え、重体者二名と行方不明者一名を出した事件である。事件後上海港湾労働者組合である上海海員工会（船舶・港湾労働者組合）は上海の民船工会（近海運送業組合）、報関業公会（税関申告代行業組合）、旅業公会（乗船券販売業組合）等業界の組合の支持を得てストライキを決行し、太古洋行に対して謝罪と賠償

60) 「港商再来省請願減税」、『越華報』、1933年11月7日

61) 「実業部規定国貨標準」、『市商会週刊』第15期、1934年9月4日出版

を要求した。しかし、太古洋行はこれを拒否したため、同行の運送業務を受持っていた華南航業は運休を決行し、双方は対峙の状態に入った⁶²⁾。

事件発生直後、上海同業者の反英運動に応援すべく、華中から華南の沿岸部各地の華人海員工会も相次ぎストライキ運動に入った。そして広東省でも広州市海員工会のメンバーが中心となった反英運動が展開され、広州市内にある太古洋行の倉庫である太古倉の全面閉鎖、貨物の入庫・出庫の全面停止などが決定された。貨物の荷役事情は市内商人の利益と大きく関わることは言うまでもない。しかし、海員工会の倉庫閉鎖の通達を受けた広州市商会は市内商人への即時の通告を怠った。そのため後になって保管貨物の出庫ができずに多額の被害を蒙った商人が頻出し、これが前述の広州市商会改組請願派の問責の原因の一つにもなったのである（表 1「改組請願の理由 2」）⁶³⁾。当時貨物の出庫拒否に関する海員工会の姿勢はいかに強固なものであったかは、例えば広東省第一集團軍軍部の保管貨物の軍服類や、腐敗の恐れが高い花生雜糧公会の貨物出庫要請もすべて却下されたことから窺える⁶⁴⁾。ポイントとなるのは、広州海員工会によるこの反英ストライキの初期にあたる 1933 年 6 月から 9 月の間、ストライキをバックから支えていたのは、広州市内にある八和会館を中心とした下層労働者たちであったことである。彼らは募金活動を通じて収入源が断たれた広州市海員工会のメンバーを支援した。市商会はストライキに対しては、初期は我関せずとの態度を示していたのである⁶⁵⁾。

広州市商会がストライキ運動に対する姿勢を一変させたのは、同組織が広州市党部の指令によって市商会改組委員会へ編成された同年 9 月に入ってからのことであった。保存貨物の状態及び出庫時期の問題に焦る市内商人が強い抗議の声を発すると、国民党広東省党部は調停役として広州海員工会と商人の間に入り、そして広州市商会も問題解決に向かって動き出したのである。まずは 9 月の初めに広州市商会会館において新しく組織された市商会商界援助会、市内商人の代表及び広州海員工会代表の三者談話会が開かれた。この市商会商界援助会の結成及び活動の詳細は明らかではないが、組織名からして広州市商会の主導で結成されたものと理解して間違いはないだろう。この三者談話会において、商人が保管貨物の出庫許可を得る代わり、広州市海員工会の活動援助費として、出庫貨物総額の 1.5%の出庫登記費を納める旨の協定が定められた。そして同協定はのちに広州市党部訓令第 387 号として公布された⁶⁶⁾のである。この協定の成立によって、当時太古倉に保管していた商人の貨物が全数出庫すれば、広州市海員工会は 3 ヶ月分の活動費に相当する 10 万余元の援助・救済費を獲得する計算になる。これに寄付金等を入れれば、太古洋行を相手とするこの広州市の反英ストライキ運動は、経済面においては不敗の備えを固めたことに

62) 「太古輪風潮日趨嚴重」、『公評報』, 1933 年 6 月 19 日

63) 「市商会重要決案摺記」の中の討論事項第 10 項, 『公評報』, 1933 年 7 月 26 日

64) 「風潮愈趨拡大」, 『公評報』, 1933 年 6 月 22 日

65) 「風潮愈趨拡大」, 『公評報』, 1933 年 6 月 22 日

66) 「市商会召開聯席會議」, 『越華報』, 1933 年 9 月 2 日, 「太古倉提貨手續待商」, 『越華報』, 1933 年 9 月 6 日, 「提貨進行中再開會議」, 『越華報』, 1933 年 9 月 17 日

なる⁶⁷⁾。

しかし、物事は順調には運ばなかった。すでに入庫した貨物が完全に出庫されれば、ストライキ運動は更に拡大され、長引くと警戒する太古洋行は反対に貨物を切り札に対抗に出た。貨物出庫開始予定日の9月18日から広州市海員工会の港湾労働者の太古倉への立ち入りを禁止したのである。このように、予定していた貨物出庫は中止となり、最終的に出庫が正式に開始したのは、商整会常務委員の趙静山と何輯屏の二名が太古洋行に交渉を持ちかけ、ようやく折り合いがついた同月の25日を待たなければならなかった⁶⁸⁾。しかし、貨物出庫開始を直ちに事件の解決と解するのは早合点である。事件の根本的解決となる二つの争点、即ち①広州市海員工会が一貫して要求してきた賠償及び謝罪問題、それに②貨物出庫の際新たに浮上した腐敗貨物に関する賠償問題、に触れると太古洋行との交渉は再び難航した。

まずは広州市海員工会に対する賠償問題は、その後広州市商会が中心となって交渉を重ねた末、ようやく合意に漕ぎ付けた。賠償金の17万元も同年12月に入って全額交付完了をもって一件落着した。しかし、腐敗貨物に関する賠償問題に関しては太古洋行は頑として責任を否定し、責任者は出庫貨物登記簿への署名を拒否し続けていた。そのため、商整会は進退窮まった状況に置かれ、再び広州市党部に助け舟を求めた。最終的には広州市党部によって再度協議会が召集され、そこで強引に商人に太古洋行に対する賠償金請求を放棄させたことで事件解決に漕ぎ付けたのである⁶⁹⁾。

事件解決後海員工会から感謝状まで贈られたことから、1933年9月以降の広州市商会の太古倉事件に臨む積極的な姿勢が評価されたことがわかる。この評価は後の「統一商運」の達成の前提条件としての、商人や一般民衆の信用の獲得にも繋がったと考えてもよからう。また、この太古倉事件に触発され浮上した「中華航業合作社」案にも触れておこう。「迅速な航業発展の実現」と「利権の挽回」を設立趣旨としたこの案は、広州市商会と広州市海員工会が最も接近していたこの時期に両組織間において提案され、そして広州市商会が中心となって設立準備段階の活動が進められた⁷⁰⁾。設立準備は太古倉事件解決後も継続されていたが、1934年5月になると経済不況が原因で株式が集まらず設立は断念された。しかし、上海、漢口、香港、更に海外の華僑に対する宣伝、連絡そして加入勧誘、各地の株式募集担当員の配置、設立籌備所設立などの工作⁷¹⁾から、設立準備期間において広州市商会が意欲的に取り組んでいた姿は窺える。

⁶⁷⁾ 原文は「此項登記費如倉貨出清，可得十餘萬元之譜，以之救濟海員，可作三個月之支撐，況有數萬位義捐為後注，海員可立於不敗地位」とある。「太古拒簽証出倉壞貨」、『越華報』，1933年9月30日

⁶⁸⁾ 「太古倉開始提貨情形」、『越華報』，1933年9月26日

⁶⁹⁾ 「太古行案已完全解決」、『公評報』，1934年1月5日，「太古海員工潮解決後」、『公評報』，1933年11月29日

⁷⁰⁾ 「航業合作社進行狀況」、『越華報』，1933年11月2日，及び『商整会週刊』第6期，1934年1月4日出版

⁷¹⁾ 「各行商会後 航業社擬附股弁法 結果仍主張自由認股」，「工商航業社停收股分 如收股者即照發回附股人」，いずれも『市商会週刊』第2期，1934年5月13日出版

2-3 商庫証の発行

商庫証とは、民間団体の広州市商会が広東省政府の行政権力をバックに発行した有価証券のことである。1933年の世界的な銀価の高騰による広東省内の銀の大量流出を背景に、商人の不動産を担保に有価証券の発行によって、広州市内の流動資金の枯渇を一举に解消しようとする広州市商会の思惑によって実現した金融救済策であった。広州市における商庫証発行の状況に対する解明は、権力側と商人組織の両者関係ないし当該時期の商人組織の実態を知るのに大変重要な事例であるにも関わらず、広州市商会の提案によって動き出した商庫証は結果的に広州市においては発行は実現されずに終わったという研究⁷²⁾さえ存在することが示されるように、さほど重要視されてこなかった。

広州市商会自身が、当該期間の組織の諸活動の中でも「極めて重要な仕事の一つ」として位置づけていた商庫証⁷³⁾とは、1933年11月22日に行われた広東省政府主催の広東省全省經濟會議⁷⁴⁾の第十一案において商整会主席の趙静山によって提起された一連の經濟救済案のうちの一つである。「広州市商会整理委員会が全市商人を指導して広州市商庫委員会を組織し、広州商庫を設立し商人の財産を担保に三千万元の商庫証を発行、これによって市場の金融を救済し商業危機を挽回する」ことを趣旨としたものである⁷⁵⁾。趙静山によって提起された案はこれの他に、ほぼ同趣旨の「籌設儲貨貨倉案」(議案第十二案)がある。これは「公立銀行の主導による儲貨公倉の設立」、これによって「公倉に保管される貨物を担保として商人が銀行から融資を受け」、「商業危機を救済」する案であったが⁷⁶⁾、同案は1933年終わってから続く広東省銀行・広州市銀行の両行に対する取付騒ぎが露呈した公立銀行の基盤の脆弱さなどの背景から、議論の対象にはされなかった⁷⁷⁾。

市商会の両案とも「金融救済」、換言すれば商人の固定資産をいかに流通資金に変え、いかに市場における流通貨幣を増加させるかをターゲットとしたものである。広東省全省經濟會議の開催に備え、広州市商会はあらかじめ市内商工業現状の業界別調査を行い、業界それぞれの救済方法及び発展方針などについて市内商人から意見を収集していた⁷⁸⁾。このことから、二つの金融救済案は広州市商会が広州市内商人の総意を代弁したものとみるべきであろう。早くも提案の翌日(広東省全省經濟會議二日目の11月23日)から、市内各

⁷²⁾ 前掲陳海忠『近代商会與地方金融——以汕頭為中心的研究』, P.273

⁷³⁾ 「論壇」, 『商整会週刊』第11期, 1934年2月8日出版

⁷⁴⁾ 広東省全省經濟會議は当時広東省政府によって進められていた「広東省三年施政計画」への寄与を期待して、そして全省的な經濟不況の対策を講じるために、1933年初頭に広東省財政庁庁長区芳浦によって召集されたものである。財政庁内において「広東省全省經濟會議弁事処」が設置され、同庁第1科保険科の職員が弁事処の職員を兼任する形で組織された。1933年11月22日から23日の二日にわたる第1次會議の開催では広東省内各地の商人団体から議案20数案が議論された。弁事処の設置などの組織過程から一度限りのものとは考えにくい、その後の活動は不明である。「全省經濟會議之籌備」, 『越華報』, 1933年11月8日, 「經濟會議整理提案及決定会期」, 『越華報』, 1933年11月20日

⁷⁵⁾ 「財政庁召集全省財政會議」, 『越華報』, 1933年11月22日

⁷⁶⁾ 「趙主席經經濟會議提議籌設貯貨貨倉案」, 『商整会週刊』第4期, 1933年12月21日出版

⁷⁷⁾ 「停兌十元紙幣及維持金融消息」, 『越華報』, 1933年11月19日, 「十元省幣停兌後情形」, 『越華報』, 1933年11月21日, 「沈戴和述維持省毫券根本弁法」, 『越華報』, 1934年4月5日, 「借款撥充省行基金已陸續過付」, 『越華報』, 1934年4月22日

⁷⁸⁾ 「市商会準備經濟提案」, 『越華報』, 1933年11月11日

同業公会から次々と商庫証案に対して異様に熱い支持の通電が発せられたのはこのことの裏づけとなる⁷⁹⁾。支持の背景にはむしろ 1930 年代の金融恐慌に苦しんでいた商人の存在もあるが、旧正月直前の「年関」にさしかかっていたという時期的な要素も見逃せない。「関」とは、言わば越えなければならない関所のことで、中国の商慣習に従えば通常旧正月前までが決算締切日となっており、融資が困難で倒産する商人もこの時期が多かった。そのため、いささか大袈裟ではあるが、商庫証の発行は、「実行はまだ先だが、梅を望めば渴きは止む、市内景気はすでに回復の兆候を見せつつある」⁸⁰⁾とさえ評価されていた。

2-3-1 商庫証発行の始動—発行委員会の設立過程

広東省経済会議という官・民一体の公的な総意の場で議決され、政府の承認及び参与（監督）を得た上で発行するという条件において、商庫証は従来の民間金融機関（銀号や錢莊など）の発行した銀票のような代用紙幣とは信用性の面において大きく異なる。政府の存在が、従来の民間組織が発行主体ということに伴う代用紙幣の法幣との兌換問題、市場における流通の問題などに直面するリスクを下げたのである。更に商整会は商庫証の発行の主体に関する規定、発行の条件や回収時の規定などの規定面においても厳密なものをもって臨んでいた。これについては商庫証発行委員が依拠した「広州市商庫証発行委員会章程」（以下「章程」）及び組織運行基準の「広州市商庫証発行委員会弁事細則」（以下「弁事細則」）を検討することを通じて解明を試みたい。

章程ではまず商庫証の発行主旨を明確に「不動産（工場及び機器類も含む）と舗底登記証（店舗など営業目的の不動産の登記証明）を担保に商庫証を発行し金融の救済を図る」ことにあると規定していた⁸¹⁾。中心組織となる商庫証発行委員会（以下「発行委員会」と略す）に関しては、①広州市各業同業公会それぞれ代表一人、②広東省商聯会主席、③広州市商会整理委員会（商整会）主席及び常務委員、④広東省銀行紙幣発行監理委員会主席、⑤広東省銀行行長、⑥広州市立銀行行長、⑦広州市銀行業同業公会主席、⑧広州市銀業同業公会主席と、広州市の八つの主要経済団体の代表や要員から構成されたとした⁸²⁾。更に組織の監察及び実際発行時の監督役は、省政府財政庁の監察員の派遣及びその監察員の商庫証券面における連署によって行われるものと規定されていた⁸³⁾。発行委員会の中心メンバーとなる発行委員会常務委員には、趙静山（下河塩業＝商整会常務委員、次期市商会執行委員会常務委員）、何輯屏（奥加可業＝商整会常務委員、次期市商会執行委員会常務委員）、陳佐璇（省銀行発行紙幣管理委員会会長）、陳蔚文（銀業同業公会代表）、馮達純（不明、財政庁代表と推測）、熊少康（華人捲煙業＝次期市商会主席）、譚棣池（乾餅業同業公会代

⁷⁹⁾ 「各行賛同組設商庫電」、『越華報』、1933 年 11 月 24 日

⁸⁰⁾ 「各行賛同組設商庫電」、『越華報』、1933 年 11 月 24 日

⁸¹⁾ 「広州市商庫証発行委員会章程」、第一条、『商整会週刊』第 5 期、1933 年 12 月 28 日出版

⁸²⁾ 「広州市商庫証発行委員会章程」、第二条、『商整会週刊』第 5 期、1933 年 12 月 28 日出版

⁸³⁾ 「広州市商庫証発行委員会章程」、第五条、『商整会週刊』第 5 期、1933 年 12 月 28 日出版

表)の7名が1933年12月16日に就任した⁸⁴⁾。そして発行委員会会員大会となると、この7名の常務委員を中心に、市内各同業公会からそれぞれ1名の代表が加わるという、実に総勢90名以上の組織となる。組織の政策及び運営方向の決定権を有する発行委員会に対し、発行の実務が割り当てられるのは評価委員会及び保管委員会の二つの下部組織である。1934年1月12日の発行委員会第2次会议において、選挙方式によってこの二つの下部組織の構成メンバーが選出された。選出されたのは、評価委員会24名及び保管委員会10名の合計34名であった⁸⁵⁾。

章程では、それぞれの委員及び常務委員の選出に関しては、「評価委員は全体の中から選挙方式によって6名選定し、それに評価専門家3名が加わり成立する」、常務委員は更に「評価委員6名の中から選挙方式によって3名選出する」とされていた⁸⁶⁾。保管委員に関しては「発行委員会において同業公会代表から選挙方式を用いて5名選出し」、「保管委員会常務委員は保管委員5名の中から選挙方式によって1名選出する」と、いずれも二回にわたって選出するという厳しいものであった⁸⁷⁾。しかし、実際に発行委員会第2次会议において選出された当選者数は、章程規定の倍以上の数であった。『商整会週刊』第9期の会務欄において、当時の当選者の選出に当たり、広東省政府財政庁による「圈定」(以下括弧なし)が行われたとの説明が見られる⁸⁸⁾。圈定とは、民間組織の選挙の際、民主制に基づき予め選出された規定数以上の当選者から市党部あるいは政府が更に選別・任命する方法のことである。発行委員会の弁事細則では、商庫証評価及び管理両委員会の両機関は一方商整会及び発行委員会の監督を受けるとしながら、他方広東省政府の指導をも受けると明確に規定している⁸⁹⁾。この時点で圈定がこの時点で別段問題視されなかったのは、それが「指導」の一種と理解されたためと考えられる。

視点を变えて、商庫証発行に関する諸規定をみてみよう。「広州市商庫証発行委員会発行商庫証条例」(以下「発行条例」)によれば、商庫証の概観はおおよそ次の通りである。初回発行額は300万元、公選の常務委員三名と財政庁監察員との連署の下で発行する(2条、

⁸⁴⁾ 「商庫証発行委員会開始組織」、『商整会週刊』第5期，1933年12月28日出版。なお、各常務委員の所属名の日本語訳は次の通りである。下河塩業＝下河地区塩業，奥加可業＝アルコール業，銀業＝外貨の両替や融資を業務とする銀号業者，華人捲煙業＝華人資本の巻きタバコ業，乾餅業は詳細不明。

⁸⁵⁾ 「財政庁派定保管評価委員」、『商整会週刊』第9期，1934年1月25日出版

⁸⁶⁾ 「広州市商庫証発行委員会章程」，第6条，第7条，第9条及び第10条。『商整会週刊』第5期，1933年12月28日。なお，規定は実際選出者数と異なり，最終的に選出されたのは12名であった。

⁸⁷⁾ 「広州市商庫証発行委員会章程」，第6条，第7条，第9条及び第10条。『商整会週刊』第5期，1933年12月28日

⁸⁸⁾ 「圈定商庫証両項委員」、『越華報星期特刊』，1934年1月21日，「財政庁派定保管評価委員」，『商整会週刊』第9期，1934年1月25日出版

⁸⁹⁾ 「広州市商庫証発行委員会弁事細則」では次のように規定している。商庫証発行委員会の最高権力は全体発行委員会議である。但し，特別事例に関する議決は政府の認可を必要とする(第3条)。商庫証発行委員会は政府監察員の監督を受け，すべての事務を議決し各種章程規定を制定する(第4条)。常務委員会は政府監察員の監督を受け，日常会務を処理する(第5条)。評価委員会は政府監察員及び常務委員会の監督を受け，評価事務を処理，指揮する(第6条)。保管委員会は政府監察員及び常務委員会の監督を受け，保管事務を担当する(第7条)。「広州市商庫証発行委員会弁事細則附系統表草案」，『商整会週刊』第9期，1934年1月25日出版及び「広州市商庫証発行委員会評価委員会弁事細則」，『商整会週刊』第12/13期合刊，1934年2月22日出版

3 条)。発行は申請者の広州市内にある不動産（工場及び機械類も含む）及び舗底登記を担保に行う（4 条）。担保品は評価委員会によって評価された後、不動産は時価の七割、舗底登記証は登記額の七割を発行額とする（4 条）。申請者は発行額の二割相当の兌換紙幣を省銀行に預託する。預託金は商庫証使用期限終了後担保品と共に利用者に返還される（4 条）。利用者は使用期間終了後、発行額八割相当の金額に対し月利五厘の利息を発行委員会に納める（4 条）。商庫証発行期間は 1 年 6 ヶ月、利用者は期間終了後半年以内に精算を終わらせること（5 条）。利用者の 10 日以上精算遅延に対し商庫証発行委員会はその担保品の不動産類及び省銀行の交付金を処分する権限を持つ。但し舗底登記証は店舗（土地）所有者が引受権利を優先的に持つ（8 条）。商庫証は無記名方式にて発行（10 条）。商庫証額面は 200 元、300 元の二種類である（12 条）⁹⁰⁾。

このように、商庫証の発行に際し、例えば発行主体は民間でも発行委員会内に政府の役人が委員として組み入れられることや、重要職務にあたる委員の選出に際しては完全な民主制に基づいた選挙を経た上で更に政府の圈定が加わること、また商庫証申請・発行時の確実かつ明確な担保物件の規定、それに回収時の規則の明確さなど、発行事務の運営の規則は厳密に考慮されていた。同時期に同じく広東省内の汕頭市において錢莊や銀号などの民間金融機関によって発行された紙幣（保証紙幣及び白票）が信用性を問われ、兌換不能となり一大騒動⁹¹⁾となったことを、商整会は知らないわけがない。民間組織の発行という存立基盤の脆弱性及び信用性・流通性における諸問題点を克服すべく、商庫証の発行に際して万全を期していたのである。また条文規定とは別に、実際運行時のやり方においても興味を掻き立てられる事例がある。一党専制統治の制度の下において、民間団体内の協議より政府の行政権力のほうが遥かに有効性を持つことは言うまでもない。商庫証発行が実現される段階において発行委員会が商庫証の発行・運用を確実なものにするために、行政権力の権威を借りようとする事例はこのことを如実に反映していた。

1934 年 2 月 6 日の商庫証発行の直前に、広東省政府財政庁から財政庁指令第 193 号として、商庫証の銀取引所における自由売買及び抵当の許可が下りた⁹²⁾。これは当時市内の流通貨幣である小洋と省銀行券との間の兌換を可能にするもので、商庫証の流通性向上を図るべく、商庫証発行委員会が広東省政府に具申ししていたものであった。そして同件は政府訓令の形で公布された後、発行条例内にも取り組まれた。更に商庫証の取引市場における価格暴落の危惧から、発行委員会は売買価格の終値に値幅制限を設けるよう財政庁に訓令公布を要請した⁹³⁾のである。むろん、流通阻害の最大原因としての実際の商取引の際における受取拒否の可能性も考慮された。商庫証発行委員会第 3 次常務委員会において、商庫証の流通性を高めるために、あらゆる商取引において「一律四割の強制使用」案が議論されたのである。同案はその後「支払う側が全部或いは一部の商庫証を併用する場合、受取

⁹⁰⁾ 「広州市商庫証発行委員会発行商庫証条例」、『商整会週刊』第 10 期，1934 年 2 月 1 日出版

⁹¹⁾ 前掲陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』，PP.252-255

⁹²⁾ 「市商庫証發委會第三次會議記錄」、『商整会週刊』第 12/13 期合刊，1934 年 2 月 22 日出版

⁹³⁾ 「庫証開盤売買限制低貼費額」、『商整会週刊』第 12/13 期合刊，1934 年 2 月 22 日出版

人は拒否してはならない」と、原案と比べるとだいぶ緩やかな形にまとめられ、広東省政府に提起された。そして「商庫証の不当拒否に関する件」⁹⁴⁾において、広東省政府から承認を得たのである。ここでより興味深いのは、広東省政府は受取拒否の禁止を上述「商庫証の不当拒否に関する件」の訓令において規定しながら、拒否者に対する罰則に関しては一切関与しない姿勢をとっていたことである。困惑する発行委員会は再び広州市党部に協力を求めると、広州市党部からも「民衆組織による自らの契約の形が望ましい」旨の指示が下りた。このように、受取拒否に関しては、最終的には、①所属同業公会による制裁、②広州市商会整理員会から全市の商人に対し拒否者との経済絶交を要請する、③商庫証発行委員会が拒否者のリストを市面に掲示し一般市民の取引を中止させる、のような商人・同業公会・市商会間の三段階の独自の経済制裁に止まり⁹⁵⁾、行政権力の全面的なバックアップを得ることはできなかったのである。

2-3-2 広州市における商庫証の実態

まずは、広州市における商庫証の発行実績を概観したい。史料で確認できる限り、広東省内において商庫証が実際発行されたのは広州市、汕頭市及び江門市の三つの市のみである。江門市の状況は史料が確認できず明らかにすることはできないが、汕頭市は広州市より1年半ほど遅れて、広州市に倣った形でスタートした。しかし、次の表2のように、遅れてスタートした汕頭市は発行総額や継続期間など発行規模の面において大きく広州市を引き離したのである。

表2 広州・汕頭両市における商庫証発行状況

	継続期間	承認発行総額	実際発行総額	回収総額	市場流通額
広州市	1933.1.30~1936.1.9	600 万元	約 30 万元	約 30 万元	0 元（推定）
汕頭市	1934.6.1~1946.1	1000 万元	900 万元前後	1065660 元	6905860 元

*陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭市為中心的研究』、第5章及び『商整会週刊』より整理・作成。

発行期間や発行総額は果たした役割の大きさを測る重要な物差しの一つになる。汕頭市がそのいずれにおいても広州市を大きく引き離した原因について、陳海忠氏は次のように指摘している。まずは膨大な発行量に関して、民間側の要因としては残留保証紙幣の問題があるという。従来汕頭市の民間金融機関である銀莊が発行した保証紙幣や保証白票は、1933年の世界恐慌の影響で銀莊が倒産した後も処理はなされないまま、数百万元も市場に放置されていた。これらの残留紙幣の整理と、整理を通じて従来商人によって握られていた汕頭市の金融市場に対する主導権の奪回を進めようとする官の意図⁹⁶⁾によって、汕頭市

⁹⁴⁾ 「庫証開盤売買限制低貼費額」、『商整会週刊』第12/13期合刊、1934年2月22日出版

⁹⁵⁾ 「市商会勸告信用庫証」、『越華報』、1934年2月13日

⁹⁶⁾ 前掲陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』、P.281、P.298及びP.299

は独自の発行の道を歩み始めた。汕頭市における商庫証は、保証紙幣や保証白票に取って代わる役割も与えられており、広東省政府は商庫証の増発に対して全面的に支援していた⁹⁷⁾という。また、広東省政府財政庁による大量の監察員の派遣は、もともと実質的には汕頭市商会の附属団体だった汕頭市商庫証発行委員会の性質を一変させ、組織の政策決定権も汕頭市商会から発行委員会監察員の手へと移り、政府側は統合を果たした⁹⁸⁾という。

また、汕頭市の市場における流通総額が減少しなかったについては、整理回収期の 1937 年 9 月からの戦争の影響によって数度中止され、更にその後戦時中に入ると商庫証は香港広東省銀行が接収管理したためであった⁹⁹⁾という。

しかしながら、たとえ汕頭市の数字との比較をせずに、広州市のもののみを検討しても、やはりその規模はきわめて小さいと言わざるを得ない。幾つかの数字を確認すると、例えば広東省全省経済会議において提案された時点の 3000 万元から発行委員会が設立された時の 1000 万元案、そして政府が正式に承認した発行総額の 600 万元の準備金額（香港において実際に印刷済みの商庫証の総額）と、実際発行総額の 30 万元、これらの数字の間のギャップはあまりにも甚だしかったことがわかる。更に表 3 のように、3 年近くの発行期間の発行額を時系列に整理して観察すれば、商庫証は実は期待されていた金融救済の機能を、発行初期からほとんど果たしていなかったことがわかる。

表 3 広州市商庫証の発行進行状況

日付け	発行状況
1934.1.30	商庫証申請開始
1934.1.30~1934.2.3	申請額が 180 万元に達する
1934.2.3~1934.2.10	申請総額は 230 万元に達したが、実際発行額は 30 万元余り
1934.6.4	「大口の申請はない」
1934.7.18	期限終了後精算できない者は発行総数のうち 3 割、抵当品処分完了
1935.10.3	商庫証発行委員会は広州市商会内に併合。商庫証未発行分 570 万元余り
1936.1.9	商庫証発行委員会撤廃。借款総額（発行委員会経）は 9000 元余り

* 『商整会週刊』及び『越華報』から整理・作成したもの¹⁰⁰⁾

広州市における商庫証の発行量は、そのほとんどは初年度年関のごく短期間に集中し、その後 1936 年 1 月 9 日に広州市商会によって撤廃されるまでの総発行量は、発行準備額が

⁹⁷⁾ 前掲陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』, P.275

⁹⁸⁾ 前掲陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』, PP.280-290

⁹⁹⁾ 前掲陳海忠『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』, P.281 及び P.298

¹⁰⁰⁾ 次の史料から整理・作成したものである。「会聞縮輯」, 『商整会週刊』第 12/13 期合刊, 1934 年 2 月 22 日出版, 「商庫証發委会最近消息」, 『商整会週刊』第 14/15 期合刊, 1934 年 3 月 8 日出版, 「商庫証在市面最近之流通情形」, 『越華報』, 1934 年 2 月 23 日, 「商庫証仍繼續發行」, 『越華報』, 1934 年 6 月 4 日, 「商庫証收回首期借款」, 『越華報』, 1934 年 7 月 2 日, 「領用商庫証之手続」, 『越華報』, 1935 年 10 月 3 日, 「商庫証会実行結束」, 『越華報』, 1936 年 1 月 9 日

残額 570 万元余りのままの推移からも、ほぼゼロに等しかったことがわかる。また撤廃は 1936 年の年関直前に決定されたことから、商庫証の存在意義は如何に乏しかったかが窺われる。

では、広州市における商庫証の発行量はなぜそれほど僅少なものになったのか。表 3 で示されているように、広州市において、1934 年の年関にあたる二月頃が商庫証申請のピークとなっていたが、実際の発行額は申請額に比べると僅か一割強で、しかも年関が過ぎるとともに申請者数は激減した。年関後の商庫証に対する需要が低下するという説明¹⁰¹⁾では、その後の 1935 年、1936 年の二つの年関や 6 月の中期決済期も含めて、商人が商庫証に対する反応が極めて冷淡であったことから、他にも考えられる原因があることを示唆する。発行初期を除き、商庫証がずっと敬遠されていたことは、裏を返せば、商庫証はその役割の問題というよりも、実際に申請者及び利用者から見て何らかの現実的な阻害要素が存在していたことも考えられる。

まずは流通面の問題について触れてみたい。1930 年代広州市内の流通貨幣は小洋の他、公立銀行である省・市両銀行が発行する省銀行券及び市銀行券があった。この両行の紙幣はいずれも 1 元、2 元、5 元と 10 元と、額面は小額であった。これに対して発行される商庫証は 200 元と 300 元の額面の二種類のみとなっており、商取引の決算や大きい取引以外の日常的な使用は極めて困難であった。このことが原因となって、銀取引市場での実際の取引はなかなか始まらなかった。そして銀取引市場での自由売買が制限されると、利用者がそれを使って取引の決済を行う時はやむを得ず対省銀行券三割引の闇の両替相場に頼らざるを得なくなったのである。これが結果的には商庫証の流通を阻害する原因となった。この問題を解決すべく商庫証発行委員会は数度にわたり、粘り強く広東省財政庁に対し額面の小さい商庫証の発行許可を要請したが、基盤の脆弱な省銀行券や市銀行券の競合相手となることを恐れてか、承認はされなかった¹⁰²⁾。

しかし、流通の問題よりも根本的な問題として存在していたのは、省銀行券や市銀行券の信用問題である。商庫証利用資格の一つとして、発行条例第 4 条の「二割の兌換紙幣（省銀行券あるいは市銀行券）の省銀行への預託」がある。発行後しばらくして商人の負担に対する配慮が必要とのことから、この二割の預託金の廃止について頻繁に議論されはじめた¹⁰³⁾。もともと資金難の商人にとって、たとえ二割でも現金の捻出は現実的な問題であったことは間違いない。しかし、この預託金の廃止要請には、裏の事情がある。この時期の省銀行券の暴落がポイントとなっているように思う。1933 年 11 月の下旬に起こった福建事変の影響で広州市内において取付け騒動が起きていた。取付け騒動の対象とされていたのは、初めは省銀行券の発券銀行である広東省銀行で、後に広州市銀行まで波及した。広東省政府は直ちに 10 元省幣の兌換停止、軍部・省政府所属機関財政部保有の 10 元省幣の

¹⁰¹⁾ 「商庫証在市面最近之流通情形」、『越華報』、1934 年 2 月 23 日

¹⁰²⁾ 「商庫証突漲価之原因」、『越華報』、1934 年 6 月 8 日、「商庫証在市面最近之流通情形」、『越華報』、1934 年 2 月 23 日

¹⁰³⁾ 「通告領用二期商庫証」、『越華報』、1934 年 7 月 19 日

検封などの対応策を打出したが、効果がなく取付け騒動は長引いた¹⁰⁴⁾。騒動発生約1週間後の11月22日から広州市商会は本格的に助け舟を出し、銀業同業公会を中心に市面金融維持による政府協力案が協議された。具体的には広州市商会会員間の取引決済時の省幣拒否行為に対する制裁や、市銀行の定期預金の引出額の制限などが決行された¹⁰⁵⁾。それでも市場における省幣の信用は一向に回復せず、翌1934年2月になると政府によって約束された10元省幣の兌換予定は破棄され、兌換制限は更に延ばされた¹⁰⁶⁾。この1933年末からの省幣危機は半年ほど継続し、最終的に広東省政府が市内の有力商人から巨額の借金を借り入れて、それを省銀行準備金に当てたことによってようやく沈静化した¹⁰⁷⁾。

このような省幣危機の中において、商庫証申請額二割の省幣を省銀行に預託すると規定されたことの意図は何だったのだろうか。広東省政府が同年3月に公布した預託金の価値を保証する条例の「庫証附繳省紙保証法」は、何よりも預託金のリスクの大きさを示唆するものとなる¹⁰⁸⁾。商庫証発行停滞の要因の一つとして、省幣危機の問題があったことは間違いない。

2-3-3 商庫証発行の役割

広州市における商庫証の撤廃は、1936年1月のことであった。大きな歓声で迎えられた商庫証は結局3年間、そのうち実際動いていたのはほんの半年間という非常に短い寿命で終わりを迎えた。撤廃後広州市商会によって公開された商庫証発行委員会の財政状況について少し触れてみると、撤廃の時点に、紙切れと化した未発行分の商庫証570万余元以外、発行委員会は広州市商会に対して人件費や事務費として9000元余りの立替金の借金が残っていた。商庫証発行委員会の運営費は商庫証の利息によって賄われ、利息が入らない初期の広州市商会からの立替金も会計が黒字になった時点で返済するという財政の構想は、結局実行することはなかった¹⁰⁹⁾。

ここまで概観してきたように、広州市における商庫証の発行は初期のものも含め、その現実的な機能としての金融救済の効果はなかったと言える。だが、商庫証それ自体ではなく、商庫証という制度を作り上げたことが広州市商会の権威及び市内商人からの信頼を高

¹⁰⁴⁾ 「停兌十元紙幣及維持金融消息」、『越華報』、1933年11月19日、「十元省幣停兌後情形」、『越華報』、1933年11月20日

¹⁰⁵⁾ 「商整会第六次會議記」、『越華報』、1933年11月22日、「銀業界討論維持紙幣」、『越華報』、1933年11月22日、「各行商協議維持紙幣」、『越華報』、1933年11月25日、「存款限提一成之報告」、『越華報』、1933年12月1日

¹⁰⁶⁾ 「財政庁布告掲封租金」、『越華報』、1934年2月2日、「十元省幣決展期復兌」、『越華報』、1934年2月2日

¹⁰⁷⁾ 「財庁借款維持紙幣昨已実現」、『越華報』、1934年4月11日、「省行連日收到商人之借款之調査」、『越華報』、1934年4月24日

¹⁰⁸⁾ 広東省財政庁公布の「領用広州商庫証附繳二成省幣之保証弁法」によると、商庫証利用期間終了後に際し、預託金の二割の省幣がもしも市面において額面通りの通用ができなければ、その預託金を用いて納税に用いることが可能とある。「庫証附繳省幣保障法」、『越華報』、1934年3月16日

¹⁰⁹⁾ 「商庫証実行結束」、『越華報』、1936年1月9日、「商庫証発行委員会の経費」、『広州市商庫証発行委員会章程』、『商整会週刊』第5期、1933年12月28日出版

めた事実は無視できない。それゆえ商庫証の発行に対して広州市商会自身は極めて高く評価していた。商庫証の発行が現実となった後、商整会機関誌『商整会週刊』の一面において商庫証の発行実現についての論述があるので紹介したい。論述では一方商整会より以前の「旧組織」（広州商整会の前の広州市商会）の積弊を反省しながら、

（今までは）同業公会が市商会の指導を受けようとしなかったため、（中略）…まとまりの欠いた散砂のような構成員を相手に市商会は打つ手もなかったと弁護した。そして「今は違う」と商整会設立後の広州市商会を強調して、ここ数ヶ月間の市商会は「日一日進歩」し、「商人の力はやっと現れてきた」¹¹⁰⁾と述べた。更に自らがやり遂げた商庫証発行の仕事に対しては、それは

商人運動の台頭の象徴であり、（中略）…市商会が急速に前進する過程における極めて重要な仕事の一つである¹¹¹⁾

と、最大限に評価した。このような自画自賛にも聞こえる賛辞を吟味すれば、確かに広州市商会の評価の対象は商庫証の金融救済という現実的な機能よりも、むしろ組織強化の側面にあると理解するほうが妥当であろう。つまり、商整会にとって商庫証の経済効果云々よりも、発行の達成こそ最重要事項と理解されていたのである。

それでは、商庫証発行の達成はいかに広州市商会の権威を高め、いかに組織強化に繋がっていたのか。一つの数字を確認することを通じて見てみたい。商庫証発行委員会章程の規定では、発行委員会の委員となるのは市内各同業公会がそれぞれ選出した一名の代表となっていた。章程に従い、商整会は発行前の準備段階から各同業公会に対し代表の派遣を要請した。そして1934年1月の第2次委員会議の時点では、すでに参加者数は91名となっていた¹¹²⁾。多少の変動はあるが、当時広州市内の同業公会数が90近くあったことを考えると、この数字はほぼ全同業公会参加の計算になる。この数字が表すものは、ほんの三、四ヶ月前の広州市商会の内部対立と分裂とは対照的と言える。

1933年から34年の間、「統一商運」というフレーズは官・民間問わず頻繁に用いられていた。これは「全市の商人が団結し共に対策を謀り、共に危機を挽回する」とも、また「全市商人の市商会・同業公会加入」とも解釈できる都合のいい表現であった¹¹³⁾。商庫証発行の実現、言わば市内同業公会のほぼ全員参与という商人氣運が最も高まっていたことを機会に、商整会は来る1934年総選挙に備え積極的に後者の意味での「統一商運」を唱えたのである¹¹⁴⁾。具体的な動きとしては、非会員の同業公会に対し積極的な入会勧誘を行うほか、

¹¹⁰⁾ 「論壇」、『商整会週刊』第11期，1934年2月8日出版

¹¹¹⁾ 「論壇」、『商整会週刊』第11期，1934年2月8日出版

¹¹²⁾ 「市商庫証発行会成立情形」、『商整会週刊』第6期，1934年1月4日

¹¹³⁾ 「統一商運」という表現は当時の史料に頻繁に現れる。例えば広州市商会が政府に対し全市商人の市商会及び同業協会強制加入を要請した際でも用いられたし（「飭各同業公会入商会」、『越華報』，1934年2月23日），また政府側のものとしては1933年総選挙時の広州市商会の内紛に対して介入が決定された時も同表現は用いられた（「市党部撤銷商会選挙」、『越華報』，1933年10月14日）

¹¹⁴⁾ 「派員督促未参加商運公会，一致加入市商会」、『商整会週刊』第6期，1934年1月4日出版，「市商会進行統一商運—西菓業公会遵章繳費加入」、『商整会週刊』第12/13期合刊，1934年2月22日出版

すでに会員となった同業公会には同業業者の会員勧誘のノルマを課したのである¹¹⁵⁾。この時も広州市商会の行政権力に対する援助の要請が見られたが、広州市党部による強制加入訓令が発せられた1934年3月の時点では、広州市内においてまだ会員として広州市商会に加入していない同業公会の数は僅か6に過ぎなかった¹¹⁶⁾。広州市商会は外部の力を借りるまでなく、商庫証の発行を通じて広州市商会指導層の狙いとしての市内商人の結束をほぼなし遂げたのである。そして同年4月になるとようやく広州市党部による強制加入訓示が出され、市内同業公会の全員加入によって、「統一商運」が達成されたのである。

その後商整会の活動の重心は1934年総選挙の準備に移行していった。「商運統一」の達成によって広州市商会内の派閥闘争がなくなるとは考えにくい。しかし、逆説的に考えれば、対立と派閥闘争が表面化していた1933年の広州市商会のままでは、もしも商庫証の発行という共通の利益が目標として作られていなければ、「統一商運」は果たしてこのように着々と推し進められたか、大いに疑問は残る。

第3節 広州市商会の1934年総選挙及び「乙種選挙」の存在

1933年10月に登場した商整会は翌年4月になってその役目を終えた。商会法の委員選出の規定に従うならば、商整会はこの時点で一度最高権力機関である会員大会及び執行・監察両委員会委員の総選挙を経た上で、通常の市商会に回帰するわけだが、同年2月の商整会第15次常務委員会会議において会員大会開催の議論がなされ、同時に委員選挙のための「修正選挙弁法」も新たに議決された¹¹⁷⁾。「修正選挙弁法」は商整会委員会章程の委員選出規定に基づいて制定したもので、章程との相違点は有権者資格の規定のみであった。広州市内の経済不況で長い間財政難に陥っていた広州市商会が最初に乗り越えなければならない問題は会員からの事務費及び協賛費の徴収による組織の財政の再建であった。そのため会員の会費など諸費用の完納が有権者資格の最初の審査条件として「修正選挙弁法」の中に盛り込まれた。この「修正選挙弁法」は翌月の広州市党部常務委員会会議においてほぼ原案のまま議決された¹¹⁸⁾。更に3月に入ると、本来ならば組織の委員総選挙の第一段階として行うべきだった会員大会は省略することとなった。省略の表向きの理由は、第3次会員大会は1933年総選挙の時点ですでに一度行われたことと、当時の議決案を優先させる考えと、そして経費節約の三点であった。つまり商整会満期解散後の4月11日には、会員大会を召集せずに直接総選挙を行い、次期広州市商会執行・監察両委員会委員及び執行委員会主席の選出を行うことになったのである。広州市党部も会員大会の開催は旧派閥紛争を刺激するものとの配慮から会員大会の開催省略の要請を許可した¹¹⁹⁾。

1934年のこの総選挙について、総選挙当日広州市内の主要新聞紙はどれも総選挙が円滑

115) 「市商会通函徴求会員」、『商整会週刊』第8期，1934年1月18日出版

116) 「飭各同業公会入商会」、『越華報』，1934年2月23日，『商整会週刊』第14／15期合刊，1934年3月8日出版

117) 「市党部修正選挙弁法」、『商整会週刊』第16期，1934年3月15日出版

118) 「市党部修正選挙弁法」、『商整会週刊』第16期，1934年3月15日出版

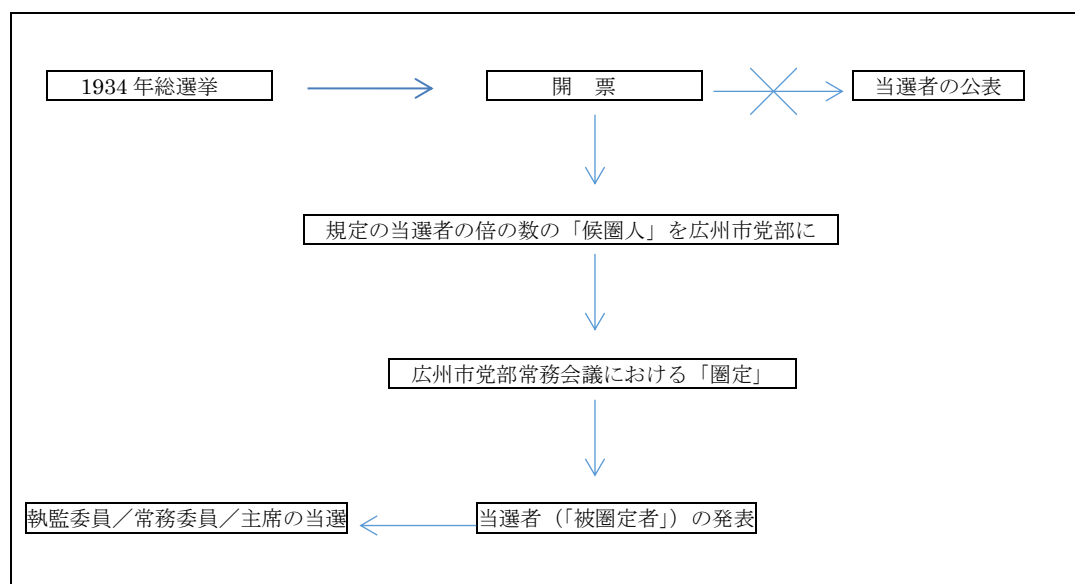
119) 「市商会決停開代表会」、『越華報』，1934年3月3日

に進行された様子を報道していた。「統一商運」が達成された後のこの総選挙は有権者数は1610人にも上り、1933年総選挙時の1104人と比べ約五割の増加¹²⁰⁾を果たしたのである。「統一商運」の効果は総選挙に如実に反映されたのである。

この1934年総選挙で特筆すべきことは、「乙種選挙」の存在である。広州市商会の執行・監察両委員会委員及び市商会主席の選出方法について、「商会法」、「商会法施行細則」はもちろん、今回の総選挙の直前に商整会常務委員会において議決された「修正選挙弁法」においても、いずれも条文化されていた。殊に「商会法」においては、商人組織内部においては民主制、外部に対しては自主性が強調されていた¹²¹⁾。しかし、1934年の総選挙のプロセスをみると、条文の規定とは大きく食い違うことが明らかである。

「乙種選挙」は言わば市党部による総選挙当選者の再選出である。図2はこの「乙種選挙」のプロセスを示すものである。1934年の総選挙は4月12日が投票日であった。翌日の13日になると、広州市商会会館において開票立会人の立会いの下で投票の点検及び計算が行われ、開票も同会場において行われた。しかし、開票後、開票結果は公表されずに直ちに広州市党部に送られた。そして広州市党部第105回会議において総選挙当選者に対する圈定が行われたのである。つまり総選挙で選出された当選者は執行・監察両委員会の委員ではなく、「修正選挙弁法」において規定された委員席数の倍の数の「候圈人」であった。「候圈人」の中から広州市党部によってその半数が選定され、それを最終の選挙結果とす

図2 「乙種選挙」：広州市党部による「圈定」のプロセス



¹²⁰⁾ 「市商会選挙前之競争」、『公評報』, 1934年3月31日

¹²¹⁾ 1930年代国民政府実業部の部長を歴任した陳公博は新旧商会法の同異について、新市商会（1930年公布の「商会法」）は同業公会と同じく人民団体に属し、現地の主管官署がそれに対して持つ権限は「監督」に過ぎないと説明していた。前掲陳公博編『中国経済年鑑』正編第10冊、第13章商業、(M)8。なお、「商会法」の民主制については「商会法」の第27条の「会員大会」、第28条の「決議」など、「商会法施行細則」第14条及び第16条の「選挙」を参照。

る方法をとったのである¹²²⁾。これは約1年前の商庫証発行委員会評価委員と保管委員選出時と同様の選挙制度であったが、市商会は「商会法」によって自立性が保護されている点において性質が大きく異なる。当時の新聞紙ではこの選挙を「乙種選挙」と名付けて呼んでいた。広州市党部によって圈定が行なわれた結果、広州市商会第二期執行委員会と監察委員会、それに常務委員会の構成委員、更に常務委員会主席が選出されたのである。では、市内商人の意思表示としての1934年の総選挙の結果はどれだけ尊重されていたか、表4の「候圈人」リストと広州市党部による圈定の結果を比較することを通じて検討したい。

表4 1934年総選挙における候圈者得票数及び圈定結果¹²³⁾

執行委員候圈人 (30名)			監察委員候圈人 (14名)		
得票順位 (得票数)	名前 所属同業公会	圈定結果	得票順位 (得票数)	名前 所属同業公会	圈定結果
1 (1488)	何少海/印刷業	執行・常務	1 (1447)	陳蔚/文銀業	監察
2 (941)	趙静山/下河塩業	執行・常務	2 (869)	馮俠/酒樓茶室業	監察
3 (913)	何輯屏/奥加可業	執行・常務	3 (863)	潘志存/煤業	--
4 (896)	張鉄軍/米業	執行	4 (861)	談国英/銀錢找換業	監察
5 (886)	仇啓光/銅鉄鉛錫業	執行	5 (852)	馮紫閣/絨線業	--
6 (886)	何湛泉/煤油類業	執行	6 (842)	李繼文/熟菓丸散業	--
7 (881)	霍盈之/煤業	執行	7 (818)	梁湛療/磚瓦灰業	監察
8 (871)	郭澤農/花生芝麻雜糧	--	8 (629)	盧少棠/影画院業	--
9 (860)	傅益之/奥加可業	--	9 (623)	傅益之/奥加可業	監察
10 (854)	梁耀雲/新旧土洋雜木	--	10 (621)	蔡凱元/大新公司分店	--
11 (852)	童直孚/織造土布業	執行	11 (612)	郭澤農/花生芝麻雜糧	監察
12 (847)	趙燮晨/鹹魚業	執行・常務	12 (593)	袁少泉/華洋雜貨	--
13 (844)	錢亮存/生菓參茸	執行	13 (581)	劉成龍/華人捲煙業	監察
14 (839)	嚴為善/ (不明)	執行	14 (17)	勞叔幹/杉業	--
15 (827)	麦景 (日丹)/按押業	--			
16 (668)	譚棣池/乾餅業	--			
17 (667)	熊少康/華人捲煙業	執行・常務・主席			
18 (652)	趙再華/長途汽車	--			
19 (650)	李紹舒/紙業	--			
20 (639)	楊作甫/土製煤油業	執行			
21 (633)	胡頌棠/鮮魚欄業	--			

¹²²⁾ 「市党部圈定執監委員」,『市商会週刊』第1期,1934年5月6日出版

¹²³⁾ 市党部圈定結果は「新執監委員就職情形」,『市商会週刊』第1期,1934年5月6日出版,同「市党部圈定執監委員」及び『1931年商業年鑑』,『広東商運沿革史』の資料を基に整理したもの。

22 (629)	植梓卿/銀業	執行
23 (613)	王渭波/土造火柴業	--
24 (613)	凌善溥/橡膠業	執行
25 (603)	梁維初/西菓業	--
26 (600)	韋陞初/旅業	--
27 (600)	陳荊鴻/機織衫襪業	--
28 (600)	陳玉珩/花紗業	--
29 (574)	盧天祐/ (不明)	--
30 (320)	馮俠/酒樓茶室業	--

＊圈定結果の欄の「執行」「常務」「監察」はいずれも委員名である。「--」は圈定の結果委員に選ばれなかったことを示す。

ここで注目すべきことは次の三点である。一つは、執行委員候圈人で高得票の 8 番と 9 番は執行委員の当選としてではなく、同人物が監察委員会候圈者では得票数は低いほう（それぞれ 9 番目と 11 番目）であつたにも関わらず監察委員会委員として圈定されたことである。つまり得票数はある程度考慮されているようではあるが、得票数より執行監察両委員会のバランスがより重要視されているように思える。また、執行委員会候圈者の 10 番、監察委員会候圈者 3 番、5 番及び 6 番のように、得票数からみれば当選者となるはずだが、完全に無視された者も存在したことが分かる。そして、最も重要なのは市商会主席の選出に関してである。条文の規定では、市商会主席の選出は総選挙後執行監察両委員会において改めて選挙方式によって選出されることになっていた¹²⁴⁾が、1934 年総選挙においては完全に広州市党部の恣意的な操作によって決められていたのである。1934 年総選挙は広州市党部の圈定によって実際には得票数順位では 17 位の熊少康が広州市商会主席として選ばれた。これは熊少康の政治的背景と大きく関わっていたように思う。熊少康は孫文存命時からすでに広州市において有力商人（1924 年の時は南洋煙草公司代表）として広東・香港両地間で活躍しており、1920 年代から国民革命を支援していた記録も残されている¹²⁵⁾。このように、広州市党部はこの圈定により、広州市市商会の指導部の権力構造を、大きく変更させたのである。広州市商会の指導層のメンバー 5 名のうちに、革命的な経歴を持つ熊少康を主席として、国民党党員の趙静山（得票数順位 2 位）、そして同じく国民党党員の何輯屏（得票数順位 3 位）を執行委員会常務委員として、国民党員あるいは親国民党のメンバーを 3 名も送り込むことに成功したのである。

「乙種選挙」は 1930 年代初・中期の商人と政府、商人と国民党地方党部との関係を垣間見ることのできる事例の一つと言える。「乙種選挙」は広州市商会を生み出した法規の規定

¹²⁴⁾ 「商会法」、前掲陳公博編『中国経済年鑑』正編第 10 冊を参照。

¹²⁵⁾ 広東省惠州市惠城区政治協商会文史委員会編「孫大元帥東征紀事（下）」、<http://www.hcq.gov.cn/l/Show.aspx?id=21554>、2013 年 9 月 26 日アクセス。

にそぐわないことは言うまでもない。では、なぜ広州市商会全体の総意を体現するものとしての総選挙の結果はそのように恣意的に操作されてしまうのか。歴史的な側面からその原因を求めるならば、新しい広州市商会の前身とも言える広州総商会に対する買弁階級的な性質の認識¹²⁶⁾と、1920年代に起った商団事変もあり、国民党党内において広東商人に対する古くからの不信感はまだ根強く残されていたことが考えられる。そして、1933年の総選挙における商人による買収や投票干渉などの不正行為の疑惑事件¹²⁷⁾は、この不信感をより深いものにしてしまうことは間違いない。1933年から1934年にかけての経済不況期において、金融・経済の復興こそ西南政権にとって最優先事項であることを考えると、自らの経済的な基盤となる商人層が派閥闘争によって機能不全に陥ることは、決して望ましいことではない。そのため、法規や政策による民主制と自主性の保障も、あるいは自らを与えた自主性を変則的に解釈することも、どれも原点は同一のものであった。

この「乙種選挙」の研究に関して、1936年3月の汕頭市市商会の総選挙において、軍権も与えられていた軍政一体の政府機関である広東省東区綏靖公署委員の李漢魂もこの「特殊な」手法を用いていたという。広東省東区綏靖公署は「乙種選挙」の規定を「汕頭市商会臨時選挙弁法」にも盛り込み、そして広東省政府の承認を得た上で、汕頭市市商会の総選挙に臨んだのである。先行研究では「乙種選挙」は広東省東区綏靖公署によって設計されたもの¹²⁸⁾で、そのオリジナリティを主張していたが、本章で明らかになった広州市商会の事例はそれより3年も前の出来事であった。

小結

本稿は、1933年から1934年の間の広州市商会の諸活動を検討したものである。そしてそれらの活動の事実解明を通じて、1930年代の商人組織の実態と商人・政府間関係の一面の解明を試みたものである。事実解明の過程において明らかになったことを要約すると次になる。

まずは、1930年代の広州市商会における商整会設立の意義が大きいことを指摘したい。商整会期における広州市商会の組織再編において、従来からあった寡頭体制は見直され、一部とは言え、民主制としての権力分散制度が導入された。権力の分散は、効率の向上をもたらすのみでなく、広州市商会内においては対立の回避の役割も果たした。1930年以前

¹²⁶⁾ 国民党の広東商人に対する態度の変化は、1920年10月の商団事変後であった。商団事変後、財政面においては依然商人に頼らざるを得ない国民党は、自らの鎮圧行為を正当化するため、広東の有力商人を「買弁階級」と位置付けたという。馮筱才『北伐前後の商民運動—1924-1930』、P.24-27。また、広東の有力商人は即ち買弁階級という商民運動の理論に対して疑問点を呈示したのは邱捷氏である。氏によれば、初期の粵商維持公安会（広東商人によって結成された自主武装組織）の会員2512人の内、買弁は31人に過ぎず、更にその指導層の115人の内、買弁は5人のみであったという。「広州商団與商団事変—従商人団体角度的再探討」、『歴史研究』、2002年第2期、中国社会科学院

¹²⁷⁾ 「市党部最近一月間之重要工作」、『越華報』、1934年3月27日

¹²⁸⁾ 陳海忠氏は1936年汕頭市市商会の総選挙において用いられた「乙種選挙」がこの手法の最初のもものと主張しているが、広州市商会34年総選挙の事例のように、それより2年も前にすでに「乙種選挙」は用いられたことを指摘しておきたい。前掲陳海忠氏『近代商会與地方金融—以汕頭為中心的研究』、PP.318-326

の商民運動の歴史から引きずっていた組織内の派閥分裂、権力闘争、更に大小商人の階層間の利益対立は、ここに来てはじめて「党化」という近代的な手法によって整理され始めたように思える。商整会期に作られた組織再編は、1934年以降の広州市商会にも引き継がれた事実は、この再編が永続性を持つことを示している。また、その効果は、商整会期に市商会が行ってきた一連の活動によって如実に示されていた。

商整会期の活動は、次の三つのものに代表させることができよう。

一．香港商人の減税請願運動に対する反対運動

二．太古倉事件の解決

三．商庫証の立案及び発行

一は恐慌期における、広東商人の外来の競争相手に対する排斥運動と位置付けることができる。歴史の文脈から見ても切っても切離せないつながりを持つ広東・香港両地商人でも、恐慌期になれば自己保護は必至であった。商整会期の広州市商会は、「民族利益」と「大我」を盾に競争相手を退けたのだが、その根底にあるのは、広東商人の根強い地域主義傾向であることは言うまでもない。そして1934年に登場した「国貨之標準」によって香港商人を完敗に至らしめたのは、「標準」自身ではなく、国民政府の権威を借りて、地域主義を正当化した広東商人の存在であった。

二は広州市海員工会の香港の買弁との闘争である太古倉事件の解決における広州市商会の役割を説明する事例となる。ナショナリズム運動の海員工会、闘争に巻き込まれた広州市商人と、香港側の買弁資本の三者間に入った広州市商会の姿勢は、ナショナリズムに対してそれほど関心を持たない、商人利益優先そのものであった。そして、香港の買弁資本との交渉過程において、広州市商会指導部のメンバーの香港側とのコネクションは見え隠れし、その役割は大きかったように思う。事件の解決を通じて、広州市商会は基層会員である商人のみならず、一般民衆や労働者からの信用を獲得し、ある程度の権威を樹立したと考えたい。

そして三の商庫証の発行の事例のポイントは、なんと言っても「統一商運」の達成及び「乙種選挙」の存在にあると考える。実際の経済救済効果のない商庫証の存在意義を求めれば、発行決定後の商人の反応や発行に至るまでの商人の結束（第2次委員会議の出席者数など）が示すような、商庫証の制度を作り上げたことがもたらした広州市商会の権威向上の効果、信頼向上の効果にあると思われる。そしてそれが直線的に「統一商運」へと繋がったのである。広州市における商庫証は失敗に終わったが、同様に商庫証を発行した汕頭市と比較する場合、汕頭市では行政権力の強力な介入があったのに対して、広州市はむしろ政府側の省幣危機が足を引っ張る存在となったと考えられる。広州市の商庫証の失敗は、広東省政府の経済的基盤の脆弱さを暴露したと同時に、財政面において政府側の商人に対する依存の側面も浮き彫りにした。

このように、1930年代に入ると国民党の訓政という限定的な民主制度の下で、政府からある程度の自主性を与えられた民間組織なканずく商人組織の広州市商会には一つの転換

期が訪れた。初期の広州市商会は 1920 年代末の「商民運動」の負の遺産を引きずり内紛も後を絶たなかったが、1933 年の総選挙の騒動を機に少しずつ近代化へと歩み始めた。近代化の過程において広州市商会は行政権力の広州市党部あるいは広東省政府に対してある種の依存体質を見せていた。商整会期の市商会の諸活動及び 1934 年総選挙を通じて、どの段階においても行政権力の存在が確認できる。権力によるバックアップの肯定的な側面として示されたのは、商整会期を経た広州市商会の変貌であった。本章で検討してきたように、商整会期に入ると組織の改革及び一連の多元的な活動を活発的に行うことによって、広州市商会は設立当初に掲げていた広州市商人全体の利益を代表するような、近代的な商人組織へと変貌しつつあった。このような商人の気運の高まりを概観すれば、「商人運動の台頭」¹²⁹⁾という広州市商会の自己評価も納得できるものであろう。

一方、1930 年代の権力側から見れば、権力の委譲は政権の正当性ないし統治の有効性を獲得するためのやむを得ない策にすぎず、独裁志向は常に統制力の強化と浸透をもたらす。代表的な民間組織の一つである商人組織との関係は、自らの経済的基盤に影響をもたらす最重要課題である。新生期の広州市商会の自立不能を逆手に取り、その自立を助ける形で政府は何度も「指導」の名を用い、権力による介入を行ってきた。また、圈定や「乙種選挙」の名目を用い、趙静山―熊少康の存在のように、民間組織の中に親近を送り続けていた。このように民主化を形式的に推し進めながら、同時に随時に法規定と異なる、変則的な手法を用いて商人組織を管理することは権力側にとって、統制力の強化を図るのにも、依存関係を維持するのにも、好都合であった。これは西南政権期を通して全体的に当てはまることと言えよう。

¹²⁹⁾ 「論壇」、『商整会週刊』第 11 期、1934 年 2 月 8 日出版

第3章 日中戦争期の全国商業統制総会広東分会の特質

本章では、太平洋戦争末期の1944年4月から設立され、終戦まで存続期間1年間余りしかなかった全国商業統制総会広東分会（以下「広東分会」と略す）を対象としたものである。華中地域の全国商業統制総会（以下「商統総会」と略す）の後を追う形で設立されたこの華南地域の物資統制機関の実態は従来さほど研究の対象にされることはなかった。この組織は誕生の過程から設立後の物資統制に関わる諸活動まで、同組織は軍政が敷かれた隣りの新しい占領地である香港の統治維持に利用される部分が大きく、その性格は自ずと規定されてしまい、そのため、華中の民間物資統制機関とは性格が大きく異なっていく。本章の目的は、具体的には広東分会の設立過程及び同時期に設立された全国物資統制審議委員会広東分会（以下「物審分会」と略す）との関係、和平区内¹⁾における物資の移動における統制権限の移譲のプロセスなどを解明しながら、当該時期の商人組織の実態を検討することにある。

周知の通り、汪兆銘政権と日本との間において「日華基本条約」が締結されてから、形式的ではあるが、両者間には新しい関係に入ることとなった。1940年11月30日に南京において調印された「日華基本条約」（正式名は「日本国中華民国間基本関係に関する条約」）によって規定された枠組みは、主に相互主権尊重、善隣友好、共同防共及び緊密な経済提携の四点を中心としたものである。そして、この条約と一体のものとしての「附属議定書に関する日華両国全権委員間了解事項」においては、更に「中華民国政府は対外貿易に関し統制を必要とする場合は自主的に之を行うものとす」と中国側の自主権の保障に関する一文が盛り込まれていた²⁾。その後しばらくして汪兆銘南京国民政府において戦時最高権力機関となる全国最高国防会議が設置され、そしてその第1次会议（1943年2月12日）において、当時の戦時体制を規定する「戦時経済政策綱領」が決定された。華中地域に登場した三つの物資統制機関、商統総会、全国物資統制委員会（以下「物審委員会」）及び全国物資調査委員会は、いわばこの時の戦時経済政策の具現であった。商統総会＝民、物審委員会＝官、全国物資調査委員会＝官、のように戦時体制に入ってから初めて登場するこの物資の管理を統合する官民混合体制で目立っていたのは、いわゆる民間自主組織の商統総会の存在と言える。これは、汪兆銘政権、或いは占領当局が「対華新政策」期に入ると民間商人に対して自らへの協力や支持を求めざるを得なくなったことの表れと解することもできる。そして、三機関の登場によって爆薬類などの軍需物資やアヘンなどの一部の特定物資を除き、物資の移動に対する統制は「緩和」或いは「撤廃」と、一旦見直されること

¹⁾ 1940年代の主要新聞紙や雑誌、政府機関の機関誌などを確認すると、日本占領当局（あるいは汪兆銘政権広東省政府）と蒋介石国民政府はそれぞれの行政統制権が及ぶ地域とそうでない地域に対し、淪陷区（蒋介石側：日本占領地）、大後方或いは戦区（蒋介石側：国民党活動地域）、和平区（日本側・汪兆銘側：日本占領地）、非和平区（日本側・汪兆銘側：日本占領地以外の地域）と大まかに四つに呼び分けられていたことがわかる。『越華報』、『両広戦時経済』及び『経済月報』などを参照。

²⁾ 資料1：A03022538300 御署名原本・昭和15年・条約第10号・日本国中華民国間基本関係に関する条約、国立公文書館アジア歴史資料センター

となった³⁾のである。統制の実務も建前ではあるが、日本側から中国側へ、そして占領当局・占領地政府から民間商人の自主統制組織へと譲り渡された。このように華中を中心とした汪兆銘政権の行政権力が及ぶ地域における物資統制の様相は大きく変貌したのである。そして、日本の華南地域の主要占領地であった広東省においても、1944年4月にこのような「商工業団体の自治的運営」⁴⁾による広東分会が広州市に設立された。その設立を機に、組織の構成員となる同業公会聯合会の設立を通じて、組織の地元商人に対する統合を図りながら、同時に物資の管理及び移動に対する統制の権限も政府から広東分会へ譲渡される兆候が見られたのである。

本章でこのように設立された広東分会の活動（1944年～1945年）について検討する際、時期的に日本軍による香港占領期と重なっていることに注目する。そして史料の解析を通じて広東分会の新たな占領地である香港に対する物資提供の役割についても、次章においてより掘り下げて検討したいと考える。また、物資交流の過程において、広東分会とその指導機関に当たる物審分会、更に管轄権を持つ広東省政府との三者関係にも焦点を当てながら、華中の商統總會との比較も試みることにしたい。

戦時中国の占領地における商人団体の研究はいまだ緒についたばかりである。従来の研究について、例えば華中地域の商統總會を扱うものは、こうした商人団体を占領当局による戦時体制下の中国占領地区における物資統制・資源収奪政策の中の一環として位置づけることが多い。商業統制は占領当局ないし占領当局に従属する地方の傀儡政権の意向を体现するものとして描かれ、そこでは商統總會の有名無実というイメージが強く形成され、本来多かれ少なかれ存在するべきであろう商人団体の主体性には触れられることがなかった。例えば浅田喬二氏は、汪政権は、商統總會を最頂点にして華中全体の一元的物資統制を実施しようとしたが、結果としてその総括機関としての役割を果たすことができなかったと評している⁵⁾。また、統制体制の強固なイメージと反対に、占領当局が政策効率を図るための「懷柔為主・高圧為輔」（「懷柔が中心、高圧は補助」）への政策変換の過程における商人団体の存在に注目する研究もある⁶⁾が、商業統制下の商人団体の傀儡性が強調されすぎる感があった。当該時期の商人団体をよりミクロな視点からの検討が現れ始めたのは近年になってからのことであり、強力な商業統制下における商人団体の限られた自主性及び能動的な能力に注目する研究も見られるようになった。商統總會の末端となる各同業公会の動向を「服従」と「合作」とに分類し、商業統制下においても行政権力の及ばない末端では商人自らの行動を自主的に選択する空間が残され、統制権力は組織内の利権争奪に利用

3) 「物資移動制限改廃」、『大阪朝日新聞』、1943年3月18日、神戸大学附属図書館新聞記事文庫 中国(19-103)

4) 「全支経済を掌握 戦時体制の根幹確立」、『大阪毎日新聞』、1943年3月13日、神戸大学附属図書館新聞記事文庫 中国(19-096)

5) 浅田喬二「日本帝国主義による中国農業資源の収奪過程」、浅田喬二編『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』、楽游書房、1982、P.135

6) 馬永「日偽統治時期的広州経済」、広東省広州大学修士論文、2007

される側面が存在することは明らかにされてきた⁷⁾。しかしながら、これらの先行研究においては、いずれも汪兆銘傀儡政権の特徴を統制体制下の商人団体に求めるも、商人団体側の視点からの分析が不足する感が強い。また、汪兆銘政権の行政機関の権力が遠く及ばない同業公会内の末端における事例に関する研究では、末端内部の権力闘争に分析の重心が傾きやすく、肝心な統治者側と商人団体側との関わりについては、看過されていると言わざるを得ない。

このように本章では、ここまでの先行研究を踏まえながら、今までほとんど注目されてこなかった華南地域の商人組織に着目する。占領当局の権力の強さや影響力の大きさが華北・華中のそれと明らかに異なるという事情を念頭に置きながら、華南地域の特殊性及び独自性を模索する。周知の通り、広東の攻略も後の香港占領も、いずれも日本軍が推し進めていた援蒋補給路遮断戦略の一環であったが、日本側の将来の香港がもたらすであろう大東亜経済の運営に対する経済的貢献への期待⁸⁾と、そして他の占領地とは明確に異なる「謀略戦略地」の位置づけによる「対支問題の解決」の可能性としての政治的な重要性⁹⁾から、広東省が常に新占領地香港の情勢によって左右されていたことは不思議ではない。より重要な占領地である香港を支える役割を一方的に求められる広州は、その商業統制も自ずと性格は定まっていく。そしてその中で、広州の広東分会が期待される役割も、従来の経済統制において考えられる占領当局に対する物資の供給による戦時体制の維持、あるいは地域政権の社会統合の民間のサポーターとは別に、香港に対する民生物資の支援も加わり、多様化していく。このような広東分会の設立、更に広東・香港両地間の物資交流政策の実施に関わった商人団体の活動などに対する分析は、その分析の結論としての華中・華南両地域の異同の提示により、日中戦争期の日本占領地における社会状況をより広範な視点で捉えることに寄与するであろう。

第1節 陥落以降広州市が辿った商業統制の経路

前述のように、華中において物資統制の三機関の設立を受けて、汪兆銘政権の行政権力が実質的に及ぶ三省二市（江蘇省、浙江省、安徽省及び南京市、上海市）における物資統制体制は大きく変化した。そして商統総会が設立して1年経つと、総会の設立趣旨にも規定されているように、他の日本占領地における分会の設立の動きが始まったのである¹⁰⁾。史料では、終戦まで商統総会は華中地域では上海の総会の他に、武漢には武漢分会、華南地域には広東分会の二ヶ所の設置が確認されており、また華北に関しては、華北交易統制

7) 王春英「服従與合作：抗戰時期日占区統制經濟下的同業公会」、『近代史研究』、第6期総第198期、中国社会科学院近代史研究所、2013

8) 香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核』、昭和19年版、復刻版、濱下武志・李培徳監修解説、『香港都市案内集成・第10巻』、ゆまに書房、2014、PP.30-36

9) 小林英夫「解題 太平洋戦争下の香港—香港軍政の展開」、関礼雄『日本占領下の香港』、御茶の水書房、1995、P.228

10) 1943年3月11日公布「全国商業統制総会暫行条例」第17条、『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号）、1944年6月20日出版、P.69

總會との間に分会の設立に関する協議が進められていた記録はあるものの、実現しないまま終戦を迎えている¹¹⁾。

広東市（現在の広州市、以下「広州市」）において広東分会が設立されたのは 1944 年 4 月のことであったが、広東における物資統制の特質を理解するのには、少し遡って広東戦略戦以降の物資統制が辿ってきた経緯を概観する必要があるように思う。

日本軍によって陥落した 1938 年 10 月直後、物資統制の役割を担う組織として存在していたのは、日本の占領を機に広東に進出した日本商社によって結成された物資配給組合¹²⁾及び占領当局の指示によって新たに設立された広州市商会と維持会であった。これによって占領初期広州市内における物資統制の大まかな枠組みとしての、日本商社による独占的な物資輸入配給及び中国側の広州市商会と維持会による指定商店への規定価格の配給という構図が出来上がった。黄増章氏の研究によると、陥落後の広州において日本占領軍はまず市内の糧食、食塩、煤、煤油などの日常生活用品を統制下に置き、それらの物資は維持会及び広州市商会によって指定の小売業者に配給されていた。一般の商人が営めたのは、野菜、果物、飲食、交通、薬材、旅館業などの重要性の低い業種であった。そして各種主要商品の輸入及び配給に関しては、占領軍は広州にいる日本商人に物資配給組合を組織させ、運営させていたため、広東のマーケットは完全に占拠されていた。一時日貨が溢れ返った当時の広州市において活躍していた主な日本側商社には三井洋行、福大公司、東洋棉花公司、大倉商店、出光商社などが含まれていた¹³⁾という。そして、市内所有物資をすべて厳密な監視下に置かれた上、物資の非和平区への流出及び密輸の取締りはより厳しいものであった。この時期の広東海関対外貿易総額の比較を用いて日本の対外関係及び占領当局の厳密な物資統制政策により陥落後初期の広州の対外貿易の中断を強調する研究もある¹⁴⁾が、そこでは広東と香港との間の特殊な貿易関係は看過されているように思う。従来論じられてきた広東・香港間の緊密な貿易関係もこの厳密な物資統制体制によって途切れたかということそうではない。広東の占領が日本と香港のイギリス側との関係にもたらす影響は良いものではなかったが、それでも 1937 年から 1939 年の 3 年間の香港対中国本土の貿易状況を示す表 1 を見ると、広東（南支）と香港との間の貿易総額は、確かに日中戦争勃発直後の 1937 年に比べると、広東（南支）から香港への輸出総額が 1 億 1594.1 万香港ドル（1937 年）と 1 億 556.9 万香港ドル（1938 年）から 4312.1 万香港ドル（1939 年）へと

11) 「一年来全国商業統制總會工作之經過」、『広東商統会報』第 1 巻第 1 期（創刊号）、P.34。なお、華北交易統制總會の前身となるのは輸入日本商品を扱う業者によって組織された「華北輸入組合総連合会」で、この組織は後に華北貿易組合総連合会と名を改めた。更に対華新政策が登場すると、上海の商統總會と同様に中国法人として改組させられ、華北交易統制總會に再度改名した。同組織はその後とも終戦まで商統總會に合流することがなかったという。財団法人貿易奨励会編『最近華北経済事情（貿易奨励資料第 42 輯）』、1944。柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』、日本経済評論社、1999

12) 当時広州に進出した主な日本商社は次の通りであった。括弧内はその商社が扱った主要商品 三井洋行（食料品、燃料、酒類、清涼飲料、紙）、福大公司（米）、東洋棉花公司（棉、綿布）、大倉商店（建築材料、機械器具）、出光火水公司（ガソリン、灯油類）。黄増章『民国広東商業史』、広東人民出版社、2006、P.140

13) 前掲黄増章『民国広東商業史』、P.140

14) 張曉輝『民国時期広東的対外経済関係』、2011、社会科学文献出版社、P.189 及び P.6

表1 1937年-1939年の香港対中国本土各地貿易状況

中国本土からの香港への輸出（単位：千香港ドル）					中国本土の香港からの輸入（単位：千香港ドル）				
	北支	中支	南支	合計		北支	中支	南支	合計
1937年	84,184	11,195	115,941	211,320	1937年	38,517	28,658	23,225	90,400
1938年	115,198	12,496	105,569	233,263	1938年	62,935	28,148	139,643	230,726
1939年	166,317	13,768	43,121	223,206	1939年	45,107	22,172	22,938	90,217

香港日本商工会議所『香港年鑑』1941版、濱下武志・李培徳『香港都市案内集成』第9巻、PP.102-104より整理、作成。

半減した。しかし、これに代わって「北支」（天津など）から香港への輸出が増加したので、中国本土から香港への輸出は減少していない。また、香港から広東への輸入に関しては広東陥落前とほぼ同レベルを維持していたことに注目したい。二つの年の間で目立った1938年の輸入総額の急増は、日中戦争勃発後の日本軍による中国沿海部の主要貿易港である上海・天津両港の封鎖による従来貿易ルートの変更がもたらした影響と考えられる。

それでは、当時の両地間の貿易関係を維持した主体は何だったのだろうか。

厳密な物資統制下においても、占領地における占領当局の軍費維持及び民生の安定にも繋がる商業回復を図るためには、商品の移動は必要不可欠なものである。そのため、広東

陥落後1年余りの1939年後半から占領当局の指示に従い、広州市商会¹⁵⁾の主導で個人業者の名義を用いて貿易会社が組織された。これの広東側の貿易会社を通じて、香港の日本籍の貿易商社との間に頻繁にバーター取引を中心とした貿易が行われた¹⁶⁾のである。彼らはそれぞれの物資を虎門（広州の南にある海に面した玄関口）の大鐘海関付近まで運び、その地で取引を行い、物資を入手していた。香港のイギリス側もこの貿易を黙認したため、貿易の規模は瞬く間に大きくなり、この非公式の貿易に参加していた商社は、最盛期においては70社余りにも上ったという¹⁷⁾。また、汪兆銘政権の広東省政府に広東省の物資統制権限が移譲される前までの広州市市内の商業がすでにある程度回復していたことは当時の市内同業公会の急増からも窺い知ることができる。1941年8月の時点で、広州市内の同業公会数は24で、その会員となった業者は合計1658確認されていた。その他、すでに広州市商会において復業の許可を得て、同業公会の結成が予定されていた業者数は5000を越え

¹⁵⁾ 広東陥落後いち早く日本軍の指示に従い、広州市において新たに設立された華人中心の商人団体である。会長は植子卿。前掲黄増章『民国広東商業史』、P.323

¹⁶⁾ 第2章で言及された前広州市商会主席の熊少康（広東華人捲煙同業公会会長、広東出身）はこの非公式貿易でも活躍していた。彼は香港徳輔道東亜大廈（東亜ビル）に拠点を置いた恒発公司の名を用いて広東恵陽県の鉍場から「敵」（日本）のために鎢砂（タングステン、砲弾の弾芯に用いられる鉍物）を仕入れ、そのタングstenは香港経由で日本へ運ばれたという。また同様の貿易を行っていた会社は他に干諾道中の湄記公司などがあるという。「敵偽経済情報」、第四戦区経済委員会編印『両広戦時経済』第1期、1941、頁数不明

¹⁷⁾ 前掲黄増章『民国広東商業史』、P.145

ていた¹⁸⁾。

そして1940年には汪兆銘政権広東省政府が設立されると、翌年11月になると物資に対する統制権限は占領当局から省政府に移行され、広東省物資配給委員会が設置された。この広東省物資配給委員会は広東省の17の県において分会を設置していた¹⁹⁾が、1943年5月になると、広東省政府経済局によって吸収された。この時の物資統制権の移行は傀儡政権の樹立が主な目的で、いわば形式的なものであったことは、物資配給委員会の人事構成からも分かる。広州市内に設置された広東物資配給委員会の場合、まずは汪兆銘南京政府によって広東省政府建設庁のトップを組織の主任委員として任命された後、この主任委員を中心に広東省政府秘書長、広州市市長、綏靖公署高級職員代表、警務署署長、そして広州市商会会長が加わって組織されたものである。日本側からは招聘の形で従来の特務機関から改称された連絡部（1943年夏に改称、占領地の政治工作、行政指導、経済謀略を担当）に所属された5名の連絡官が名を連ねていた²⁰⁾。

広東省物資配給委員会の廃止は、むしろこの時期の汪兆銘政権の行政権力が及ぶ地域における物資統制政策の転換という背景があることは否めないが、初期の物資統制を阻害する要素であるいわゆる「悪徳商人」の存在も看過できない。この「悪徳商人」による民生に与える悪影響である「悪事」は、主に配給物資に対する投機目的の買い込み（原文は「囤積」）及び和平区内の物資を香港や非和平区などの、物価のより高い地域への密輸であった。1944年3月の広東省政府経済局の機関誌である『経済月報』は例外にも「同業公会専号」のタイトルを用い、商人団体の同業公会をテーマとして取り上げた。そこでは本来あるべき商人団体の統計のデータはわずかししか見られず、紙面のほとんどは当時の広州市商人の現状に対する摘発や批判に当てられていた。それによれば、戦時経済政策発布後、広州市において改組した工商同業公会の数は合計14同業公会16分組あるが、そのほとんどは組織とも呼べないものばかりで、同業公会の構成員である商人たちは従来の業種に関係なく物資配給の実施対象となるものに集中し、その設立動機はもっぱら配給物資の入手と物資の独占にあり、そのため、同業公会内はすでに配給物資の争奪の場とそれに由来する権力闘争の場に化していたという²¹⁾。また同誌において、汪兆銘国民政府宣伝部暨国際宣伝局

18) 「広州経済復興與姿態」、『民声日報』、1941年8月8日

19) 県レベルで物資配給委員会が設立されたのは、以下の南海、番禺、順徳、東莞、新会、中山、三水、增城、宝安、從化、花県、恵陽、博羅、潮安、潮陽、澄海、南澳、計17県であった。他に市レベルのものに汕頭市物資配給委員会が設置された。「広東省物資管理経過」、広東省経済局編『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版

20) 「広東省物資管理経過」、広東省経済局編『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版

21) 同業公会内における物資配給の争奪及びそれに起因する権力闘争は、林抑菴は「過去工商同業公会的検討及今後の責任」の一文において詳細に分析した。それによれば、広東省政府によって「工商業聯合会組織暫行条例」が公布された後、瞬く間に14公会16分組の商人団体が組織されたが、そのほとんどは「弁理腐敗、分子複雑」で、中身は見るに堪えないものだという。彼らはいずれも物資配給を金儲けのよい機会としか考えず、配給制限のある商品に限り同業公会の組織が盛んで、同業公会の発起から委員の選挙、更に組織の運営まで、その権力はすべて一部の有力者によって握られていたという。彼らは入手した物資を自分の意のままに所属の会員に分配、更に他の同業公会に会員にも流し、そこから利を得ていた。そのような同業公会は、「戦時民生にとっては、有害の貢献しかない」と指摘した。『経済月報』第2巻第3期、

附属機関の中央電訊社広州分社社論は広東分会設立以前の状況を、「悪徳商人の買いだめに對抗するため、そして物価高騰の被害者にならないために、一般民衆も金を貯めるよりも商品を貯める意識を持つようになり、それが普遍的な風潮となり」、「悪徳商人のみの問題だったものが複雑化した」と論じた²²⁾。このように、同業公会の名の下での「悪徳商人」の跋扈及びそれに由来する自衛手段としての一般市民の買いだめの風潮、更にこれらの連鎖作用による異様な物価高騰がもたらした市場の混乱はもはや政府の手に負えない状態となっていた。そして、二点目の「悪事」としての密輸に関しても、広東省経済局第四科統計股が作成した広東省物資管理条例に違反した件数及びその類別の統計数字を整理するとその状況が明らかになる。1941年12月から1943年5月までの合計違反件数の497件の内、重大経済犯罪とされる密輸に当たる「無証搬運」は343件、その傾向も香港占領初期の毎月10件前後から、1942年12月から1943年5月の間の、月20-30件へと急増した。この密輸以外は、経済犯罪は、「超量搬運」33、「塗改運証」28、「逾期搬運」24、「貨証不符」23、「翻用旧証」6、「偽造印鑑」14、その他26と類別されており²³⁾、違反件数の合計は全体の30%に過ぎず、それに対して密輸は70%近く占めていた。広東省物資配給委員会存続期間の密輸業者の存在は相当深刻な問題となっており、政府当局は大いに悩まされたのである。

このように、広東陥落後の物資配給組合を経て、広東省政府設立後は広東省物資配給委員会、そして広東省政府経済局へと、物資に対する管理権限は、官から官へと転々と移り変わっていた。これは裏を返せば、官による物資の移動を中心とする商業の管理や統制の困難さを物語っているとも理解できよう。その後、更に太平洋戦争中期からの日本の南方戦局の悪化などの情勢が追い打ちとなり、物資不足が悪化していく中、官による一方的な物資統制の実施は行き詰まったのである。

一方、広東省商人の間においては、

「以前の個人主義の商業は、今や全体の商業の自治機構となる。商人の営業は全体の利益を前提とするものとなった。(中略)…その前途は無限に明るい。(我々は与えられた組織と統制権限を)円滑に運用し、政府に協力し国策を遂行することを決意する」(植子卿、銀業同業公会)、

「組織(広東分会)の設立はもっぱら商人の自主によるもので、(中略)…我々は物資

1944年3月20日出版、P.5

²²⁾ 中央社広州分社社論「加強統制經濟與商統分会之前途」、『広東商統会報』創刊号、第1巻第1期、1943年7月20日出版、P.15

²³⁾ 広東省経済局第四科統計股作成「違反物資管理章規案件宗数比較図」、『経済月報』創刊号、第1巻第1期、1943年7月20日出版、頁数不明。なお、密輸問題は、日本による香港占領後もさほど改善することにはなかった。香港占領後、物資流通の阻害要素を取り除き、香港の物価高騰を抑止するため、香港総督部は現地の華人有力者や商人によって結成された華民代表会、各界協議会及び従来の商人団体である香港華商総会の三団体に座談会を開かせ、対策を提出させた。その時に提出された三点の対策はそれぞれ、①投機目的の外資の流入を阻止すること、②買いだめを厳しく取締ること、③私運(密輸)を防止することと、同じ問題は重要視されていた。「参戦中国的戦時経済体制」、『経済月報』創刊号、第1巻第1期、1943年7月20日出版、PP.32-36。なお、同文は日本大東亜省が作成し、情報局の『週報』第338号に載せられたものから翻訳されたものと考えられる。

の統制、蒐集、配給などのすべての処理を任せられており、我々の負う使命は非常に重要である」（譚公培、糖麴雜糧業同業公会）、

「大勢の知恵を以って民の幸福を謀ることであり、曙光はすでに見えはじめている。百業は活気あふれ、繁栄すること間違いない。これは前もってお祝いすべきことである」（朱箕鳴、新薬業同業公会）

のように²⁴⁾、広東分会の設立及び一部の物資の移動に対する一元的管理権限の移譲の約束は、長い間、元来自分たちが操るべき自由市場の原理に基づく商業活動の自主権を再び自らが握ることを意味し、新しい統制政策は商人たちによって大いに歓迎されていたのである。

それでは、広東物資配給委員会を経て最終的に広東分会へ移譲する予定だった広東省における物資統制の対象である「戦時物資」の概念はどういったものか。まずは、当時の史料に登場していた「物資種類之区分」²⁵⁾に基づいて整理・作成した次の表2を概観したい。広東陥落後から広東分会が設立されるまでの間、占領地広東を取り巻く状況の変化に応じて、統制物資の品目及びそれぞれの重要性を表すランク付けも数度にわたり変更されていた²⁶⁾。広東分会登場時に、「特定機関の許可なしでは移動してはならない」広東省内の戦時物資はすでに初期の第1号から第5号までの五つのランクから三つのランクのものに整理され、集約された。それぞれが兵器弾薬類、火薬・火薬原料及び麻醉薬に代表される第1号物資、穀米、食塩、アヘン、皮革・皮革製品、マッチ、燃料の第2号物資及び一部

の金属、麻・麻製品、オリーブ・オリーブオイル、松脂・松脂製品、生漆などが含まれる第3号物資となっていた²⁷⁾。なお、広東分会は設立後から数度にわたり広東省政府や占領当局との間において物資統制の権限及び物資移動の権限について議論してきたが、議論された統制権限の主な対象となるのは、雑糧、植物油、食料品、動物類、家禽類、動物油、茶葉などの一般民生用品であった。これらの物資は従来は第4号物資に分類されていたが、広東分会設立時にはすでに統制物資の中から除外され、重要性のより低い「交易物資」の

²⁴⁾ 広州市商会理事長植子卿、糖麴雜糧業同業公会理事長譚公培、新薬業公会理事長朱箕鳴らの発言を単なる社交辞令と解することも可能だが、当時の状況を照らした場合、かなり胸中を吐露したものでもあると解したい。『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号）、1944年6月20日出版、それぞれP.8、P.9、P.13

²⁵⁾ 「物資種類之区分」、「広東省物資管理経過」、『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.2

²⁶⁾ 例えば統制が敷かれた初期に最も高いランクの「禁制品」に当たる第1号物資の原動機、発動機、無線あるいは自動車関係の物資は1944年になると省かれ、代わりに麻醉薬が取り入れられた。また、「統制品」に当たる第2号物資及び「制限物資」の第3号物資にも大きい変化が見られた。従来第2号物資に属していた貴金属や金属類は1944年になるとランクが下げられ、穀米、食塩、アヘン、皮革（既製品を含む）、マッチ、燃料はそれに取って代わった。なお、初期の第1号から第5号までの品目の細分化もこの時になって3ランクへと修正された。これは広東省内の国民党軍との間の戦況が第2次粵北戦役（1940年5月から6月にかけての、日本軍による蒋介石国民政府広東省政府の臨時省庁所在地である韶關市に対する攻略戦）以降、戦事が小康状態に入り、戦争の資材よりも南進のための軍備、外貨獲得のための貿易及び占領地統治にかかわる民生の問題がより重要性を持つようになったことの表れとも言える。「修正広東戦時物資移動取締暫行章程」、『広東商統会報』第1巻3期、1944年12月20日出版、PP.57-59及び「広東省物資管理経過」、『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.2を参照

²⁷⁾ 「修正広東戦時物資移動取締暫行章程」、『広東商統会報』第1巻3期、1944年12月20日出版、PP.57-59

表2 1941年までの統制物資のランク分け

ランク分け	関連主要物資	統制状況その他
第1号物資	1. 武器、弾薬類 2. 火薬類及びその原料薬品 3. 原動機、無線及びその付属品 4. 発動機及びその付属品 5. 自動車及びその部品	「禁制品」。占領軍特務機関の認可を得た者以外は、移動は一律禁止。
第2号物資	1. 金、銀、銅、銑鉛、錫、鎳、鋁、銻、錳、鎢、蒼鉛及びその製品 2. 雲母、石綿、硝石、硫黄、黒鉛、螢石、油母頁石、錫砂、燐酸、石塩 3. 硝酸、硫酸、漂白粉、安摩尼亞、去汚油などの薬品 4. 桐油、草麻油、樹膠、松香、漆、猪毛、羊毛、羽毛類	「統制品」。特別許可無しでは移動は禁止。移動には占領軍総動員班（宗道部隊）の証明が必要。移動は昭和通称会社など五つの商社に限られた。
第3号物資	1. 煤油、重油、汽油、機械類油、煤炭、塩、鴉片、皮革及びその製品、米、麵粉、生糸 2. 麻袋類、無線電收音機及びその付属品	「制限物資」。専門管理機関（食塩、米、鴉片など）などの関係機関の許可を得た者に限り、移動は可。第3号以下の物資は、1943年3月20日をもって広東省物資配給委員会に管理権限が移譲された。
第4号物資	雜糧、植物油、棉布、砂糖、食料品、紙類、蠟、動物油、漆油、雜貨、動物類、家禽類、茶葉、蛋類、木材、竹材、木炭、酒類、煙草、染料、薬品及びその材料、水泥、火柴	広東省物資配給委員会（のち広東省経済局）の許可証を得た者のみ、制限数量内において自由移動可。
第5号物資	陶器類、蔬菜、水菓、青草、乾草、肥料	自由移動可能品目。

* 「物資種類之区分」に基づいて整理・作表したものである。「広東省物資管理経過」, 「物資種類之区分」, 『経済月報』第1巻第2期, 1943年8月20日出版, P.2。物資の名称は原文のまま。

ランクに下げられた。また、それらの物資に対する統制権限の所在も、法規上において「本分会（広東分会）の統制を受けるべき物資」²⁸⁾との説明のように、「特定機関」（占領当局）や「広東省経済局」のような、官ではなく、民間組織にあると規定されていた。

一般民生用品の物資でも広東省以外の地域への輸・移出あるいは他地域から広東への輸・移入は陥落後から一貫して占領当局の指定商社（日本の商社）によって独占的に運営されていたことも言及したい。香港占領後は広東と日本占領地の東南アジア地域間の物資の移動は依然として香港を中継港として利用し行われていたが、例えば1943年に締結されたバーター制貿易の「菲粵間貿易協定」（フィリピン広東間貿易協定）のように、輸出入貿易の業務を受け持ったのは日本側商社の三井、三菱及び岩井の三社のみであった。これらの商社は広東の占領当局の特別許可の下で、フィリピンからは砂糖、煙草、ココナツ・オイル、木材、反対に広東からは通草紙、油漆、棉布、印刷用墨油などの物資は、それぞれ日本軍のマニラ輸送司令部の船舶を利用して、広東省物資移動取締暫行章程とは別の枠で移出入（貿易）されていた²⁹⁾。

第2節 広東分会の組織構成及びその親日性

それでは広東分会の設立過程に目を転じてみよう。

「日華経済合作の一形態」を掲げて登場した広東分会は、

²⁸⁾ 「修正広東商統分会業務実施方案」, 第1巻3期, 1944年12月20日出版, PP.55-56

²⁹⁾ 「菲粵間貿易協定成立 菲律賓物資即將運粵」, 『経済月報』創刊号第1巻第1期, 1943年7月20日出版, PP.173-174

広東分会は日華提携の理念に応じ、総会（商統総会のこと）の例を範とせず、会の初回の人事は日華経済合作の形態としての整合性の現れとなり、これはその特色であり、その価値の在り処として認めざるを得ない³⁰⁾

と述べられているように、組織の設立準備段階から結成趣旨はすでに生み親とも言える華中商統総会との差異を明確にしていた。汪兆銘国民政府の自主的統制下にある民間自治団体の枠組みを示すかのように、華中の商統総会では、理事会・監事会は中国側のみによって組織され、最下部機構の同業公会のみ日本商社の加入が許される³¹⁾というように、組織の指導部から日本側の参与を完全に排除していた。しかし、1944年3月28日の広東省政府省政会議において議決された広東分会の最高権力機関となる理事会及び監事会の人事に関する議決案の内の次の二点からすでに広東分会の組織の特質は提示されていた。それだが、①日華双方の代表の中から理事会及び監事会のメンバーを選出することと、②理事会における議決案の採決は全会一致を原則とする、の二点であった³²⁾。一点目の組織の指導層における日中共同参与に加え、議決採択方式を従来の多数決より全会一致に変更したのも、理事会や監事会内における中国側商人が優勢となる構成に鑑み、日本側に対する配慮をしたものと考えられる。

それでは、実際の組織の中において、日本側商人の存在はどのようなものだったか。広東省政府が1944年2月10日に発した発起人会結成の指令の中では、発起人10名のうち、すでに日本側商人が2名を連ねていた³³⁾。彼らは広東分会の正式設立後もそのまま留任し、広東分会の理事及び監事として務めた。そして表3のように、1944年4月に組織された広東分会第1期理事会及び監事会の役員合計14名のうち、日本人商人はそれぞれ4名と

³⁰⁾ 原文は「而広東分会、則報以日華提携之理念、不効総会之例、首屆人事、整然其日華経済合作之形態、此不得不觀為其特色所存、価値所在者也」。南支日報社論「商統会広東分会成立」、『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号）、1944年6月20日出版、P.20

³¹⁾ 商統総会の組織については、「理事、監事は総て華人のみをもって人選され、現地邦人商社は華商側と全く同一の立場に立ち中国経済人の創意と責任に基く自治統制に服する」もので、「総会の下部機構として物資別の商業聯合会を設け、さらに最下部機構として日華双方の商業団体を指定して所属業者の集荷配給を統制する」ように説明されている。「官民一政体制確立へ 中国経済界の質的大転換 商業統制総会発会す」、読売報知新聞 1943.3.17、神戸大学附属図書館新聞記事文庫 中国（19-102）。但し、設立後の1943年4月1日に公布された「全国商業統制総会組織綱要」において確かに組織は「中国の法人」と強調しながらも、組織の10の専門業務機関の副主任の選任に関しては、「日本側と関わりが多い部門に関しては、日本側から一人選任し、それを理事長が招聘・任命する」とあったように、実際は組織の最下部の同業公会・同業組合よりも一つ上の層でもにも日本側が存在していた可能性がある。『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号）、1944年6月20日出版、P.77

³²⁾ 南支日報社論「商統会広東分会成立」、『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号）、1944年6月20日出版、P.20。なお、文中では触れなかったが、広東分会の会費分担の問題はその後の広東分会理事会常務会議において決められ、合計20万円の運営費予算は中国側67同業公会と日本側14同業組合がそれぞれ半分の10万円を受け持つこととなった。『広東商統会報』第1巻第2期、1944年9月20日出版、P.61

³³⁾ 広東省政府の指令によって発起人として指名されたのは、陳有三（元汕頭広東省銀行総経理）、植子卿（広州市商会会長）、汪德靖（粵港澳輸出入商同業公会）、岡本磯太郎（協同組）、秋山猛雄（所属不明）、譚公培（糖麵雜糧業同業公会理事長）、陳賛臣（所属不明）、呉穀五（絲号業同業公会理事長）、李文基（葉材業）、余東泉（茶葉業同業公会理事長）ら十人であった。「全国商業統制総会広東分会籌備経過事務紀要」、『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号）、1944年6月20日出版、P.47

表 3 全国商業統制總會広東分会理事監事国別一覧表

職務別	名前（国別）	職務別	名前（国別）
理事長	陳有三（中）	理事	岡本磯太郎（日）
理事	陳贊臣（中）	理事	荻原貞雄（日）
理事	吳毅五（中）	監事長	植子卿（中）
理事	吳晚成（中）	監事	余東泉（中）
理事	譚公培（中）	監事	李文基（中）
理事	秋山猛雄（日）	監事	成田豊勝（日）
理事	犬塚尚二（日）	監事	鈴木透（日）

＊「本会人事 全国商業統制總會広東分会理事監事国別一覧表」、『広東商統会報』創刊号第 1 巻第 1 期，1944 年 6 月 20 日出版，P.125 より整理・作成。

2 名を占めていた³⁴⁾。広東分会の会員となるのは、中国側では 1943 年 4 月 20 日に実業部・糧食部合同公布の「工商同業聯合会組織暫行通則」に従い、従来の主要品目を扱う 67 の同業公会から改組を進められた 41 の同業聯合会であったが、これらの同業聯合会は後に更に再編と合併を重ね、最終的には 31 となり、広東分会の 11 の専業業務部の傘下に納まった³⁵⁾。そして日本側からは 14 の同業組合が加わった。表 4 は 1944 年 11 月当時の広東分会の会員構成を一覧に整理したもので、紙業、新薬業、薬材業以外においては、中国側は往々

34) 「全国商業統制總會広東分会理監事一覧表」、『広東商統会報』第 1 巻第 1 期（創刊号），1944 年 6 月 20 日出版，P.125

35) 1943 年 4 月 20 日に公布された「工商同業公会暫行条例施行細則草案」及び同日公布の「工商同業聯合会組織暫行通則」に基づき、1943 年から 1944 年の間、広州市内の同業公会は一斉に改組させられた。この時点の 67 の同業公会及びそれらが吸収された 11 の専門業務部は、それぞれ次の通りである。まずは同業公会は、広州市豆類業同業公会（以下「広州市」は略）、植物油類業同業公会、土炸油麵業同業公会、肥田料業同業公会、製麪業同業公会、機製糕業土麪業同業公会、棉花業同業公会、彈花業同業公会、棉織廠業同業公会毛巾業組、棉織廠業同業公会機織衫林業組、棉織廠業同業公会蚊帳業組、棉織廠業同業公会製線業組、棉織廠業同業公会線轆業組、棉織廠業同業公会繩帶業組、紗号業同業公会、土布廠業同業公会土布織造業組、土布廠業同業公会合線業組、布号業同業公会棉布業組、布号業同業公会土布批發業組、布号業同業公会零售業組、紙業同業公会、糸号業同業公会、綢緞号業同業公会紗綢業組、菸業同業公会土菸業組、華廠捲菸運銷商同業公会、化学工業原料廠業同業公会、化学工業原料号業同業公会、土洋顔料業同業公会、洋染料業同業公会、火柴廠業同業公会、捲菸火柴皂燭号業同業公会火柴業組、捲菸火柴皂燭号業同業公会捲菸批發業組、捲菸火柴皂燭号業同業公会捲菸零售業組、橡膠製造業同業公会、橡膠品号業同業公会、皂燭廠業同業公会、釀酒業同業公会、腐竹業同業公会、牛欄業同業公会、魚欄業同業公会、猪肉業同業公会、粉麪茶点業同業公会、牲口欄業同業公会、醬料涼菓業同業公会、京菓海味同業公会、酒樓茶室業同業公会、油器糕粉粥品業同業公会、茶樓餅業同業公会、製餅業同業公会、咸魚欄業同業公会批發業組、茶葉業同業公会、鮮菓成貨業同業公会、海味醬料販売業同業公会、新薬業同業公会、成薬代售業同業公会、成薬出品業同業公会、糖麪雜糧業同業公会、糖類配給商同業公会、薬材業同業公会、機械廠業同業公会、水電材料号業同業公会、建築業同業公会、華洋百貨業同業公会批發業組、華洋百貨業同業公会零售業組、麻包業同業公会、対港澳輸出入商同業公会、対国内外弁莊業同業公会。11 の専門業務部は、雜糧部、纖維部、紙業部、糸業部、煙草部、化学工業部、雜貨食料品部、医薬品部、漢薬部、糖類部及び機械及建築材料部であった。「工商同業聯合会組織暫行通則」、『広東商統会報』第 1 巻第 1 期（創刊号），1944 年 6 月 20 日出版，P.92，PP.121-124。「広東商統分会理事会第 7 次（常会）會議議事録」、『広東商統会報』第 1 巻第 2 期，1944 年 9 月 20 日出版，P.61。「過去工商同業公会的検討及今後の責任」、『經濟月報』第 2 巻第 3 期，1944 年 3 月 20 日出版，PP.5-7

表 4 広東分会 11 専門業務部の組織構成

専門業務部別	正主任（代表所属）／主な同業公会联合会	副主任（代表所属）／主な同業組合
雑糧部	朱仲常（荳類業） 荳類業，植物油類業，肥田料業，機製糕粉土麵業	林和三郎（三井物産会社広東分社） 広東雑糧同業組合
繊維部	黄天蕩（布号業棉布業組） 布号業棉布業組，棉織廠業機織衫襪業組，沙号業， 棉織廠業製線業組	村田甚吾（江南株式会社広東分社） 広東繊維製品同業組合
紙類部	李鑑泉（紙業） 紙業	林重男（三菱物産株式会社広東分社） 広東紙類同業組合
絲業部	黎劍錦（綢緞号業紗綢業組） 綢緞号業紗綢業組	杉山一雄（三菱物産株式会社広東分社） 広東絲業同業組合
煙草部	簡竹林（華廠捲煙運銷） 華廠捲煙運銷，捲煙火柴皂燭号業捲煙批発業組	青野長一（東亜煙草株式会社広東分社） 広東煙草同業組合
化学工業部	霍百鑑（皂燭業） 火柴廠，皂燭業，橡膠品号業土，洋顔料業，化学 工業原料号業	橋本孔三（岩井産業株式会社広東分社） 広東工業薬品同業組合，広東護膜同業組合 （三興株式会社）
雜貨食品部	雷蔭（対国内外弁庄業） 対国内外弁庄業，華洋百貨業批発業組，京果海味 業，茶楼餅業	松尾健司（株式会社協同組） 広東雜貨食料品同業組合，広東土產品同業 組合（株式会社協同組），広東水產品同業組 合（南日本統制株式会社）
医薬品部	朱箕鳴（新薬業） 新薬業	武田深蔵（広東武田薬品株式会社） 広東医療薬品業組合
漢薬部	李文基（薬材業） 薬材業	石神一郎（株式会社協同組） 広東漢薬同業組合
糖類部	莫応淮（糖類配給商） 糖類配給商，糖麵雜糧業	渥美実蔵（三菱商事株式会社広東分社） 広東砂糖同業組合
機械及建築材料部	仇啓光（五金号業） 五金号業，印刷業，機械廠業	宮川安士（大倉産業株式会社広東分社） 広東資材同業組合

出典 「広東商統分会各業務部所有会員（華方）原属各同業公会及業組登記清表」，「広東商統分会各業務部所有会員（日方）原属各同業組合登記清表」及び「広東商統分会成立各専門業務部選派正副主任職名登記清表」³⁸⁾，より作成。組織名称は原文のまま。

にして複数の同業公会联合会から構成されているのに対して，日本側は一企業一組合の傾向が強いことは，占領地における日本商人のある種の独占の享受と特徴づけることもでき

³⁸⁾ それぞれ『広東商統会報』第 1 巻第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.75，P.76

よう。また、この 11 の専門業務部のリーダーとなる正主任と副主任の役務分けにおいても組織の性格は明確に現れているように思う。広東分会の各業務部の正主任及び副主任については、基本的には理事長が任命権を一任されるようになっており、日本と「深甚な関係を有する」業務のみ、専門業務部正副主任とも日本側の推薦の後、理事長による任命となっていたが³⁶⁾、実際はいずれも正＝中国側、副＝日本側の体制³⁷⁾となっていた。

このように、組織の構成からでも十分に広東分会の親日性を確認することができるが、更に広東分会初代理事長陳有三の経歴もこの考察の上において、重要なポイントを占めているように思う。商統總會初代理事長唐寿民は、上海商業儲蓄銀行漢口分行經理、国華銀行の創立者、そして交通銀行董事長（代表取締役社長）のような経歴で紹介され、宋子文からの信頼が篤く、また 1926 年の北伐時に革命軍に対し軍需や軍資金の提供にも尽力した³⁹⁾という民族資本家であった。これに対して、陳有三の東京・横浜・神戸各地の銀行業要職の経験や、東京国際仏教会中国華南分会副会長の肩書きによる民間レベルの社会活動は、なによりも陳本人及び広東分会の日本との緊密性を明確に語っているように思う。彼はもともと広東東莞市の出身で、汪兆銘政権が参戦宣告後、参戦に対する支持を表明して日本から故郷に戻り、広東省銀行汕頭市支店經理を経て、広東分会設立段階から広州へ召還された。それ以降広東分会の設立準備から熱心に活動が続けてきた人物であった⁴⁰⁾。

第 3 節 広東物審分会の設立及び広東分会との関係

周知の通り、汪兆銘政権の参戦宣告後、形式的には日本から対等の地位を与えられることになっていた。だが、一方の日本側からすれば、日華基本条約と一体になっていた秘密交換公文（甲）に盛り込まれた日本人顧問の規定⁴¹⁾によって、従来の汪兆銘政権にある傀儡的な性質に何ら変化はないという認識を持っていた。この意味ではこの時期の両国関係に関する諸規定は、行き詰った日本の中国における占領地統制及び物資調達の打開策の側面が強く、日本側ははじめて手放しで汪兆銘政権に物資の統制権限を渡す意図はなかったとも言える。華中の商統總會と広東分会のいずれも、「中国経済人の創意と責任に基づく自治統制」⁴²⁾という華々しい表札を持たせながらも、統制権限に制約をかける動きは、組織

36) 「広東商統分会事務組織」、『広東商統会報』第 1 巻第 1 期（創刊号），1944 年 6 月 20 日出版，P.114

37) この体制は一見して小林英夫氏の指摘された南京国民政府に対して日本側が押し付けた「顧問制度」に類似しているが、占領当局や省政府の統制力が十分に浸透していない広東省の商人団体内の権力分配に関しては未だ検討の余地はあるように思う。小林氏の論点は、小林英夫・林道生『日中戦争史論—汪兆銘政権と中国占領地』、御茶の水書房、2005、P.156 を参照

39) 「全国商統会理事長唐寿民之生平」、『広東商統会報』第 1 巻第 1 期（創刊号），1944 年 6 月 20 日出版，P.38

40) 「商統会広東分会理事長陳有三之生平」、『広東商統会報』第 1 巻第 1 期（創刊号），1944 年 6 月 20 日出版，P.37、P.38

41) 「日本国中華民国間基本関係二関スル条約」，アジア歴史資料センター，資料 3：B04013465700 日華基本条約及日満華共同宣言関係一件（阿部特派大使派遣関係ヲ含ム） 第 6 巻 16，日華間基本条約及附属文書並日満華共同宣言

42) 「官民一政体制確立へ 中国経済界の質的大転換 商業統制總會発会す」，読売報知新聞 1943.3.17，神戸大学附属図書館新聞記事文庫 中国（19-102）

の設立とほぼ同時に見られた。

例えば華中の場合、1943年3月に上海における商統総会の設立が進められている中、戦時物資の蒐荷配給施策において「一段の円滑化を期する」ため、民によって組織された商統総会とは別に、官による「日支混合による諮問機関」の設置の必要性が唱えられてきた⁴³⁾のである。そしてこの声を反映するかのように登場したのが、華中の全国物資統制審議委員会であった。一方の広東省の場合も、広東省政府経済局機関誌の『経済月報』において、「国民政府が華南の経済重鎮である広東の地方経済が順調に軌道に乗るように、設置の命令を下した」⁴⁴⁾と紹介されるように、広東分会が設立前から新しい物資統制政策を実行する急先鋒として物審分会は登場したのである。

では、物審分会はいかなる組織で、広東省政府と広東分会との三者間においてどのように位置付けられ、またいかなる権限を持っていたか。

まずは物審分会の人事及び組織構成について概観したい。物審分会は委員制を採っており、そのトップとして就任する委員長は南京国民政府の任命を受けた広東省省長となっていた。委員数は不特定となっており、広東省政府によって適当な人選を選出した後、華中の物資審議会の審議を経て、南京国民政府行政院によって任命、もしくは招聘することとなっている⁴⁵⁾。このように、実際に物審分会の委員として任命されたのは広東省建設庁、広東省社会庁、広東省経済局などの当時広東省の財政経済関係機関のトップであった。そして日本占領当局からの参与は広東省政府による招聘の形で加わっていた。そのリストには連絡部部長、海軍武官、軍經理部長、大使館参事官、大使館経済部長、総領事、広東省政府の顧問などのポスト名が連なっていた⁴⁶⁾。更に、「委員長の命令を受け」、上記物審分会の設立と同様のプロセスを経て、「指定事項の予備審議」のための幹事会も設定されたのである⁴⁷⁾。

そして、次の『物資統制審議委員会規定分会組織規程』の第1条及び第2条⁴⁸⁾の規定のように、物審分会は実に広東省における物資統制関連の権限を一手に掌握していたのである。

第1条 物資統制審議委員会は、広東方面の物資統制事項を処理するため、特別に広州において広東分会を設立し、戦時経済政策を推進する上必要な各種物資統制方策を企

43) 「全支経済を掌握」、大阪毎日新聞 1943.3.13, 神戸大学附属図書館, 新聞記事文庫 中国 (19-096)

44) 「物資統制審議委員会広東分会成立」, 『経済月報』第2巻第2期2月号, 1944年2月20日出版, P.189

45) 「物資統制審議委員会広東分会組織規程」第3条, 『経済月報』第2巻第2期2月号, 1944年2月20日出版 P.211-212

46) 「物資統制審議委員会広東分会成立」, 『経済月報』第2巻第2期2月号, 1944年2月20日出版, P.189

47) 「広東分会は幹事会を設置し、主任幹事一人と幹事若干名を置く。(幹事会)は委員長の命を奉じ指定事項に対する予備審議を行う。(幹事会)の人選は委員長によって広東省政府に推薦された後、物資審議委員会の承認を経て、行政院の任命及び招聘を請う。実際のところ、物審分会幹事会は広東省政府建設庁庁長が主任幹事を兼任し、その他中国側から5名、日本側から6名の、中6日6の人事によって構成された。『物資統制審議委員会広東分会組織規程』第9条, 『経済月報』第2巻第2期2月号, 1944年2月20日出版 P.211-212

48) 「物資統制審議委員会広東分会組織規程」第1条, 第2条, 『経済月報』第2巻第2期2月号, 1944年2月20日出版 P.211-212

画，審議する。

第2条 物資統制審議委員会広東分会が審議する事項は

- 一．物資及び物価統制に関する根本的な方針
- 二．貿易に関する諸事項
- 三．国内物資交易及び配給計画などに関する基本事項
- 四．物資の蒐集配給機構の組織・指導に関する事項
- 五．物資生産の増加及び消費管理に関する事項
- 六．敵区からの獲得物資に関する事項
- 七．物資及び物価統制の調査に関する事項
- 八．その他物資及び物価統制に関する必要な事項

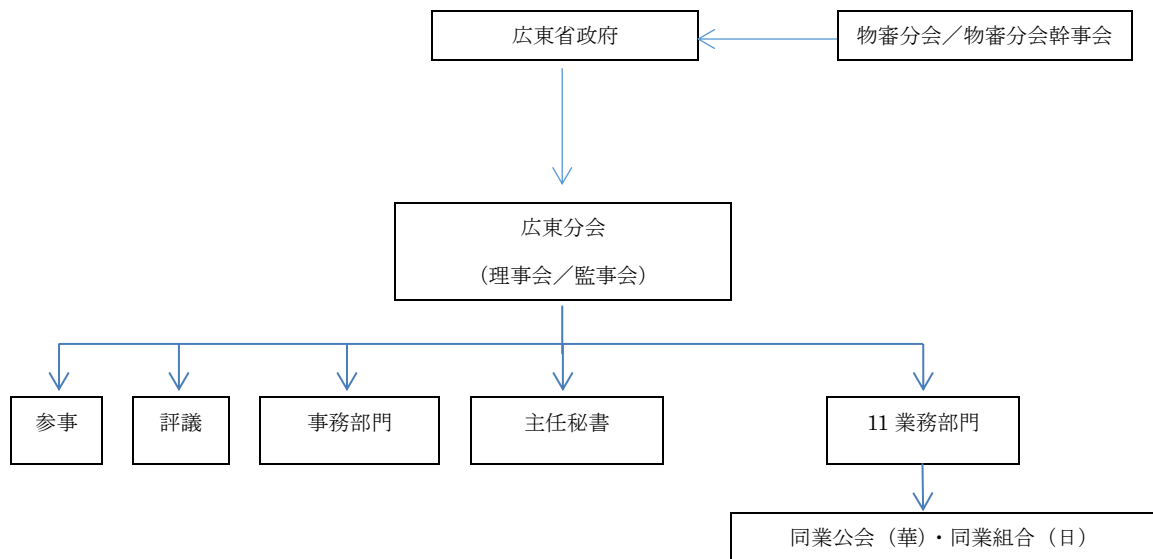
このように，広東分会と物審分会は，初めから明確な従属関係によって規定されていた。『全国商業統制總會広東分会規章』⁴⁹⁾を法的根拠に設立され，民間商人の自主統制組織として掲げて設置された広東分会は，戦時物資統制を職務の対象とする点において類似性はあるものの，片方は根本的な政策決定に関わる審議，もう一方は単なる統制事項に関する施策事務では，期待された役割は大きく異なっていたのである。

両者の従属関係が端的に現れたのは，広東省内の和平区内における物資の移動に対する統制権限の委譲過程である。前述のように，広東の物資統制は広州陥落後長い間官のみによって握られていた。非公式の貿易への参与や広州市商会の限定的な参与（前述の貿易会社の組織）以外，民間の商人団体は物資統制・物資移動の政策決定過程から除外されていた。そのため，広東分会設立後，従来の政府機関から権限の委譲がなければ，組織はいつまで経っても実権を持たないままであることは明白である。そのため，広東分会による権限の委譲要請は組織設立後度々出されていた。要請は直接に広東省政府経済局に対して提起された後，省政府経由で要請案は物審分会に手渡され，物審分会幹事会において要請案の可決ないし否決の審議がなされる。そして帰路も同様に省政府経由で，省政府によって指示や訓令の形で通告されるのである。

このような統制政策に関する決定の過程から考えれば，1944年4月の時点において，広東省の物資統制に関する三機関の権力構図は図1の通りとなる。広東分会は，形式の上では広東省政府（経済局）を直接管轄機関として仰ぎ，そしてその下に，参事，評議，事務部門，主任秘書の四つの実務部門と並び，11の専門業務部門が配置された。それぞれの業務部門は中国側の同業联合会と日本側の同業組合を会員として置き，更にその下に末端の同業公会（中国側）及び同業組合（日本側）が設置され，実際の統制業務の役割が当てられることになっていた。そして物審分会は，例えば次の広東分会からの権限移譲の要請の事例で明らかなように，常に広東省政府をも凌駕する権限を持っており，物資統制に関する政策決定などを総攬していたのである。

⁴⁹⁾ それぞれ『経済月報』第2巻第2期2月号，1944年2月20日出版，P.211及び『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号），1944年6月20日出版，P.81

図 1 広東省物資統制機関の権力構図



* 『広東商統会報』第1巻第1期 P115 の「全国商業統制総会広東分会組織系統表」より整理・作成。

では、実際の統制権限はどのようなプロセスを経て広東分会に移譲されるのか。設立以降の広東分会は常に積極的な姿勢をもって広東省政府に対して物資統制権限の要請をしてきたので実例で説明しやすい。例えば 1944 年から広東省内における一部の物資の和平区内の移動統制が大幅に緩和されると、市内業者はそれに乗じて動き始め、同年 5 月と 6 月の 2 ヶ月間における「医療及び工業用薬品」、「金属製品」及び「ゴム及びゴム製品」の三項目の搬出量は異様なものとなっていた⁵⁰⁾。市内同類物資の物価高騰を危惧した広東分会は翌月 7 月になると広東省政府に対して、商人が物資を広州市外の和平区へ搬出する際、「本会（広東分会）が参酌し適宜に制限を加えること」を要件とするよう具申した⁵¹⁾。これに対して、同年 8 月 18 日に広東省政府より同案に対する否決の指令が下された。この時の「特別制限を加える必要なし」旨の否決決議をなされたのは、広東分会の直接管轄機関となる広東省政府経済局ではなく、物審分会第 14 次幹事会議（日にち不明）においてであった⁵²⁾。また、ほぼ同時期に、一般商民による郵送小包を利用した密輸が問題視され、広東分会による一般商民の香港や外地に郵送小包を送る際の許可権限を従来の広東海関からの移譲を要請した一件があった。これも要請案の提起先は広東省政府経済局であったのに対して、

⁵⁰⁾ 1944 年 5 月の三項目はそれぞれ 2,726,966 元（医療及び工業用薬品）、9,176,714 元（金属製品）と 19,038,445 元（ゴム及びゴム製品）で、いずれも従来の同項目の移出総額の倍から三倍近くへ増加したという。「広東商統分会理事会第 6 次（常会）会議議事録」、『広東商統会報』第 1 巻第 2 期、1944 年 9 月 20 日出版、P.60

⁵¹⁾ 「広東商統分会理事会第 6 次（常会）会議議事録」、『広東商統会報』第 1 巻第 2 期、1944 年 9 月 20 日出版、P.60

⁵²⁾ 「広東商統分会理事会第 8 次（臨時）会議議事録」、『広東商統会報』第 1 巻第 3 期、1944 年 12 月 20 日出版、P.61

最終的に下りたのは物審分会の審議を経由した後の広東省政府指令であった⁵³⁾。この一般商民の香港や外地宛に送る郵送小包に対する許可権限の移譲要請は可決されていた。

このように、設立初期の広東分会は物資統制に関する権限を一切持たず、組織内の理事会の議決を通った後、一旦広東省政府経済局に要請案として上申し、そして物審分会の審議を経て再び広東省政府から訓令或いは指令として下った形で、可決或いは否決となるのである。つまり、広東分会の物資統制に対する権限は、組織規程の条文とは関係なく、すべて組織設立後自らが広東省政府経済局に権限移譲の要請を行い、そして間に存在する物審分会を通さない限り、手に入れることはできない仕組みになっていたのである。このように広東分会が上申した権限移譲の要請案は物審分会幹事会においてどのような基準で議決され、また広東分会存続期間内に獲得した統制権限はどのぐらいのものだったかについては不明である。但し、筆者が、広東分会の存続期間の「会議議事録」（欠号なし）すべてについて確認した限り、要請案が可決されたものは、前述の一般商民の香港や外地宛に送る郵送小包に対する許可権限の一件のみであった。言い換えれば、広東分会は取るに足りないごく限られた微々たる権限だけのみ持つことが許されていたのである。では、広東分会の構成員となる広東省の商人たちは、このような自分の組織についてどのような認識を持っていたのだろうか。「実力の無さ」⁵⁴⁾の評価は正鵠を得ていたように思う。

「成立して 1 年しか経っていないのにすでに不随の状態に陥っている」⁵⁵⁾（陳贊臣，第 2 期広東分会理事長）

「（広東分会の 1 年間は）政府が戦時経済体制政策を樹立し実行した事実があったことを説明する時に用いる証拠としての意味以外に、何ら実績もない。（中略）…商統分会（広東分会）は本来の立場で言えば、本省商業の最高指導統制機関であるはず、また物資統制の先端任務を担う存在のはず、明日の分会（広東分会）は何処へ向かうのか」⁵⁶⁾（呉晩成，第 2 期広東分会理事続任）

このように、設立 1 年後の広東分会第 2 期理事会の発足の際に、組織の新旧理事によって噴出されたこれらの嘆きの声は事実の裏付けにもなる。

小結

ここまで、1944 年 4 月から設立され、終戦まで存続期間 1 年間余りしかなかった広東分会について、その組織の過程、組織が戦時物資統制において期待される和平区内の物資移

⁵³⁾ 公函「省政府指令本分会呈報理事会決議關於郵寄包裹應受分会許可一案」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.85。通告「為關於商民投交郵寄包裹物資應受本分会之許可案」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.89

⁵⁴⁾ 陳贊臣は寄稿文の中で広東分会が「不随の状態」に陥った最大の原因を「実力の欠乏」と「専門人材の欠乏」の二点に求め、広東省政府に対して「広東分会を不随の状態から立ち直らせるために、十分な実力の付与する」よう呼びかけた。「商統分会之回顧與前瞻—紀念成立一周年」、『広東商統会報』第 4 期，1945 年 4 月 20 日出版，P.2

⁵⁵⁾ 陳贊臣「商統分会之回顧與前瞻—紀念成立一周年」、『広東商統会報』第 4 期，1945 年 4 月 20 日出版，P.2

⁵⁶⁾ 呉晩成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第 4 期，1945 年 4 月 20 日出版，P.2-4

動・物資統制の実態，そして官の物資統制機関である広東省経済局及び物審分会との三者関係を，史料の解析を通じて検討してきた。

汪兆銘政権の華南における物資統制は，むろん華中の先例によって大筋の路線は規定されていたが，運用面では大きな差異があった。地域による戦略の相違の視点から，それは汪兆銘政権の経済的基盤及び社会統合が重要視される華中地域の経済中心主義と，一過性の軍事戦略中心主義の華南という地域による戦略の相違があったからではないだろうか。広東分会の性格，それは例えば設立過程，発起人の選定から理事の任命，理事のキャラクター，更にその人事などに現れる広東分会の親日的な一面によって，華中の中国側一色の構成と異なり，「日華経済合作」は強く打出されたのである。しかし，従来の広東商人の統治者の暴力的な施政に対する抵抗の強さ，そしてその抵抗あるいは自由商業への希求を抑えようとする官の統制力の弱さは否定できない。広東陥落後，広東の物資統制は完全に官の掌中において転々と移り変わるも，施策は最終的に「悪徳商人」の存在によって行き詰まったことは商人の抵抗の強さを物語った。

しかし，広東省商人はその抵抗によって従来自らが操っていた自由商業を，物資統制の権限を手に入れることを通じて再び獲得できると考えるのはあまりにも短絡的すぎる。広東分会，物審分会，及び統制権限の頂点に立つはずの広東省政府の三者関係について確認すると，法規上において統制権限が保障されても，あるいは「自主統制」に示される設立の趣旨がいかにか立派なものであっても，管轄機関の承認による権限の移譲がない限り，広東分会はいつになっても有名無実のままであることは明白である。度重なる要請や上申に見られる広東分会の積極的な姿勢は，報われることがなく終戦を迎えたのである。このことをより明確にしてくれたのは，日本による香港占領後の広東省の物資統制の様相である。これは次章において引続き事例を用いて検討を進めたい。

第4章 香港占領期における広東香港間帆船貿易

本章では、広東—広州地域の特色である、香港との接壤地という問題を考察する。

はじめに、金融、物資の移動、人の移動などの面から広州と香港の両地間関係を概観したい。広州と香港はそれぞれ中国南東海岸珠江デルタの北岸と東岸に位置し、日中戦争の途中のほんのわずかの九広鉄道開通期間以外、両地の主な交通ルートは水路の内河航運であった。1943年12月に戦争によって破壊された九広鉄道が修復された後も、鉄道の運営は旅客運輸が中心で、貨物輸送はもっぱら従来の水路に頼っていた¹⁾。このような人—陸、物—海、そして移動する人と物によって金融が動くという繋がり of 構図によって、長い間両地間の関係は規定されてきた。

例えば広東の金融に重点をおいて検討する場合、物と人の移動によって金融体制の行く末が決まるとも言える。従来広州十三行の活躍で繁盛していた広州は清末になると、香港の登場によって貿易中継港の地位が奪われ²⁾、そして地域の金融体制も香港中心のものに再構築されていった。これは、中国国内の政局の不安定も関わり、また自由貿易港の経済的効果がもたらす広東貿易商人の香港進出、それに伴う広東資本の香港集結などに代表されるような、香港の広東に対する貿易・金融市場の掌握に拠るところが大きいという³⁾。もちろん広東・福建一帯を故郷とする華僑の巨額の本国向け送金も無視できない⁴⁾。貿易にせよ華僑送金にせよ、或いは商人の資金の移動にせよ、広東を中心とする華南地域の対外資金移動は、すべて香港にある銀号、弁荘或いは洋行を通じて取引先の金銀交易場及び上海為替交易場の相場に組み込まれたのである。そのため、香港の貨幣である香港ドルは広東における勢力を見る見る内に伸ばしていき、香港ドルの発行量の半数以上が広東省において流通していた時期もあり、あたかも広州市は「香港ドル本位」とも言われるような市場であった⁵⁾という。

むろん、このような香港ドル中心の金融構造に、例えば西南政権期のように、広東省政府が香港ドルの浸透に対して抵抗する姿勢を見せる事例も見られるが、実際の効果は限ら

¹⁾ 香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核』、昭和19年版、復刻版、濱下武志・李培徳監修解説、『香港都市案内集成・第10巻』、ゆまに書房、2014、P.134

²⁾ 「広州地域の輸入貨物はすべて香港からその需要を満たし、また輸出もすべて香港を経由して外へと運んだ」。また、産業別に見ても、例えば蚕絲製品はすべて一旦香港へ運ばれ、それから外洋へと運ばれたという。広州市地方志編纂委員会弁公室編『近代広州口岸经济社会概況—粵海関報告匯集』、暨南大学出版社、1995、P.855及びPP.914-915

³⁾ 張曉輝『民国時期広東の對外経済関係』、社会科学文献出版社、北京、2011、P.183

⁴⁾ 同時代の資料によれば、中国本土、特に華南地域の情勢不安がもたらす遊資の集中地である香港には中国人の有資産者が多く集まり、私生活の本拠としていた。また、華南地域を故郷とする南洋、アメリカ各地の華僑の巨額の本国向送金も一旦香港に集中するため、香港は華南地域のみならず、中国全土、更に南洋各地の金融中心地にもなっていたという。秀島達雄『香港・海南島の建設』、松山房、1942、復刻版、濱下武志・李培徳監修解説『香港都市案内集成 第8巻』、ゆまに書房、2014、P.61

⁵⁾ 香港の銀行の発行紙幣総額及び流通状況は、資料欠落の年以外、1890年から1949年までの間、広東で流通された香港ドルは、いずれの年も発行総額の半数近くを占めていた。張曉輝氏によって整理・作成の「香港英籍銀行紙幣発行額及地区流通額估計表」を参照したい。張曉輝『民国時期広東社会経済史』、広東人民出版社、広東、2005、P.444

れたものであった⁶⁾。そして 1936 年半ばになって、両広事変の結末としての蒋介石政権による全国統一が広東省の金融構造に転換の契機を与えたが、その時は法幣の統一は施行されても、中国の他の都市のように上海中心の金融体制には組み込まれないまま、広東省は占領地体制に突入した。

一方、両地の人の移動に視点を据えてみると、陸続きの地形により自由な移動が容易にできるため、人の移動は現実的にも物資の交流と金融構造の形成の前提条件を提供していた。イギリスの租借地になる前から主に広東系の人々が香港の地で生活していたことは周知の通りだが、その後の中国国内における政治情勢の変動による人口の香港流入は香港の経済の活性化とは切っても切離せない関係となった。香港日本商工会議所が作成した『香港年鑑 1941 年版』の人口累年表で示された香港人口の激増は、いずれも華南地域の政治変動と関連していた⁷⁾。またこういった政治変動に迅速に対応できる人々の中には、貿易商人を中心とする、ある程度の行動資金を自由に行使できた社会層は多く含まれていた。香港移住後、香港―外洋、香港―内地の地理的な利を十分に活用すべく、彼らは香港に資産を置きながら、経営の資源とネットワークを確保するため自らの出身地である広東と密接な関係を保ち、富を築いていく⁸⁾。そして長年の香港移住及び世代の交代によって彼らは広東人でも周囲からは異なるアイデンティティを持つものとして認知され、「香港の華人」を形成していった。それを端的に表したのは、本稿第 2 章において検討してきた 1930 年半ばに起こった「国貨提唱運動」時の両地商人の「国貨製造者」の概念に対する見解の分岐であった。

第 1 節 「政治謀略基地」としての香港の誕生

上述のように、物資、金融、人のいずれの面においても、常に対立の側面を持ちながらも、非常に緊密な相互依存のバランスを維持していたことが、広州・香港両地間関係の最大の特徴とも言える。このバランスが音を立てて崩れていき、そして再び再構築を図られたのが、日本軍によって華南地域の諸都市が占領された時期であった。この破壊と再構築の過程を三つの時期に細分化する研究⁹⁾をそのまま用いるならば、広東陥落以降から日本の敗戦までの間、広東商人が最も活躍していたのは 1941 年年末の香港占領後から日本敗戦直前までの人・物資移動の再開期～発展期であることは間違いない。この時期は全国商業統制総会広東分会（以下「広東分会」と略す）の登場する時期とも重なるため、自らの専門分野に対する自負を持つ広州の商人たちは、期待を膨らませながら、両地間貿易に深く関わっ

⁶⁾ 姜埏画「1930 年代広東省の財政政策―中央・地方・商人の三者関係を中心に」、第 3 章「広東の金融改革」、東京大学文学部・大学院人文社会系研究科博士論文データベース 2000 年度

⁷⁾ 香港日本商工会議所『香港年鑑 1941 年版』, 1941, 復刻版, 濱下武志・李培徳監修解説『香港都市案内集成 第 9 巻』, ゆまに書房, 2014, PP.11-13

⁸⁾ 19 世紀以来香港において形成された貿易商の中でも最も実力のある「南北行」のほとんどのメンバーは広州から移住した者であったという。邱捷『晚清民国初年広東の士紳與商人』, 広西師範大学出版社, 広西, 2012, PP.173-174

⁹⁾ 三つの時期は、それぞれ広州陥落直前までの「代替対外商港期」、広州占領後から香港占領までの両地の交流断絶期及び交流再開期である。馬永「日偽統治時期的広州経済」、広東省広州大学修士論文, 2007

ていったのである。

今一つ確認しておく必要があるのは、同様に占領地でも後発の香港が「重慶の蒋介石政権打倒（のため）の政治謀略基地」¹⁰⁾としてより重要視されていたことである。占領後まもなく設立された大本営直轄の香港占領地総督部（初代総督磯谷廉介）がその設置の必要性について、「占領地は広大なる地域に亘るにも拘わらず、独り香港のみ占領地総督部が開設せられたに就いては、そこに何等か特別の理由が存在せねばならぬ」と強調して、香港の特殊性を、すなわち香港が位置的に「東亜共栄圏のほぼ中央に位置する」ことと、その政治的重要性及び将来の経済復興の可能性、更にそれらが将来的に実現した時の香港の「大東亜の中核たる位地」に求めている¹¹⁾ことから察せられる。

長い間窒息状態になっていた両地間の物資の移動の幕が再び開いたのは、1941年12月日本軍によって香港が占領された直後であった。初期の物資の移動は香港軍政庁及び後の総督部が打ち出した「人口疎散政策」がもたらす大量の人の移動に付随したごく限られたものであった。史料から見る「人口疎散政策」は以下のように実施された。

皇土香港の施政に當り先ず問題となったのは人口疎散であり、（中略）…軍政庁は強力な華人人口疎散方策を樹て、軍政時代において（昭和17年2月19日まで）既に55万4000の人口を疎散せしめたが、総督部の業務開始以後においても引続きその方針を踏襲し、総督部設置以来昭和18年9月末に至る期間において、41万9000人を離香せしめた。軍政庁時代の疎散数を合せると、その数は97万3000人に上る。（中略）…昭和18年9月末における香港の人口（香港島、九龍及び新界）は大約86万人であり、（中略）…香港の人口を占領直前の半ば以下に圧縮し得たことは見事な成功と言わねばなるまい。疎散方式から見る疎散人口は、慫慂疎散（慫慂斡旋、宿泊・食事・旅費の提供）が57万6000、強制疎散（特定の者に限る、食事・小遣を給する）が1万6000、自費疎散（自発的意思による者、自費或いは華人同郷会の斡旋により同郷会が費用を支給）が38万1000となっていた¹²⁾。

香港占領直後、占領当局は物資の移動より人の移動を優先させたのである。この香港の人口疎散政策は広東省側によって大いに歓迎された。広東省側は戦争（広東攻略）がもたらした大量の人口流失（香港やマカオへの避難）による商業の不振、更にそれに繋がる民生問題や占領地統治の問題に大いに悩まされており、広東陥落以降、一貫して商人帰還政策を行ってきたのである。このため、人口の問題においては両地はまさしく相互補完の関

¹⁰⁾ 小林英夫「解題 太平洋戦争下の香港—香港軍政の展開」、関礼雄『日本占領下の香港』、御茶の水書房、1995、P.228。

¹¹⁾ 「東亜共栄圏の中核」は概して地理的な要因に求められたものではない。香港の重要性はここでは対支問題の解決及び南方華僑との関係において位置づけられたことに注目したい。その中で、後者は経済的な見地であったのに対して、前者はすなわち南京（汪兆銘）・重慶（蒋介石）間わず国民政府の指導者の多くが華南出身者であることと、国民革命運動において最も重大な関係を持つイギリスの根拠地が香港であることを関連付けた発想であった。前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』、PP.23-38

¹²⁾ 前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』、PP.98-103

係にあったと言える。両地間の人口の均衡をとることによって、広東省側の商業復興・経済復興と香港側の糧食問題・民生問題を一気に解決しようとする思惑を、両地の当局は持っていたのである。

このように、表 1 と表 2 で示される広東・香港両地間の人口疎散政策（香港側）と人口回復政策（広州側）の相互補完の効果は顕著であった。そして、上記表 1 の主な調査機関の広州警察局及び広東省会警察局とは別の調査で得た月毎の人口変動のデータでは、当時の様子はより詳細に写り出された。そこでは 1942 年 1 月から 1943 年 4 月の 1 年余りの間、広州市は毎月 1 万人以上の規模で増加し、その中で最も人口増幅が大きかった 1942 年 5 月と 6 月の差は、626,391 人から 725,529 人へと実に 10 万人近くにも上った。そして、1942 年 1 月から 1943 年 4 月の間の 1 年余り、広東省内は広州市だけでも人口は 597,476 から 839,787 へと 20 数万人も増加した¹⁴⁾のである。この勢いは 1943 年に入っても止まることなく、1943 年 3 月から同年 11 月までの 8 ヶ月間でまた 92,035 人の増加となり、1943 年 11 月になると、広州市人口は日中戦争勃発前(1932 年 6 月の人口統計)の 81.3%にまで(1932 年：1,122,583, 1943 年 11 月：913,565)回復した¹⁶⁾のである。

むろん人口の過密と民生物資の不足とは表裏一体の問題であることは言うまでもない。香港占領後人口調査が頻繁に、厳密に調査が行われたのは、1942 年 3 月に白米の切符販売制をはじめとする一連の生活必需品不足対策が導入され、より厳密に人口の把握が必要となったためと考えられる。このように両地間の人口政策の効果が劇的に見られ始めた 1942 年の下半期から、両地間における物資の移動も本格的に始まったのである。

人口疎散政策の広東省経済に与えた影響は、広州市内の工場操業数の変化に示されている。香港総督部による人口疎散政策が施行されて 1 年余り経った 1943 年 3 月の 10 日から 30 日までの 20 日間、広州市内において中国人私営工場の操業再開状況の調査が行われたのである。その時、調査対象とされた 114 の工場の内、操業再開したものが 94 で、操業再開が確認されなかったものは 20 に過ぎなかった。この 114 の工場の内、操業停止の原因が広東陥落にあったものは 105 で、全体の 92%を占めていた。そして、すでに操業再開した 94 の工場のそれぞれの操業再開時期を確認すると、約三割を占める 31 の工場は陥落の翌年に、半数近くを占める 42 の工場は、まさに 1941 年以降から 1942 年の半ばまでの人口回流の最盛期に操業再開したのである。なお、この時期になっても、責任者が避難から広州市に戻っていないことが操業再開不能の原因となった工場もまだ存在していた¹³⁾。

¹⁴⁾ 広東省経済局第四科統計股製「広州市人口逐月比較図 中華民國三十一年一月至三十二年四月」及び「広州市人口逐月比較表 中華民國三十一年一月至三十二年四月」、『経済月報』創刊号、第 1 巻第 1 期、1943 年 7 月 20 日出版、頁数不明

¹⁶⁾ 「民国 32 年広州市人口統計表」、『経済月報』、第 2 巻第 1 期、1944 年 1 月 20 日出版、P.25

¹³⁾ 「広州市未復工及已復工工廠調査」、『経済月報』創刊号、第 1 巻第 1 期、1943 年 7 月 20 日出版、PP.83-88

表 1 1932 年 6 月—1943 年 12 月広州市人口の変遷¹⁵⁾

時期・調査日付	人口	数字の出所等
1932 年 6 月	1,042,630 人	広州市政府調査人口委員会による調査統計、『経済月報』
1937 年 11 月	1,219,000 人	『広州百年大事記』
1939 年初め	40 万人前後	『広東志』
1942 年 11 月	763,863 人	広州警察局戸籍人口統計、『経済月報』
1943 年 1 月	785,235 人	広東省会警察局調査、『経済月報』
1943 年 6 月	886,541 人	広東省会警察局調査、『経済月報』
1943 年 12 月	909,668 人	広東省会警察局調査、『経済月報』

＊「一年来広州市之人口」及び「広州市人口與糧食問題」、『経済月報』第 2 巻第 1 期，PP.22-23，『広州百年大事記』，広東人民出版社，1984，及び南支派遣軍司令部『広東志』，1940，の三点より整理，作成。

表 2 1931 年—1943 年 10 月末香港人口変遷

時期・調査日付	人口の詳細	数字の出所等
1931 年	849,751 人	香港総督府当局（イギリス）による国勢調査。
1939 年	1,750,256 人	香港総督府当局（イギリス）による国勢調査。 香港総督府当局（イギリス）の 1921 年，1931 年の二つの国勢調査による推計人口は 1,050,256 人であった。
1942 年 9 月 18 日	980,073 人	香港総督部による第 1 回戸口調査。 数字の内訳は日本人 2,300，中国人 970,000，外国人 7,000。
1943 年 5 月末	863,399 人	香港総督部による第 2 回戸口調査。「より厳密に行われた」と強調。 数字の内訳は日本人 5,000，中国人 851,000，外国人 7,000。
1943 年 9 月末	859,925 人	調査機関不明。数字の内訳は日本人 6,000，中国人 847,000，外国人 7,000。
1943 年 10 月末	855,888 人	香港総督部民治部調査。数字の内訳は日本人 6,347，中国人 842,219，外国人 7,322。

＊出典はそれぞれ香港日本商工会議所『香港年鑑 1941 年版』，1941，PP.11-13。復刻版，濱下武志・李培徳監修解説『香港都市案内集成 第 9 巻』，ゆまに書房，2014（1931 年と 1939 年のもの），香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』，香港東洋経済社，1944，PP.224-225。復刻版，濱下武志・李培徳監修解説『香港都市案内集成 第 10 巻』，ゆまに書房，2014（1942 年 9 月以降のもの）。

¹⁵⁾ 広州市は 1942 年に入ると，広東省当局による人口及び戸籍の統計調査は頻繁に行われた。これは食糧配給制度に合わせて行ったものではあるが，1943 年 8 月以降の当時の主な調査機関であった広州市保甲編査委員会，警察局及び広州市戸口点査委員会の三機関の調査結果に大きな開きがあった。1943 年 12 月 1 日の調査では，警察局 909,668，保甲会 756,230，そして広州市戸口点査委員会の最も時期的に近いものが同年 9 月 15 日の 643,937 であった。この開きは当時の人口の移動の激しさがもたらす調査の難しさを物語った。

第2節 「帆船貿易」の登場

正式名称「広東香港間・広東澳門間輸出入貿易暫行規程」（以下「貿易協定」と略す）が両地の政府間で締結されたのは、1942年7月のことであった。日本の敗戦まで5回にわたり品目及び貿易金額、参加業者の資格などが見直され、合計6期続けられてきた。概況を表3にまとめたので参照されたい。この貿易協定は香港が占領された後の最初の対外貿易協定であったことを特筆したい。香港総督部はこの広東との間の貿易協定を皮切りに、同年11月に香港・フィリピン間の貿易協定、更にその後中支との間にも貿易協定を締結したのである。また、この時期から貿易協定なしの物資交流も、日本内地、台湾、タイ、仏印、昭南（シンガポール）など各地との間で行われはじめたという¹⁷⁾。

表3 第1期から第6期まで広東香港貿易輸出総額

	期間	協定目標金額（軍票元） （期間合計／月額）	期間内対香港輸出総額 法幣（軍票元）	平均輸出額 （月・軍票元）
第1期	1942.07-1942.09	240 万元／80 万元	*839,554.00（151,270.90）	75,635.40
第2期	1942.10-1942.12	240 万元／80 万元	1,668,097.00（300,558.00）	100,186.00
第3期	1943.01-1943.03	240 万元／80 万元	5,281,678.00（951,653.60）	317,217.80
第4期	1943.04-1943.09	600 万元／100 万元	12,733,462.00（2,294,317.40）	382,386.20
第5期	1943.10-1944.03	900 万元／150 万元	39,356,133.00（7,091,195.10）	1,181,865.80
第6期	1944.04-1945.03	3600 万元／300 万元	**135,874,840.70（24,481,953.20）	2,225,632.10

注：*第1期のものは二ヵ月分のみ確認、**第6期1944年12月のものはデータなし。

軍票対法幣のレートは、公式レートの18：100（軍票：儲備券）で算出。

数字は、それぞれ『広東商統会報』（1944.6-1945.4）『経済月報』（1943.7-1944.7）の各号より整理・作成

では、広東・香港両地間の貿易協定において指定された交易物資についてみてみよう。第1期貿易協定時に定められた①主要品目の傾向、②品目別の限度額の規定、③輸出対輸入総額の黒字維持、④軍票建て決済の4項目は、その後の数回にわたる見直しにおいても、詳細の変更はあっても基本的な部分は継続されていたので、参考として表4にて例示したい。なお、決済方法に関しては、第1期の時点はまだ原則的には現物交換制を維持していたが、協定制限金額内の取引ならば、業者間の個別決済はすでに認められていた。

表4で示されるように、広東・香港間貿易において、広東から香港への輸出は、豚肉、野菜、鶏・家鴨、果物及び玉子類などのように、主に生活必需品である。反対に香港から広東への輸出の大宗は中国薬材、模製紙及捲筒紙、精白糖そして洗濯用石鹼や毛糸品と続

¹⁷⁾ 前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』、P.175

表 4 第 1 期貿易協定における両地輸出入限度額比較表

広東から香港への輸出物資（品目／限度額）		香港から広東への輸出物資（品目／限度額）	
品目	7・9 月 3 ヶ月限度額 （貨幣単位：軍票）	品目	7・9 月 3 ヶ月限度額 （貨幣単位：軍票）
鮮魚蝦蟹	61,000 元	中国薬材	350,000 元
蔬菜	409,000 元	自行車用零件（自転車部品）	20,000 元
生猪（豚肉）	945,000 元	染料	30,000 元
鶏鴨類	123,000 元	毛織品	60,000 元
蛋類（玉子類）	76,000 元	模製紙及捲筒紙	225,000 元
生菓（果物）	105,000 元	棉布	30,000 元
木炭	24,000 元	洗衫用肥皂（洗濯せっけん）	90,000 元
柴薪（薪類）	45,000 元	精白糖	120,000 元
其他	612,000 元	鹹魚（干魚）	30,000 元
		其他	245,000 元
第 1 期 3 ヶ月合計	2,400,000 元	第 1 期 3 ヶ月合計	1,200,000 元

「一年來広東對港澳貿易情形」、『經濟月報』，創刊号第 1 卷第 1 期，1943.7.20 出版，PP.2-3 より整理・作成。

いた。その中で、中国薬材は中国沿岸諸地域から香港へ輸入した後、再び広東へ輸出するものである。そして毛糸品の原材料である毛糸、精白糖製造用の原糖及び石鹼の原材料となるパーム油などは、いずれも内地・華中・華北や満州ないし南方諸地方から調達し、香港において加工され、製品として輸出するものであった¹⁸⁾。この広東との貿易協定の事例に限って言えることは、水産業以外産業資源を持たない香港が日本によって占領された後、住民の生活必需品の輸入資金の獲得として期待していたのは、従来の自由貿易港の特長を発揮した中継貿易経済ではなくなっていたということである¹⁹⁾。表 4 で示されているように、香港の広東への輸出品目は、1 番と 2 番の中国薬材と自転車用部品以外、ほとんど他地域からの輸入原材料による加工製品によって占められていた。この加工製品の輸出額は貿易総額の 69.1%をも占めていたのである。従来香港の中継港貿易としての優勢は戦争（香港占領）によって大きく制限され、その代替産業として、占領当局は「収用・管理」下に置いた敵性財産の工場、例えば旧イギリス系工場の砂糖工場や煙草工場、そして織布、ゴム製品、食品などの加工系中小軽工業が中心の華人工場を活用しはじめたのである。言い

¹⁸⁾ 「粵港航運與帆船貿易」、『經濟月報』第 1 卷第 2 期，1943 年 8 月 20 日出版，P.11。また、前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋經濟新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』，PP.224-225

¹⁹⁾ 香港の中継貿易における重要性について、「香港の輸入総額の三分の一が再輸出のための輸入で、（中略）…また輸出総額の十分の九は輸入品の再輸出で、僅かに十分の一が香港製品の輸出であるに過ぎなかった。（中略）…その貿易は自己の領域内の物産を輸出し、自己の消費に必要なものを輸入するのではなく、再輸出のための輸入、輸入品の再輸出に重点を置くものであった」。前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋經濟新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』，P.166

換えれば、占領後の香港は、従来の中継貿易港を主軸とする経済性格はすで維持することはできず、それまでさほど重要性を持たなかった加工産業への転向を余儀なくされたのである。また、この加工産業への転向と同時に、占領地総督部は農林業、漁業などの原始生産業の重要性にも着目し、香港経済に「可及的自給自足体制」の奨励をはじめたのである²⁰⁾。

では、この広東・香港間貿易協定において、広東対香港・広東対マカオの貿易を担う主体は、どのような商人であったのだろうか。

広東・香港間貿易の指定商として選ばれたのは、広州市にある日本側の各同業組合の他、適合性が厳密に審査された中国側の 19 の業者であった²⁰⁾。彼らは資格審査を無事にクリアした後、「広州市対港澳輸出入商同業公会」（理事長彭繼祖・所属聯益行）に組織され、そして広東分会 11 業務部門のうちの「雑貨食品部」に編入された²²⁾。これらの業者には、もともとそれぞれの商品を扱ってきた業者もあれば、新規参入のものもあった。例えば同業公会の理事長を務めた彭繼祖が所属する聯益行のように、もっぱら輸出入の業務しか扱わない仲介業者として新たな商機を期待して新規参入したものも多かった。そして、貿易協定第 5 期・第 6 期の 1944 年頃になって一部の業者の不正が発覚すると、参加業者及びその所属同業公会は一度大きく整理され、参加業者の選出方法も大きく変わった。第 5 期の時点で、広東省経済局による「詳細な調査」及び物審分会の審議を経て、従来の 19 社に新たに 21 社が貿易指定商として加わり、貿易業者の総数は 40 社となった²³⁾。更に第 6 期に入った後、それまでの政府当局や同業公会の指名推薦の方式ではなく、参加意思の表示をした商人に対して政府が圈定するという「自由加入制」に改められ、一時貿易指定商は 70 数社にも膨れ上がったのである²⁴⁾。

このように、両地の貿易協定は新たな占領地香港の民生とそれにつながる統治とを支え

²⁰⁾ 農林業においては、新界地区の遊休地の大規模開墾、野菜果樹の栽培拡大、種苗及び肥料の改良による農業技術の引上げ、植林、畜産の大規模化などの計画はすでに実行を始められていたという。また、漁業においては、日本内地から漁業業者の招致、占領地内のジャンク漁業組合の結成などが図られた。前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核—昭和十九年版』、P.179-180

²⁰⁾ 当時の物資の交流は、政策面の「物資調整」が中心でありながら、純粹たる商業性質でもあったため、商人による不正操作を危惧してか、当局は慎重な姿勢をとっていた。条例公布後異様に集まった申請者の 60 数社から設立歴史の長い、かつ信用のあるもののみが選ばれた。それぞれが裕興行、民信行、永興行、誠泰和、聯益行、均安行、永利行、同益行、新興公司、菓菜聯合貿易公司、福吉公司、香友興業公司、大通公司、利發行、民泰行、生利号の 16 社であった。だが、詳細は不明だが、實際運営していた貿易商の数は、19 であった。「一年來広東対港澳貿易情形」、『經濟月報』、第 1 卷第 1 期（創刊号）、1943 年 7 月 20 日出版、P.1

²²⁾ 「一年來広東対港澳貿易情形」、『經濟月報』第 1 卷第 1 期（創刊号）、1943 年 7 月 20 日出版、P.5

²³⁾ 新たに指定された貿易業者は次の通りである。富華行、南興行、菓菜聯合貿易行*、新生行、新興号、聯興行、広運行、誠興莊、何益記行、新華行、泰興行、建華行、泰記行、怡順行、同益行*、均安行*、誠泰和*、永利行、聯益行*、友南行、永益行、合興行、昭信貿易行、鵬飛行、広興祥記欄、協利行、恆盛行、其豐商行、公益行、広中行、広安行、和生行、廉成行、華生行、源利行、東亜行、華安行、同德行、元合行、東榮行。なお、*印は旧指定業者であることを示すもので、第 1 期から継続された貿易業者は 5 社に過ぎなかった。「第 5 期省港貿易核定指定商 40 家」、『經濟月報』第 1 卷第 5/6 期合刊、1943 年 12 月 20 日出版、PP.194-195

²⁴⁾ 「過去広東対港澳貿易之檢討與今後之展望」、『經濟月報』第 2 卷第 5 期、1944 年 5 月 20 日出版、P.9

る目的で締結され、3年間余り継続されていた。だが、両地の官・民（商人）ともに大きな期待を寄せられ登場したこの貿易協定は、初期からその業績は決して芳ばしいものではなかった。前掲表3の統計数字で明らかになったのは、広東対香港輸出の貿易総額は、第1期の後ろ二ヵ月分が151,270万元、第2期3ヶ月分の合計は300,558万元であった²⁵⁾。この数字を第1期第2期貿易協定のそれぞれの目標金額の240万元と照らし合わせれば、実に目標の9.4%と12.5%と、一割前後しか達成していなかったことになり、いかに悲惨な状況だったかがわかる。そして、かかる状況に対して、広東省経済局は不振の原因は、協定内の交換品目と実際需要品目との「ずれ」と、輸送手段の不整備とにあると判断した²⁶⁾のである。

輸送手段の不整備に着目する当局の判断にはそれなりの背景があった。日本本土も1940年5月から機動帆船に対する統制が図られ始め、そしてそれが1942年4月の戦事海運管理令を経て、1943年1月になって造船業に対する奨励政策の「木船建造緊急方策要綱」として打ち出されていた。この本土の動きと連動して、南方のガダルカナル戦における船舶の消耗と資材不足による船腹補充が非常に困難な状況となると、各地から民間大型汽船が徴用され²⁷⁾、この波紋は瞬く間に華南地域の広東・香港間にも広がったのである。また、この主要港口間を運行する大型汽船が次から次へとなくなっていくこととは別の要因として、広東・香港間貿易の場合、香港側の物資に対する要望の高まりに従い、輸送の阻害要素である珠江流域の独特な地形も注目されるようになってきた。広東・香港両地間の陸路による物資移動がまったく期待されない²⁸⁾この時期は、両地間のほとんどの交通は水路によって行われていたが、人口疎散政策実施時の香港と広東省の幾つかの主要な町との間の旅客の移動²⁹⁾と異なり、物資の供給源はほとんど珠江の支流である西江や北江の奥地にあったため、物資搬出用の、それぞれの河川の特徴に適合した小型民船・平底船に対する需要が重要視されるようになってきたのである。むろん、1942年12月の見直しにおいて決められた、第3期貿易協定の見直しの重要なポイントの一つとしての、香港当局の許可を得た機動帆船は広東省内河川沿い各地に自由に出入りし、物資の現地調達を可能にした規定³⁰⁾

²⁵⁾ 「広東省物資管理経過」、『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.4。貨幣単位は軍票元。1942年当時の軍票18元：儲備券100元の法定為替レートにて換算。以下同。

²⁶⁾ 「粵港航運與帆船貿易」、『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.11

²⁷⁾ 日本郵船株式会社編纂『七十年史』、日本郵船株式会社、東京、1957、PP.358-359

²⁸⁾ 広東・香港間は広東陥落前までは、中国系資本の「広九鉄道」（広州—深圳間）及びイギリス資本の「九広鉄道」（九龍—深圳間）の共同経営によって鉄道が運行されていたが、広東攻略時に蒋介石の策略によって爆破された。その後1943年11月に再び日本軍によって復旧作業がなされ、同年12月28日に全線開通を果たしたが、旅客の手荷物以外貨物類は一切取扱わなかった。前掲香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編『軍政下の香港—新生した大東亜の中核 昭和十九年版』、P.134-135

²⁹⁾ 人口疎散政策実施時、広東内河運営組合は両地当局の特別許可の下で、香港—広州線、香港—番禺市橋線、香港—東莞太平線、香港—中山唐家湾線、香港—新会江門線の各航路を運営していた。「粵港航運與帆船貿易」、『経済月報』、第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.9

³⁰⁾ 規定は、香港側の証明を有する帆船は、本省（広東省）の内河まで帆船を運航し物資（現地の物産）の買付け及びその移出を許可する旨のものであった。なお、「広東側の航路は起点及び終点のいずれも税関所在地とする」の一文は、税収に悪影響のないように広東省側がかけた制限と思われる。「広東省物資管理経過」、『経済月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.4-5

も、これら小型帆船の重要性を高めた。

このように、広州占領以来、占領軍の厳しい統制により操業休止状態に追い込まれた民間帆船の起用に解決の糸口を求め、第3期の貿易協定から諒解事項として「關於因広東香港間貿易協定而行駛之帆船（包含機動帆船）弁法」³¹⁾（広東香港間貿易協定のために運航する帆船（機動帆船を含む）に関する弁法）を盛り込まれたのである。この両地間貿易の場合、輸送物資の品目の特殊性が輸送方法に制約をかけていたことも事実である。前述のように、広東からの輸出物資は生活必需品が中心であり、前掲表4のように、上位を占めるものは、畜産類、野菜類、果物類や鮮魚類といった貯蔵のきかない生ものばかりであった。物流保管設備のまだ発達しない当時では、短期間でも荷積みの順番を待つ倉庫保管はすなわち腐敗を意味するものであり、このような迅速な荷積み対応が要求される当時の物資移動に、当初は船腹及び航路の整備は対応しきれていなかった³²⁾。機動帆船の起用に關するこの諒解事項の登場後、広東香港間、広東マカオ間の貿易はひっくり返って「帆船貿易」と呼ばれるようになった。

第3節 広東内河運営組合による物資輸送の独占經營及びその後の帆船貿易

広東香港両地の当局が貿易協定における輸送問題を意識し始めたのは、むしろ貿易協定第3期になってからのことではない。両地間の交通は、陸・水問わず戦争によって大きなダメージが与えられていたことを受けて、第1期貿易協定の時点からすでに両者間において、「当局の許可を得た帆船は定期航路のものに限らず、運航に参加する可能性がある」³³⁾と取り決められていた。表5は事変前後（資料作成は1939年）の広東省付近の船舶輸送能力を示すものであるが、その中で、バックに占領軍の支持を持つ運營業者が經營する汽船（福大公司船舶部が中心）の隻数と、生計を営むための操業である民船の隻数とは占領前とそれほど変わることはなく、反対に中国側船舶業者が中心の機動帆船は大幅に減少していたことがわかる³⁴⁾。但し、この時点では広東省内における船舶の運航範囲は、対他省の外洋運航を除き、わずかな占領地域に限られていたことなどから、域内における輸送能力はむしろ占領前より向上していたと評価されていた³⁵⁾が、香港占領後は前述の事情から状

³¹⁾ 諒解事項は全6項から成立っており、そのうち第3項「關於因広東香港間貿易協定而行駛之帆船（包含機動帆船）弁法」において次のように甲～己まで定められていた。甲、香港側の許可を得た帆船は広東地区内、広東側の認許を得た帆船は香港地区内においてそれぞれ自由に運航することができる。但し、許可・認許後は即時に相互に船名及び航路を知らせ合うこと。乙、広東側航路の始発点及び終着点は税関所在地に限る。丙、広東地区に輸送する物資に関して、広東省戦時物資移動取締暫行章程に違反しない限り、手続き上の便宜を与えること。丁、海難及びその他止むを得ない事故により航路を変更し上述手続きを行えない場合は、最寄の海関において手続きを行うこと。戊、規定違反の船舶に対する処罰は、双方は互いに通報すること。己、香港帆船組合規約において重大な変更がある場合、可能範囲内において事前に広東側に連絡すること。「広東香港間貿易協定」、『經濟月報』第1巻第5、6期、1943年12月20日出版、P.225

³²⁾ 「粵港航運與帆船貿易」、『經濟月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.11

³³⁾ 「粵港航運與帆船貿易」、『經濟月報』第1巻第2期、1943年8月20日出版、P.10

³⁴⁾ 東亜海運株式会社編『支那の航運』、1944、アジア学叢書256、復刻版、大空社、2012、第5章第3節「広東、広西省内河水運の概況」、P.424

³⁵⁾ 前掲東亜海運株式会社編『支那の航運』、P.424

況は厳しい船腹不足へと一変した。

表 5 事変前後広東における船舶輸送能力の比較

	汽船隻数	機動帆船隻数	民船（非機動）隻数
事変前	55	121	12,872
事変後	50	44	9,270

『支那の航運』第 5 章第 3 節「南支の部」より整理・引用。東亜海運株式会社編『支那の航運』, 1944, アジア学叢書 256, 復刻版, 大空社, 2012, P424。

香港総督部がこのような状況に対応して積極的に動き出したのが 1942 年 8 月のことであった。香港において物資輸送業務に参加する意思のある機動帆船所有者の帆船登記を行い、そして運航資格を認めた者には許可証を与えた。この機動帆船登記の過程において浮上したのは広東内河運営組合の存在であった。1939 年 5 月に「広東省内主要内河運航を統制し、これを合理的に経営せしめ、以て同地方における水陸交通連絡の調整並びに日支海運の健全なる発達に資する」ことを設立趣旨³⁶⁾として組織された広東内河運営組合は、その出資者リストを見れば、設立当初の資本金 300 万元の主要出資者は、日本郵船、大阪商船、日清汽船、三井物産、三菱商社、福大公司、航業同業組合の合計 7 社と、いずれも国策会社として当時華中・華南において活躍していた大手企業であった。このような組織が機動帆船登録において目立つ存在となるのは少しも不思議なことではないが、占有総トン数も圧倒的なものであった。登記者の最も多い 1943 年 1 月から 4 月の間、香港総督部から広東香港間の運航許可を得た機動帆船数は合計 132 隻で、そのうちの 79 隻は広東内河運営組合の所有となっていた。トン数で計算すると、登録者総トン数 62690 トンのうち、同組合の所有の別の 74 隻の中小型機動帆船を除いても 50856 トンを占めており³⁷⁾、同期の登録トン数をほぼ総攬する状況となっていた。所有帆船に小型発動機を取付けて帆船貿易への飛び入り参入を図る多くの中国側運航業者が太刀打ちできるものではないことは明白なことであった。そして広東内河運営組合が敗戦まで運営していた航路を要略すると、重要性の高い沿岸航路の香港・マカオ・広州湾線、香港・マカオ線、内河航路の広東・マカオ線などの独占運営の他、また珠江支流奥地の物資が集中する港には中国側航運業者を介在して勢力を繰り広げていた。その存在感を示す事例の一つとして、1943 年 10 月に広州市内の主要港である長堤碼頭の拡充建設時に、特別に広東省政府の指定協賛業者として選出された³⁸⁾のである。

つまり、帆船貿易を機に、従来の人口疎散政策実施時から輸送の委任経営を独占的に享受してきた広東内河運営組合は、その後も占領軍の運航統制を背景に、地域最大の航運会

³⁶⁾ 前掲東亜海運株式会社編『支那の航運』, P.425

³⁷⁾ 「粵港航運與帆船貿易」, 『経済月報』第 1 巻第 2 期, 1943 年 8 月 20 日出版, P.10

³⁸⁾ 「広治州市建築大碼頭」, 『経済月報』第 1 巻第 2 期, 1943 年 8 月 20 日出版, P.119

社の業務を維持してきたのである。また言い換えれば、華南地域の戦時物資統制において、航運業は商業統制ないし貿易統制を助ける一翼として、そして占領地全体の秩序建設の一環として編入されていたのである。

ここまで述べてきたように、広東香港間貿易の第3次貿易協定以降は、貿易推進の阻害要素としての輸送問題が俎上にのぼり、船腹不足の現状に対する解決、現地の地形に適合した輸送方法としての機動帆船の活用が検討されたのである。そしてその後、両地間における物資の移動は、確かに大きく変容したように見えた。

では、輸送問題の改善策としての機動帆船の活用は、実際にどのように両地間貿易の数字に反映されるか。現段階ではまとまった統計が記録された史料の確認ができていないため、『広東商統会報』及び『経済月報』に掲載されたデータに基づいて整理・作成した前掲表3を用いて検討したいと思う。

まずは数字上では、協定目標金額、期間内対香港輸出総額及び月平均輸出額のいずれも時期が下るに従い、激しく上昇していくことがわかる。殊に第4期以降の輸出額は、それまで高くても30万元台の数字から一気に100万元を超えるようになり、最後の第6期は更にその倍の200万元台へと突入し、目を見張るような倍率で成長していったかのように見えた。しかし、貿易金額の数字のみで貿易の実績を判断することができないことは、言うまでもない。日本占領地・国民党統治地域を問わず、終戦直前の中国全体における物価高騰の中³⁹⁾でも、香港・広東を中心とする華南地域は、他の占領地においてすでに1943年4月から発行停止・回収が行われてきた軍票の影響力はむしろ強化されていたため、物価の情勢も異なる様相を呈していた。香港において、他占領地の軍票の撤退が本格的に行われ始めた1943年6月から、香港総督部によって改めて市場における香港ドルの完全排除並びに厳しい軍票一本化政策が推し進められた⁴⁰⁾。そのため、華中・華南の軍票は外貨である香港ドルを獲得するために香港に集められ⁴¹⁾、更にその後は軍票の乱発が終戦まで続き、深刻なインフレに陥っていた。従来の両地の金融面の緊密性の特徴に加え、輸出のみならず輸入も並行に行われた広東香港間貿易では、常に広東の輸出超過が計画されていたにもかかわらず大幅の輸入超過が確認される時期⁴²⁾もあり、広東はその後も金融面、物価面のいずれに関しても香港と運命をともにすることは必至であった。

占領期香港の食糧品の物価指数の推移を確認すると、1943年4月の基準時100に対して、翌年1944年3月が312、更に1年後の広東香港貿易の第6期の終わり頃になると6205に

³⁹⁾ 蒋介石国民政府の統治地域である後方を形成する重慶、成都や昆明などの主要都市部ではいずれも深刻な様相を示し、1941年3月になると継続してきた田賦実物徴収政策も、やむを得ず初期の「酌徴」（状況を斟酌して徴収を行う）から「尽量徴収実物」（可能な限り実物徴収を行う）へのシフトを迫られたという。笹川裕史「重慶戦時糧食政策の実施と四川省地域社会」、中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』、中央大学出版部、東京、2005、PP.418-419

⁴⁰⁾ 小林英夫「解題 太平洋戦争下の香港—香港軍政の展開」、関礼雄『日本占領下の香港』、御茶の水書房、1995、P.250

⁴¹⁾ 小林英夫『日本軍政下のアジア—「大東亜共栄圏」と軍票』、岩波新書、東京、1993、PP.155-156

⁴²⁾ 「広州市対香港輸出入物資総額比較表 中華民國三十三年九月至十一月份」、『広東商統会報』第1巻第3期、1944年12月20日出版

なり、終戦の時点では 32855 にも膨れ上がった⁴³⁾のである。このように 1943 年 4 月から 1945 年 3 月の 2 年間だけでも物価は 62 倍にも上がったにも関わらず、月平均輸出総額は 5.8 倍増に過ぎず、実際の貿易量は大幅に後退していたことが推測できる。そして一方の広東に視線を向けてみると、例えば 1943 年 6 月から 8 月の 3 ヶ月間の広州市の食糧品、肉類、調味料類などの生活用品の小売物価総指数を比較するだけでも、その変動の激しさがわかる。1943 年 1 月を基準時 100 とすれば、6 月は 191.34, 7 月は 237.69, そして 8 月になると 324.70 にもなり⁴⁴⁾、まだ比較的安定期とも言えるこの時期の 3 ヶ月間の間だけでも物価は三倍に上昇した。そして 1944 年 7 月になると、物価の暴走の中で、広東省政府は広州市内の政府公務員の生活の負担を配慮し、公務員実物俸給制度が実施されるようになった⁴⁵⁾が、それも悪化する物価の高騰に対しては、「辛うじて戦時の節約生活を送り、災難後の余生を維持することはできるだろう」⁴⁶⁾と表現される程度の役にしか立たなかった。このように異様な物価指数の高騰の中で、広東省政府も肥大化していく貿易の数字ばについて、

ここ半年間の広州対香港澳門両地の貿易金額は法幣 4573 万 5297 元にも達していたが、数字のみを論じれば厖大なものではあるが、物価高騰と合わせて考えれば輸出物資は多いとは言えず、物資交換及び物資調節に関しては効果は尚微弱である⁴⁷⁾と述べ、物資交換及び物資調節の面における実質の効果はほぼ伴わないことを認めていた。

第 4 節 帆船貿易における統制権限の所在の論争

ちょうど広東香港間貿易協定において機動帆船の活用が本格的に導入され、新たな展開を見せ始めようとした 1944 年 8 月頃に、広東分会の理事会会議において、貿易協定における輸出入物資の品目及び数量に対する統制権限の所在について議論がなされた⁴⁸⁾。広東分会の規章において保障された権限としての広東香港間物資の移動に対する統制権限が、設立されて半年経った時点になっても一切移譲の兆候が見られず、その上貿易協定における貿易総額の上限規定に関する助言もほぼ無視されてきた⁴⁹⁾ため、広東分会組織内において

⁴³⁾ 前掲小林英夫「解題 太平洋戦争下の香港—香港軍政の展開」、関礼雄『日本占領下の香港』、P.250

⁴⁴⁾ 「広州零售物価指数総表 民国三十二年六月至七月」、「六七月份批發物価指数比較表」、『經濟月報』第 1 卷第 2 期, 1943 年 8 月 20 日出版, それぞれ P.49, P.53, 及び「広州批發物価指数総表 民国三十二年六月至八月」、「七八月份批發物価指数比較表」、『經濟月報』第 1 卷第 3 期, 1943 年 9 月 20 日出版, それぞれ P.81, P.84, P.88

⁴⁵⁾ 「公務員実物俸給の実施」、『經濟月報』第 3 卷第 1 期, 1944 年 7 月 20 日出版, P.1

⁴⁶⁾ 「公務員実物俸給の実施」、『經濟月報』第 3 卷第 1 期, 1944 年 7 月 20 日出版, P.6

⁴⁷⁾ 広東省経済局は第 5 期の貿易協定の実績について「実質の効果はほぼ伴わない」と認めながら、広東内河運営組合によって新たに開発された香港市橋線の開通の活躍が予想される第 6 期に期待を寄せていた。『經濟月報』第 2 卷第 5 期, 1944 年 5 月 20 日出版, P.11

⁴⁸⁾ 議論が上申としてまとめられ広東省政府に提起されたのは 8 月 23 日のことで、会期で考えると第 7 次理事会と第 8 次理事会のうちのいずれかと推定できる。「広東商統分会理事会第 10 次(臨時)會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期, 1944 年 12 月 20 日出版

⁴⁹⁾ 実情に符合した総額の設定や設定された総額の上限規制に対する要請は、いずれも広東側商人の物価高騰に対する危惧から出た行動と考えられるが、広東省政府はこれに対して「対香港交易物資輸出毎月不規定数額、依事實之需要、得斟酌情形弁理」との姿勢を見せていた。「広東商統分会理事会第 6 次(常会)會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 2 期, 1944 年 9 月 20 日出版, P.58 及び「広東商統分会理事会第 9 次(臨時)會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期, 1944 年 12 月 20 日出版, P.64

組織としての存在意義が疑問視され始めたのである。確かに広東香港間貿易に関する統制権限の規定は、広東分会の規定では表現に不明確さが残る部分はあった⁵⁰⁾。それでも組織内において郵送小包と同様に扱うべき業務（当時は機動帆船によって輸送されるものだった）⁵¹⁾として、「組織事務の緻密かつ円滑な進行を図る」ためにも、設立後一刻も早く従来の管轄機関からの権限移譲を進めることは必要不可欠な要件として理解されていた⁵²⁾。そのため、理事会において決議された後、広東分会は広東省政府に対して統制権限の委譲を要請する旨の上申を行った。つまり、設立以降会務として行ってきた物資移動の許可証の発行という事務的業務のみではなく、「対香港帆船貿易における輸出入物資はすべて広東分会の統制許可を受ける必要がある」⁵³⁾ものとして、実質的な統制権限を求めるものであった。

本稿第 3 章で検討してきた広東分会の要請案に対する審議のプロセスのように、この時広東分会によって提出された上申書は、宛先こそ広東省政府であったが、それを審議・議決する部署は物審分会幹事会であった。1944 年 8 月に広東分会によって提起されたこの上申は、

機動帆船による対香港の輸出入物資に関しては改めて考慮するものとし、機動帆船による対マカオ物資の輸出入に関しては、本年（1944 年）9 月 21 日より、広東分会の許可を受けることを必須条件とする。但し、許可は省政府の審査を受けた後、物審分会常務会の追認を必要とする⁵⁴⁾

と、物審分会の第 16 次幹事会議決において否決され、そして同年 10 月 2 日の広東省政府によって「政三字第 1004 号訓令」及び 11 月 4 日の「政三字第 1306 号訓令」として指令⁵⁵⁾が下された。二度にわたって同内容の訓令が下されたのは、第 16 次幹事会議決の後、次いで常務会議（物審分会第 9 次常務会議）においても、改めて同じ内容の議決がなされたためであった。

広東分会は政府のこの否決の指令に対して、反発の姿勢を見せた。1944 年 11 月 24 日の広東分会第 11 次常務会において同案が再び討論され、「少なくとも輸出物資に関しては、広東分会の統制許可を受ける必要がある」ものとし、同案を再度広東省政府に対して具申するべきと議決された。二度目のこの時の上申理由として、

⁵⁰⁾ 規章の第二章「会務」の第 5 条において、「本分会承広東省政府之命指導監督所属會員處理左列之事務，（中略）…2.關於本省與國內各地香港澳門広州湾之間物資交流及其運當事項」のように規定している。「全国商業統制總會広東分会規章」、『広東商統会報』第 1 卷第 1 期，1944 年 6 月 20 日出版，P.81

⁵¹⁾ 「広東商統分会理事会第 11 次（常会）會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.74

⁵²⁾ 「広東商統分会理事会第 11 次（常会）會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.73

⁵³⁾ 「広東商統分会理事会第 11 次（常会）會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，PP.73-74

⁵⁴⁾ 「広東商統分会理事会第 10 次（臨時）會議議事録」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.67

⁵⁵⁾ 公函「為案奉 省政府指令本分会呈報理事會議決關於機動帆船搬運對港澳輸出入物資應受本分会許可一案」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.86，及び公函「為奉 省政府令拋物審分会呈報第 19 次幹事會議關於第 18 次幹事會議討論對港澳物資輸出入由商統分会許可給証一案」、『広東商統会報』第 1 卷第 3 期，1944 年 12 月 20 日出版，P.88

近來香港廣州間の輪船は船便が極めて少なく、すべての貨物運送は機動帆船に切替わっている。且つ広東分会にはまもなく各専門業務部は成立する、会務の円滑進行のためにも各種統制物資の管理・処分に対しては明確、周密にするべきである。(中略)…機動帆船による対香港輸出入物資に対する許可権限を広東分会に与え、統制の一貫性及び合理性を貫くべきである⁵⁶⁾

と明言され、すなわち両地間の主要貿易形態である帆船による輸送に着目し、民による民に対する統制の有効性を唱えたものであった。

これに対して1944年11月29日に広東省政府から同上申に対し再び訓示が下された。「物審分会の決議結果に基づき、機動帆船による対香港物資輸出に対する広東分会の統制許可は現段階においては必要のないものであり」⁵⁷⁾と述べ、広東分会の要請を一蹴した。機動帆船の活用により奥地からの物資調達が可能となり、そして輸送手段も広東内河運営組合による航運業の統合を実現した占領当局には、広東分会は相手にされるはずもなかった。そして広東分会が粘り強く上申を繰り返した成果としてやっと手に入れたのは、重要性のほかに低い広東・マカオ間貿易に対する統制権限のもののみで、しかもその権限も、広東分会による移動許可の後には、「広東省政府の審査を経て、本会(物審分会)常務会議の追認を必要とする」⁵⁸⁾と、条件付きのものであった。

はからずも時を同じくして、両者の駆け引きが白熱化した時期に、広州市内の八つの主要対香港澳門貿易商による戦時物資移動取締章程違反が発覚し、大問題となった。これらの貿易商は加工した松脂を別名の熟香を用いて広東分会許可事務部の主任から輸出許可を得て香港・マカオへの輸出を企んでいた⁵⁹⁾。当時松脂は「修正広東戦時物資移動取締暫行章程」において第三号物資の輸出禁止物資に当たるもので、その輸出のみならず移動でさえも「特定機関」の許可が必要とされていた⁶⁰⁾。事件はその後の取調で広東分会の職員の汚職疑惑は晴れたものの、職務過失の責任が問われ、許可事務部主任は懲戒免職処分に、任命責任をとって理事長の陳有三は戒告処分に、それぞれ処された⁶¹⁾。陳はその後許可事

⁵⁶⁾ 史料の原文は「(中略)…但查最近行駛廣州與港澳兩地間之輪船航期極少，所有往來貨運，多數改附機帆，且本分会各専門業務部行將成立，對於各類統制物資之管理処分，自應力求周密，以利會務之進行，基上述事實理由，擬再呈請省政府核準，將對香港方面用機動帆船輸出入之物資，一併須受商統分会之許可，以昭一致，以期平允」，である。「広東商統分会理事会第11次(常会)會議議事録」、『広東商統会報』第1巻第3期，1944年12月20日出版，PP.73-74

⁵⁷⁾ 「広東商統分会理事会第10次(臨時)會議議事録」、『広東商統会報』第1巻第3期，1944年12月20日出版，P.67

⁵⁸⁾ 「広東商統分会理事会第10次(臨時)會議議事録」、『広東商統会報』第1巻第3期，1944年12月20日出版，P.67

⁵⁹⁾ 八つの主要対香港澳門貿易商とは何溢記行，利群商行，広成行，広興祥記，東榮行，和生行，新興号及び新生行のことで，事件後はそれぞれ3ヶ月間の対香港・対マカオ輸出入許可証使用禁止の処罰を受けた。「広東商統分会理事会第15次(常会)會議議事録」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，P.24

⁶⁰⁾ 広東物審分会第16次幹事會議において決議された案の原文は次の通りであった。「對香港方面用機動帆船輸出入之物資另行考慮，目前暫照過去情景，許其自由對澳門方面用機動帆船輸出入之物資，由本年九月二十一日起，須受商統分会之許可，先行呈報省政府察核後，再送本分会常務會議追認」。「修正広東省戦時物資移動取締暫行章程」、『広東商統会報』第1巻第1期(創刊号)，1944年6月20日出版，P.86

⁶¹⁾ 当該事件は，理事長によって状況を調べ，理事会において次のような結論が出された。許可事務部主任

務部主任をしばらく兼任した後、1945年3月になって理事長の職務を辞任した。

陳有三の人物紹介のところでも触れたように、彼はまさに汪兆銘の和平路線に共感を覚え、それを支持するために日本から帰国したのであり、その高い志を考慮した場合、部下の過失に自ら任命責任をとって理事長の職務を辞任することは考えにくい⁶²⁾。それでは陳の本心はどうかというと、残念ながらそれを明らかにできる記録は残されておらず、さだかではない。しかし、この時期の広東分会の理事らが機関紙『広東商統会報』の紙面において発していた声は、陳有三も含め、組織全員の共通認識を代弁しているように思う。彼らは機関誌という公の場において、広東分会の機動性を規定する広東省政府の関連政策と実際の施策の間の不合理を「外部各層環境の矛盾扞格」⁶³⁾に求め、広東省政府と占領軍との間の関係に内在する矛盾の一面を暴き、あからさまに批判していた。そして、「明日之商統分会」と題して、設立後1年の広東分会の実態について次のように述べていた。

（広東分会は）単調に、静かに、そして無意味に1年の歳月を過ごしてきた。（中略）…その間の主な活動は、限られた一部の許可業務以外、本格的な任務に接触するような進展は何もなかった。しかも、この限られた局所の事務の範囲も再三に減少させられ、機能面においてはすでに枯死の状態に陥っていた。（中略）…（広東分会は）一元化統制機構の地位を獲得するどころか、接触した試しさえなく、あたかも政府の伝言役のような組織になっていた⁶⁴⁾

そして後任の理事長の陳贊臣も、地域民生問題にとって物資統制政策の期待される役割を肯定的に捉えながらも、同じように組織の形骸化を指摘し、その原因を実力の欠如に求めた。広東分会は「機動的な実力に欠け、業務範囲はもともと狭隘なものから再三狭められ、一元化統制機構の縁にさえ触れることができない」⁶⁵⁾と嘆いた。そして根本的な解決策については、

（広東分会の）今後の進出は、必ず主要商品に対する管理統制等の実際の業務の実施に転換しなければならず、輸出入許可証の発行のみを主要業務としてはならない。（中略）…専門部門の実際業務は迅速に展開させ、原則的な理論の段階から実践の段階に移行することが必須であり、（中略）…政府当局も商統分会（広東分会）に十分な力を付与し、

に関しては、「按之簽陳各節，均屬相符，再三徹查，尚無舞弊確情實拋，唯該員既負主弁核發證照之責，而不能審慎防閑，致被矇混，其為弁事疏忽，實屬咎無可辭，姑念尚非有心舞弊，業經遵令立行撤職」，そして理事長の陳有三自身に関しては、「負有主管責任，對於此事雖非有意徇縱，而一時疏忽失於指導，自亦難辭其咎，應請併予処分」とあった。いずれも原文のまま。「広東商統分会理事会第15次（常会）會議議事録」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，P.24

⁶²⁾ 広東分会発足時の陳有三の市内商人に対する呼びかけからもその抱負が窺える。「（中略）…皆さんは今までにない重大な責任を負っており、この責任はすなわち政府を信頼すること、政府に服従すること、政府を協力することである。（中略）…民生を救済し、国策を完遂させることこそ、我々商人の報国の道である」。陳有三「商人報国之道」、『広東商統会報』第1巻第1期（創刊号），P.8

⁶³⁾ 陳晚成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，P.3

⁶⁴⁾ 陳晚成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.3-4

⁶⁵⁾ 陳贊臣「商統分会之回顧與前瞻—紀念成立一周年」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.1-2

不随の現状から立ち直らせ、組織の機能を活発に発揮させなければならない⁶⁶⁾とした。

同様に組織の現状を詳細に分析した広東分会理事の陳晩成は、更に広東分会とその下部組織の同業公会及び同業組合との関係を言及し、次のように述べていた。彼は、

業務範囲の縮小が原因で従来商統分会（広東分会）は下層組織との連携が乏しく、会員は一般の商業貿易においては商統分会（広東分会）との接触をする必要はまったくなく、両者間にはかけ離れなんら関係を持たない。このような状況において商統分会（広東分会）の指導力及び統制の重責を期待するのは、幻想に過ぎない⁶⁷⁾

としながら、さらに、

商統分会（広東分会）が会員の擁護及び協力を得ることは、今後の会務進行の要となることは言うまでもなく、（中略）…それは政府当局が商統分会（広東分会）に広範な、強固な機能を与えるかにかかっている⁶⁸⁾

と、政府によって与えられる実力は組織内部の結束にもかかわる大問題であるとした。続いて対港澳輸出入貿易（帆船貿易）の現状の放任状態を厳しく批判し、

物資交流の促進を理由に本省の物資移動を完全に自由化させようとする主張は、実に戦時統制経済の趣旨と相反するだけでなく、それによって商統分会（広東分会）も統制任務の基幹なる部分を失うことになる⁶⁹⁾

と、政府当局に「厳密に考慮する」⁷⁰⁾よう促したのである。

このようにして、1945年4月から広東分会第2期は新理事就任式の後に発足した。この第2期の理事会が後に広東省政府に対して「広東商統分会第2期業務実施綱領」⁷¹⁾に基づいて作成された「広東商統分会許可事務部弁理対港澳物資輸出統制計画表」⁷²⁾を提出したことは、組織のより能動的・積極的な一面を覗かせたが、広東分会に残された寿命はわずか半年に過ぎなかった。

⁶⁶⁾ 陳贊臣「商統分会之回顧與前瞻—紀念成立一周年」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.1-2

⁶⁷⁾ 陳晩成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.2-4

⁶⁸⁾ 陳晩成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.2-4

⁶⁹⁾ 陳晩成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.2-4

⁷⁰⁾ 陳晩成「明日之商統分会」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.2-4

⁷¹⁾ 「広東商統分会第2期業務実施綱領」の中において、明らかに第1期と異なるものとして、第2款1-2の甲類交易物資の交易に関する詳細規定がある。そこでは、物資統制は、貿易協定のある地域間は貿易協定に従って行うとしながら、「（広東分会の）甲類物資に対する統制は、組織の許可事務部が広東省供給需要の実際状況を参照した上、各専業部の意見をもとに月毎・期毎に輸移出入統制計画表を作成し執行する」と組織の権限を明確に打ち出す一文があった。「広東商統分会第2期業務実施綱領」、『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，P.30

⁷²⁾ 「広東商統分会許可事務部弁理対港澳物資輸出統制計画表」は広東分会が広東省過去3ヶ月間の対香港輸出の実際数字及び両地間各種物資の供給需要の実際状況を参照した上で1945年4月に作成されたもので、「実施する際、特殊な状況においては、（広東分会）理事長は随時貿易対象物資の数量及び金額の増減を判断し操作する権限を持つもの」とあった。特に工業用薬品、金属製品、機械、染料及び雑糧などの物資の輸出は初めから減少させるべきとされていた。『広東商統会報』第4期，1945年4月20日出版，PP.48-51

小結

1944 年 4 月から設立され、終戦まで存続期間 1 年間余りしかなかった広東分会を、その主な活動の場である物資統制、なかんずく広東香港間貿易における統制権限に対する移譲要請の過程に対する検討を通じて、以下のようにまとめることができる。

汪兆銘政権の華南地域における物資統制は、その民間自主統制組織の広東分会の性格からも、はじめから華中地域の商統総会と異なり、日中合作の体制が強調されてきた。しかし、その性格を明確にしてくれたのは、なんと言っても新生占領地香港の誕生後における広東の物資統制の有様であった。人的及び地理的なつながりが切っても切離せない広東と香港間の関係は、戦争及び政局の変動の中でより明確に浮き彫りにされたのである。香港軍政部及び香港総督部によって打出された人口疎散政策がもたらした相互補完効果は、香港側の民生問題を当面において解決しただけでなく、例えば広州市内の工場の操業再開の調査で明らかのように、広東の経済にも大きく寄付した。だが、「大東亜の中核」に象徴されるように、香港が日本占領地の一部として編入された後、広東の物資統制は早くも歪みが生じたのである。占領当局は輸送手段を統制下に抑え、広東を占領地統治のための供給源として位置付けたのである。終戦の直前になると、深刻な物資不足の中で広東商人は地域の物資の確保に傾き、そして物資統制権限の獲得を通じて地域利益の保護を図ろうとしたのである。結果的に、統制権限の獲得は失敗に終わったが、帆船貿易の行き詰まりの背後に商人の抵抗は十分に考えられる。第 2 期広東分会が発足した際に広東商人が披露した物資統制に対する能動的・積極的な姿勢は興味深い。そこからは広東商人の地域主義的な一面を垣間見ることができるように思う。

終章 商人組織の近代化を規定する要因

本章では、本稿第1～4章において明らかにされてきた事実の、中国現代史における意義を改めて検討したい。1930年代と1940年代の二つの時期の商人組織の連続性あるいは断絶性について考えたい。そしてそれらの事実を振り返りながら、それぞれの時代の商人組織の性質を規定する要因、すなわち統治者の要因とそれによってもたらす組織の体制の要因、及び地域（香港）の要因を論点として取り上げながら、当該時期の商人が置かれた環境、それは例えば世界恐慌、あるいは経済統制などの外在的な条件と結び付けて、中国近代史における商人組織の位置づけを試みたい。

まずは、大きな枠組みとしての、中央—地方の関係について検討したい。1930年代から1940年代を通じて継続されてきた中央—地方の構図で考えると、広東省は従来独立性を維持する可能性が高い場所であり、同様にそこにいる商人たちも官に対して自立性の強いイメージがあった。近代国家の建設に対して、統一・中央化に対する遠心力としての地方の独立・分離の力は常に働く。広東省に汪兆銘政権が設立後、行政面においては基本的に両広事変後の中央—地方体制と同じものをとっていたが、華中と異なり、広東省は独自の物資統制の道を歩むことになった。この意味では、統治者にしろ商人にしろ、広東省は常に自らが中心という意識を持っていたと解することもできる。民衆、なかんずく商人からの支持を獲得することは、政権安定の最重要要素であったことは、西南政権においても日本占領当局においてもいずれも同じである。このような商人に対する依存性、あるいは絶対的な指導権を握る必要性の存在は、両者の関係を大きく規定していく。その下で、商人は形式的にある程度の自立、自主の空間を与えられるが、統治者の意向によって変容していく。

それでは、筆者が考える、商人像を規定する要因としての、統治者の要因と商人組織自身の体制の要因はいかなるものか。本文で検討してきた二つの時期に即して論じたい。1930年代初期に入ると、商人の組織に関する法規面の整備は従来と比べられないほど充実してきたが、それでも従来の研究で指摘されてきたように、弱体な商人組織のイメージは強かった。1933年の総選挙以降一貫して「統一商運」（全市商人の市商会・同業公会加入）の達成を唱え、そして1934年になると会員勧誘のノルマを同業公会に求めながら、市党部に対しても法規面の援助を求めたことは、少なくとも1933年の改組請願派が登場する前までは、広州市商会は「ルーズ」な組織なまま、商民運動を乗り切ったと言える。しかし、その後の広州市商会の変貌ぶりは注目に価する。一連の活動からみるその積極性とその後ほぼ自力によって達成した「統一商運」の事実は、いずれもその時点の商人組織の内部の結束の強さから来る自立性を示すものであった。では、この自立性の源泉はどこから来たか。筆者は、1930年代の一連の広州市商会の積極的な活動はあくまで表層に過ぎない考える。その裏の事情にも目を向けたい。旧商民協会のメンバーが中心となる改組請願派が登場すると、加勢を求めてきた改組請願派に答えて国民党の地方党部は改組委員会の設立を指示

し、そして指導員を派遣した。商整会期に入ると指導員の派遣の他に、国民党員のメンバーを主席として任命した。そして元の組織に回帰した時の指導層への浸透（半数以上が国民党員・親国民党のメンバー）を図った。1930年代の商人組織の変貌の過程を辿ってみると、そのいずれの段階にも陰に国民党地方党部の存在が確認できる。このことから、商人組織の体質の変化をもたらす力は、内的なものではなく、むしろ外からの、行政権力側から与えられたものと考えたほうが妥当であろう。ここでは、従来から引きずってきた旧総商会系の商人組織の限界を見ることになる。

それでは、一方の権力側は、いかなる思惑を持って商人たちが求めている「統一商運」を助けたのか、確認したい。地方政権から見れば、支持層の拡大は社会統合力に、そして最終的には自らの正当性につながる大問題であることは言うまでもない。改組請願派の登場を発端にスタートした一連の商人組織の改造は、1934年の総選挙において改組請願派の勝利で終わった。改組請願派＝旧商民協会＝親国民党の構図から考えれば、広州市党部が改組請願派の請願を受入れ、それ以降改組請願派のメンバーを中心に商人組織の改造を進めさせたことは、商人組織は最大限に旧商民協会の意向を受入れた形で改革が行なわれたということになる。言い換えれば、「商民運動」後の商人の合併によって商人組織内に階層が形成され、内部闘争が起ることはあらかじめ予測されていたかもしれない。そして商人組織の自立不能を介入の絶好の口実として捉え、改革の糸口として国民党市党部は期待していたのであろう。

つまり、1930年代の商人組織に対する改革は、商人組織内部における、国民党の地方党部による二度目の「商民運動」とも言える。1920年代の終わりの「商民運動」において、国民党は「大多数の商民の利益を代表する」、「厳密な組織体制を持つ」、そして「革命的」な商人組織の設立を目標に、基層部の商人から商民運動を動員していた。表面上失敗に終わったこの運動は、その延長して場を変えて行われていたのである。1920年代末の「商民運動」は、外の、異なる階層の組織（広州総商会）との闘争であったのに対して、1930年代になると、吸収された旧商民協会のメンバーが、組織内部から発する運動によって、勝利を勝ち取ったのである。この意味では、従来の研究で指摘されてきた弱体の商人像は適正であったかもしれない。1930年代の改革において、主導的な、積極的な一面を見せてくれたのは、従来の商人ではなく、国民党によって動員対象と位置づけられた広範の商民たちであった。

それではこのような1930年代の半独立体制下における広東商人と、1940年代の物資統制下の商人と、本質的部分において差異はあったか。あるとしたらそれを規定するものは何であったか、について考えたい。

第3章、第4章で明らかにしてきたように、広東陥落後、人口の大量流失による商業の不振は商人組織に大きなダメージを与え、また、一部の商人は広東省国民政府の撤退と共に広州を去ったことから、広州市内における商人の活動は従来より限られていたことは想像できる。彼らの初期の活動は、広州市商会の名を借りた広東・香港間の密貿易にも代表

されるような、非公式の、投機的な、いわば旧体制そのものであった。商人組織の再建は汪兆銘政権広東省政府の設立後であった。商人組織に変貌を与える大きな出来事とも言える 1944 年 3 月の広東分会の設立である。しかし、「日華経済合作」の一形態として掲げられて登場したこの商人組織は、蓋を開ければそれは「日華基本条約」に対する宣伝の役割以外、実績を残すことはできなかった。

設立当初から、華中より遥かに親日的な組織として設立されたにもかかわらず、広東分会は何ら実際の統制権限を与えられていなかった。従来商人の「悪徳」に対する不信から、占領当局は自ら直接商人に対する管理の方法を選んだのである。広東分会指導部に権限を与えず、それによって下層組織である同業公会とは「接触もない」、「断絶の状態」にしていった上、それぞれの中国側の同業公会に、同じ業種の日本側の組合をつけるという組織の構成はこの当局の意図を反映したものと言える。強度な集権制であるこの行政権力の下で、商人を指導する役割として期待された商人組織の広東分会は抜け殻同様の存在になっていた。それでは、基層の同業公会の商人は、いかなる姿勢でこの体制に臨むか。広東・香港間貿易協定が結ばれた初期に、貿易を担う業者は当局の厳密な審査を経て選ばれた 19 社であったが、第 5 期に入った時点で 40 社まで増加し、そして終戦直前になると 70 数社と三倍以上にもふれ上がった。しかし、参加業者が増えても、実際の業績はむしろ減少していたことの理由について考える時、個々の業者の力の無さ、物資の厳しい不足、そしてなによりも 1945 年に暴露した不正事件のように、闇において物資の移動を操作していた「悪徳商人」の存在は重要である。いずれにしても、これは官による物資統制権限、あるいは物資を流通させる能力の限界と見てもよかろう。これは 1930 年代と異なり、官と民の間は、依存性を何ら見出せない関係とも言える。そして、官による一方的な暴力施政に対して、むしろ目立ったのは、孤立した広東分会の指導層の、自分の存在意義を探るのに必至な商人像である。これはある意味商人の積極的な一面とも考えられるし、また彼らの自立に対する希求は、「近代的」なものとも言える。

参考文献目録

* 中国語史料は史料名の中国語読みの拼音順，日本語史料は 50 音順に従い，中国語文献は著者の中国語読みの拼音順，日本語文献は 50 音順に従い，同一著者の場合，年代順に並べる。

1. 史料（档案史料及び刊行史料他）

〈中国語〉

- ・『陳濟棠研究史料（1928-1936）』，広東省档案馆出版，1985
- ・『誠報』，1933.12.10-1949.4.11，広東省中山図書館所蔵
- ・『広東商統会報』，第 1 卷 1 期～第 1 卷 3 期，1944.6.20-1945.4.20，広東省中山図書館所蔵
- ・『広東商業年鑑』，広州総市両商会合編，1931 年，広東省中山図書館所蔵
- ・『広東省政府公報』，1934 年，1943 年-1944 年，広州市国家档案馆所蔵
- ・『広東文史資料』，広東省政協文史資料研究委員会編広東人民出版社，1961
- ・『広州市商会第三次会員大会日刊』，1938.9.5，広東省中山図書館所蔵
- ・「広州市商会工作報告」，1942.11，広州市国家档案馆所蔵
- ・『広州市商会週年特刊』，1947 年，広東省中山図書館所蔵
- ・『広州文史資料選輯』，広州市政協文史資料研究委員会編広東人民出版社，1960
- ・『国貨月刊』，1934 年第 7 期，大成老旧刊期刊資料
- ・『胡漢民未刊往來函電稿』，陳紅民輯注第 1 冊-第 15 冊，広西師範大学出版社，2005
- ・『蔣中正總統档案 事略稿本』第 36 卷，周美華編輯，台湾国史館，2012
- ・『近代広州口岸經濟社会概況—粵海關報告匯集』，広州市地方志編纂委員会弁公室編，暨南大学出版社，1995
- ・『經濟月報』，第 1 卷 1 期～第 3 卷 1 期，1943.7.20-1944.7.20，広東省中山図書館所蔵
- ・『兩広戦時經濟』，第 1 期，第四戦区經濟委員会編印，1941，広東省中山図書館所蔵
- ・『民国時期広東政府档案資料選編』，広東省档案馆第 1-4 卷（1921-36），1989
- ・『民声月刊』，1942-43 年，広東省中山図書館所蔵
- ・『南天歲月—陳濟棠主粵時期見聞実録』，広州市政協文史資料研究委員会編，広東人民出版社，1987
- ・『商整会週刊』，第 4 期-第 17 期，1933.12.21-1934.3.22，広東省中山図書館所蔵
- ・『市商会週刊』，第 1 期-第 18 期，1934.5.6-1934.9.28，広東省中山図書館所蔵
- ・『三民主義月刊』，第 1 卷第 1 期～第 7 卷第 6 期，1933.1.15-1936.6.15，広東省中山図書館所蔵
- ・『孫大元帥東征紀事』（下），広東省惠州市惠城区政治協商会文史委員会編，
<http://www.hcq.gov.cn/lz/Show.aspx?id=21554>（2013 年 9 月 26 日アクセス）
- ・『香港華商總會月刊』，第 1 卷第 1 期-12 期，1934.4.1-1936.4，広東省中山図書館所蔵
- ・『越華報』，1933.7.1-1936.10.8，広東省中山図書館所蔵

- ・『中国経済年鑑』，正編第十冊，陳公博編，復刻版。台湾宗青図書公司，1980
- ・『中国経済年鑑続編』，第七冊，陳公博編，復刻版。台湾宗青図書公司，1980
- 〈日本語〉
- ・「官民一政体制確立へ 中国経済界の質的大転換 商業統制総会発会す」，読売報知新聞 1943.3.17，神戸大学附属図書館新聞記事文庫，中国（19-102）
- ・『軍政下の香港—新生した大東亜の中核』，昭和 19 年版，香港占領地総督部報道部監修・東洋経済新報社編，復刻版。濱下武志・李培徳監修解説，『香港都市案内集成・第 10 巻』，ゆまに書房，2014
- ・「実業部主要商品登記規則公布の件」，研-0630，国立公文書館アジア歴史資料センター
- ・『支那の航運』，東亜海運株式会社編，1944，アジア学叢書 256，復刻版。大空社，2012
- ・「全支経済を掌握 戦時体制の根幹確立」，『大阪毎日新聞』，1943.3.13，神戸大学附属図書館新聞記事文庫，中国(19-096)
- ・『東亜』第 9 巻第 1-12 号，満鉄調査部発行，1936.1.1-1936.12.1
- ・「同業統制組合規則に基づく行為指定に関する件」，研-630，国立公文書館アジア歴史資料センター
- ・「囤積主要商品治罪暫行条例公布の件」，研-630，国立公文書館アジア歴史資料センター
- ・「中支那に於ける全国商業統制総会に関する件」，研-630，国立公文書館アジア歴史資料センター
- ・『南支綜合調査報告書』，台湾大亜細亜協会南支調査委員会，1938
- ・「日本国中華民国間基本関係に関する条約」，資料 1：A03022538300，御署名原本・昭和 15 年・条約第 10 号，国立公文書館アジア歴史資料センター
- ・「日本国中華民国間基本関係二関スル条約」，資料 3：B04013465700，日華基本条約及日満華共同宣言関係一件（阿部特派大使派遣関係ヲ含ム），第 6 巻 16，日華間基本条約及附属文書並日満華共同宣言，国立公文書館アジア歴史資料センター
- ・「物資移動制限改廃」，『大阪朝日新聞』，1943.3.18，神戸大学附属図書館新聞記事文庫，中国(19-103)
- ・『香港・海南島の建設』，秀島達雄編，松山房，1942。復刻版，濱下武志・李培徳監修解説『香港都市案内集成 第 8 巻』，ゆまに書房，2014
- ・『香港年鑑 1941 年版』，香港日本商工会議所，1941。復刻版，濱下武志・李培徳監修解説『香港都市案内集成 第 9 巻』，ゆまに書房，2014

2. 辞典，回想録類

〈中国語〉

- ・『広州百年大事記』（上・下），広州市政協文史資料研究委員会編広東人民出版社，1984
- ・『回顧録』，鄒魯，岳麓書社出版，2000
- ・『民国胡展堂先生漢民年譜』，蔣永敬編著，台湾商務印書館，1981

- 『李宗仁回憶錄』(上・下)，李宗仁口述・唐德剛撰寫，廣西師範大學出版社，2005
- 『民國法規集成』，第33卷，蔡鴻源主編，黃山書社出版，1999
- 『汪偽政權』，中央檔案館・中國第二歷史檔案館・吉林省社會科學院合編，中華書局，2004
- 『中國近代史 1919-1949』，龔書鐸主編/方敏・馬克鋒・耿向東編著，中華書局，2010
- 『中華民國史大辭典』，張憲文・方慶秋等主編，江蘇古籍出版社，2002
- 〈日本語〉
- 『苦笑錄』，陳公博（松本重治監修/岡田酉次訳），講談社，1980

3. 研究書（單行本）

〈中國語〉

- 陳海忠『近代商會與地方金融—以汕頭為中心的研究』，廣東人民出版社，2011
- 陳紅民『函電里的人際關係與政治—讀哈依·燕京圖書館藏「胡漢民往來函電稿」』，三聯書店，2003
- 鄧開頌・陸曉敏主編『粵港澳近代關係史』，廣東人民出版社，1996
- 馮筱才『北伐前後的商民運動（1924-1930）』，台灣商務印書館，2004
- 韓文昌・邵玲『民國時期中央國家機關組織概述』，中國檔案出版社，1994
- 黃增章『民國廣東商業史』，廣東人民出版社，2006
- 蔣永敬『蔣介石與國共和戰—1945-1949』，台灣商務印書館，2013
- 李培德編『商會與近代中國政治變遷』，香港大學出版社，2009
- 李培德編『近代中國的商會網絡及社會功能』，香港大學出版社，2009
- 邱捷『晚清民國初年廣東的士紳與商人』，廣西師範大學出版社，2012
- 王紅梅『商會與中國法制近代化』，南京師範大學出版社，2011
- 王奇生『黨員，黨權與黨爭—1924-1949年中國國民黨的組織形態』，上海書店出版社，2010
- 肖海軍『商會法律制度研究』，中國人民大學出版社，2010
- 肖傑『蔣介石與胡漢民—一筆桿子闖不過槍桿子』，團結出版社，2009
- 楊華山『晚清厘金與中國早期現代化建設』，人民出版社，2011
- 楊念群・黃興濤・毛丹主編『新史學』(上)，中國人民大學出版社，2003
- 楊天石『尋找歷史的謎底—近代中國的政治與人物』，首都師範大學出版社，1993
- 楊天石『蔣氏秘檔與蔣介石真相』，遼寧教育出版社，2002
- 易勞逸『1927-1937年國民黨統治下的中國—流產的革命』，中國青年出版社，1992
- 虞和平『商會與中國早期現代化』，台灣東大圖書公司，1995
- 虞和平『商會史話』，社會科學文獻出版社，2011
- 余子道・曹振威・石源華・張雲『汪偽政權全史』(上・下)，上海人民出版社，2006
- 臧運*（ネ偏に古）『七七事變前的日本對華政策』，社會科學文獻出版社，2000
- 張曉輝『民國時期廣東社會經濟史』，廣東人民出版社，2005
- 張曉輝『民國時期廣東的對外經濟關係』，社會科學文獻出版社，2011

- ・張曉輝主編『民国時期廣東財政政策變遷』，經濟科學出版社，2011
- ・周聿峨・陳紅民『胡漢民評傳』，廣東人民出版社，1989
- ・朱英『商民運動研究（1924-1930）』，北京大學出版社，2011
- ・朱英『近代中國商會，行會及商團新論』，中國人民大學出版社，2008
- ・朱英主編『商會與近代中國』，華中師範大學，2005

〈日本語〉

- ・浅田喬二編『日本帝國主義下の中國—中國占領地經濟の研究』，樂游書房，1982
- ・味岡徹『中國國民黨訓政下政治改革』，汲古書院，2008
- ・家近亮子『蔣介石と南京國民政府』，慶應義塾大學出版會，2002
- ・岩井茂樹『中國近世財政史の研究』，京都大學學術出版會，2004
- ・風間皐『近世中華民國史』，叢文閣，1938
- ・小林英夫『日本軍政下のアジア—「大東亞共榮圈」と軍票』，岩波新書，1993
- ・小林英夫・林道生『日中戦争史論—汪兆銘政權と中國占領地』，御茶の水書房，2005
- ・柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』，日本經濟評論社，1999
- ・関礼雄『日本占領下の香港』，御茶の水書房，1995
- ・中央大學人文科學研究所編『民国後期中國國民黨政權の研究』，中央大學出版部，2005
- ・松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像—帝國日本と台灣・「南洋」・「南支那」』，ミネルヴァ書房，2007
- ・松浦正孝『「大東亞戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治經濟史』，名古屋大學出版會，2010
- ・横山宏章『中華民國史 專制と民主の相剋』，三一書房，1996

4. 研究論文

〈中國語〉

- ・陳紅民「論九一八事變後的胡漢民」，南京大學修士論文，1985
- ・金以林「地域觀念和派閥衝突—以二〇，三〇年代國民黨粵籍領袖為中心的考察」，『歷史研究』，2005
- ・李培德「二次大戰結束前香港的華人商會」，李培德編『商會與近代中國政治變遷』，香港大學出版社，2009
- ・羅敏「走向團結—國民黨五全大會前後的蔣介石與西南」，中國社會科學院近代史研究所編『民國人物與民國政治』，社會科學文獻出版社，2009
- ・馬敏「商會史研究與新史學的範式轉換」，楊念群・黃興濤・毛丹主編『新史學』（上），中國人民大學出版社，2003
- ・馬永「日偽統治時期的廣州經濟」，廣東省廣州大學修士論文，2007
- ・邱捷「廣州商團與商團事變—從商人團體角度的再檢討」，邱捷『晚清民國初年廣東的士紳與商人』，廣西師範大學出版社，2012

- ・王春英「服従與合作：抗戰時期日占区統制經濟下的同業公会」，中国社会科学院近代史研究所『近代史研究』，2013年第6期總第198期，
- ・魏文享「商人団体與抗戰時期的經濟統制」，朱英主編『商会與近代中国』，華中師範大学，2005
- ・張瑞德「抗戰時期大後方工商業者的心態與行動」，国立台湾師範大学歴史研究所歴史学系『歴史学報』，第27期，1999
- ・周聿峨「論辛亥革命時期的胡漢民」，広州暨南大学修士論文，1981
〈日本語〉
- ・浅田喬二「日本帝国主義による中国農業資源の収奪過程」，浅田喬二編『日本帝国主義下の中国—中国占領地經濟の研究』，楽游書房，1982
- ・金子肇「抗米援朝運動と同業秩序の政治化—上海の愛国業務公約を素材に」，『歴史学研究』，No.923，2014
- ・金子肇「1930年代の中国における同業団体と同業規制—上海の工商同業公会を素材として」，『社会經濟史学』，Vol.63-1，1997
- ・姜珍亜「1930年代広東省の財政政策—中央・地方・商人の三者關係を中心に」，東京大学文学部・大学院人文社会系研究科博士論文データベース 2000年度
- ・小林英夫「解題 太平洋戦争下の香港—香港軍政の展開」，関礼雄『日本占領下の香港』，御茶の水書房，1995
- ・斉藤道彦「民国後期中国における国民党政権の鳥瞰図」，中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』，中央大学出版部，2005
- ・笹川裕史「重慶戦時糧食政策の実施と四川省地域社会」，中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』，中央大学出版部，東京，2005
- ・陳紅民（光田剛訳）「矛盾の連合体—胡漢民・西南政権と広東実力派（1932-1936）」，松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」』，ミネルヴァ書房，2007
- ・陳紅民（小川唯訳）「大陸中国の民国史研究」，飯島涉他編『現代中国と歴史学—4』，東京大学出版会，2009
- ・陳来幸「広東における商人団体の再編について—広州市商会を中心として」，『東洋史研究』，第61巻第2号，2002年9月
- ・羅敏（光田剛訳）「福建事変前後の西南と中央—対立から交渉へ」，松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像—帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」』，ミネルヴァ書房，2007

謝辞

本論文の最後に、これまで多くの指導や励ましを与えてくださった方々に、感謝を記しておきたい。

指導教官の白木沢旭児先生に、研究を続けていく上での作法，思考方式，専門的な知識，幅広くご指導いただいた。先生のご指導がなければ，筆者の稚拙な考えでは，とても博士論文を書く上げることはできなかった。先生には，いくら感謝してもしつくせない。

また，論文を書き上げるまでには，筆者の所属する北海道大学大学院文学研究科日本史講座，北大史学会及び他の研究会でお会いする先生方，先輩方，院生に大変お世話になった。松浦正孝先生からは，研究者としての模範を見せて頂き，また貴重な史料や書籍も大量に頂いた。三木聡先生と吉開将人先生，そして川口暁弘先生には，日頃から，たくさんのことを学ばせて頂いた。先生方の日頃の貴重なアドバイス，厳しいコメント，支えがなければ，ここまで続けることはできなかった。何よりの感謝を示したい。

加えて，史料調査を行った時に大変お世話になったマカオの秦啓志氏を記しておきたい。氏には，長い広州の史料調査では宿を貸して頂き，また，ご先代様の貴重な史料も使わせて頂いた。ここで謝意を示したい。

最後に，博士課程に進学するにあたり，母，二人の姉の理解，そして陰で支えてくれた父の存在は欠かせなかった。これから先の仕事と研究を以って，少しでもその思いに応えたい。

2015 年 11 月 札幌にて
張 集歆